

別添資料



足立区

案

地域保健福祉計画

令和6年度～令和11年度
(2024年度～2029年度)

認め・つながり・支えあう

安心のまち 足立

足立区 福祉部 福祉管理課

令和6年3月発行

このマークは、音声コード「Uni-Voice
(ユニボイス)」の二次元コードです。

専用アプリで読み取ると、音声で内容
を確認できます。



足立区民憲章

足立区は、四方を川にかこまれた、歴史と伝統のある人情味あふれる東京の下町です。

わたくしたちは、足立区民であることに誇りと責任をもち、調和のとれた心豊かな住みよい足立をきずくため区民の総意でこの憲章を定めます。

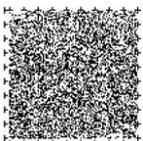
- 一 わたくしたち足立区民は、健康に心がけ元気に働き楽しい家庭をつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、教養を高め世界をむすぶ文化のまちをつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、おもいやりと感謝の心で明るいまちをつくりましょう。

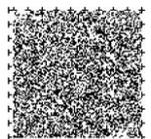
- 一 わたくしたち足立区民は、自然を愛し資源を大切にして清潔な美しいまちをつくりましょう。

- 一 わたくしたち足立区民は、きまりを守り力をあわせて自立する平和なまちをつくりましょう。



この計画書の各ページには、音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」の二次元コードを印刷しています。音声で計画内容を確認することができますが、文字数に制限があるため、本文を一部省力している箇所があります。

なお、二次元コードの位置を分かりやすくするため、すべてのページに半円形の切り欠きを設けています。



はじめに

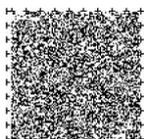
足立区地域保健福祉計画の策定にあたって



区長写真

近藤区長メッセージ 挿入予定

令和6年3月
足立区長 近藤 やよい



足立区地域保健福祉計画に寄せて



菱沼会長メッセージ 挿入予定

令和6年3月
足立区地域保健福祉推進協議会 会長
地域保健福祉計画策定部会 部会長 菱沼 幹男



足立区地域保健福祉計画 目次

第1章 計画策定の考え方

1 概要	8
2 計画策定方法	9
3 計画の位置づけ	10
4 計画期間	12
5 計画の進行管理	13
6 計画の名称	14
7 SDGsとの関連	15

第2章 足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果

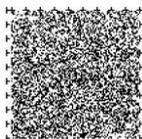
1 データから見る足立区の現状	18
(1)様々な“ひと”で構成される足立区	18
(2)地域でのつながりの希薄化	23
(3)日頃からの支えあいによる“共助”の力	26
2 地域福祉に係るアンケート 実施結果	28
3 地域懇談会 実施結果	34

第3章 基本理念、基本方針、施策体系

1 基本理念	40
2 基本方針	42
3 重点施策	44
4 基本理念・基本方針実現に向けた施策体系	46
5 施策指標管理表	48

第4章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援体制整備事業における各事業	52
2 足立区での重層的支援体制の展開	53
3 包括的相談支援・参加支援	54
4 重層的支援体制整備事業実施計画	58
5 重点施策と各施策の関係	59



第5章 施策推進

施策① 複合・複雑課題や狭間のニーズの把握と寄り添い支援	68
包括的な相談支援体制の整備／複合・複雑化する課題への支援	
施策② 多様な福祉事業の展開	72
高齢者支援／障がい者支援／災害時支援(避難行動要支援者) 権利擁護の推進・虐待防止／生活困窮者支援／ひきこもり支援 外国人支援	
施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援	94
子ども・子育て支援／食育支援／不登校対策・ひきこもり支援／発達支援 子どもの貧困対策・若年者支援／ひとり親支援／ヤングケアラー支援	
施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援	112
住まい確保の支援・居住支援／就労支援・資格取得支援	
施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進	118
民生・児童委員活動／更生保護活動の支援／絆づくり事業 地域団体活動の支援／居場所・交流の機会づくり 地域福祉の担い手の育成と連携強化	
施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開	130
健康づくりの推進／感染症対策／自殺対策／食品衛生／母子保健事業 動物との共生／医薬衛生／環境衛生	

第6章 計画の推進に向けて

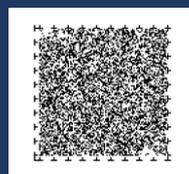
1 計画の推進	152
---------------	-----

第7章 資料編

1 地域保健福祉を取り巻く国、都の動向	156
2 社会福祉法(抄)	159
3 計画策定の経過・検討体制	160
4 足立区地域保健福祉推進協議会条例/条例施行規則	164
5 パブリックコメント(区民意見募集制度)実施結果	166
6 その他資料(足立区の現状)	167
7 用語説明	174

第1章

計画策定の考え方



第1章 計画策定の考え方

1 概要

(1) 策定の背景・目的

かつては、家庭や地域のつながりの中で支援・解決してきた課題や困りごと、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い解決は困難になり、老老介護、認認介護※、ひきこもり等新たな社会問題も顕在化してきました。

このような社会状況を踏まえ、平成12年に介護保険法が施行されるとともに、社会福祉事業法が社会福祉法（以下「法」という。）に改正されました。

この改正により、新たに「地域福祉計画の策定」が規定され、地方公共団体が任意で、地域福祉計画を策定できるようになりました。

その後、制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題※やダブルケア※、ヤングケアラー※等、本人や家庭で複数の課題が重なり、従来の縦割りの公的支援だけでは対応しきれないケースも増加してきました。

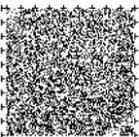
これを受け、平成29年の法改正により、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけ、当該計画の策定が地方公共団体の努力義務に規定されました。

これまで足立区では、高齢者保健福祉計画、障がい者計画などの個別計画を一括りにすることで、地域福祉計画と位置づけてきましたが、社会状況や法改正をふまえ、「**地域保健福祉計画**」の名称で新たに計画を策定します。

※ 認認介護・8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー

- 認認介護**: 認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護している状態
- 8050問題**: 高齢の親と働いていない独身の中年の子が同居している世帯
- ダブルケア**: 「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態
- ヤングケアラー**: 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども

詳細は第7章 資料編 用語説明(P174)参照



2 計画策定方法

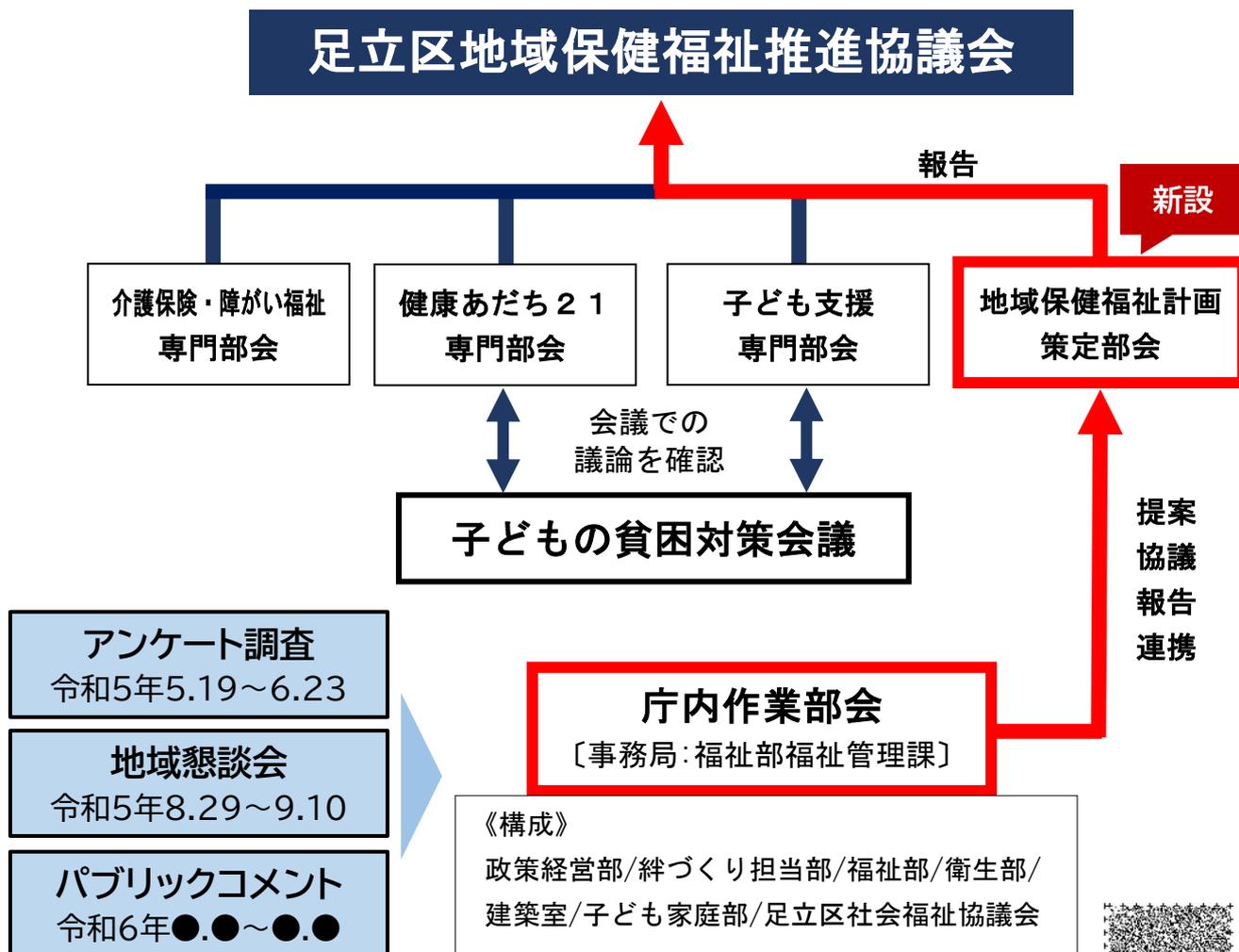
本計画の策定には、分野横断的な検討を要することから、区における地域保健福祉を推進する附属機関であり、福祉における各分野から幅広く委員が選出されている、足立区地域保健福祉推進協議会に諮りながら進めました。

足立区地域保健福祉推進協議会の中に、専門部会として新たに地域保健福祉計画策定部会を設け(令和4年8月新設)、関連部署により構成する庁内作業部会とともに、検討を行いました。

また、地域福祉に係るアンケートや地域懇談会*を行うことで、地域での課題や困りごとについて把握・意見交換するとともに、パブリックコメントを実施し、足立区に即した計画を目指しました。

※ アンケートや地域懇談会の実施結果は第2章(P28)へ

地域懇談会:地域福祉に関する課題や困りごと・支援ニーズを把握・共有するため、計画策定過程の一環で実施

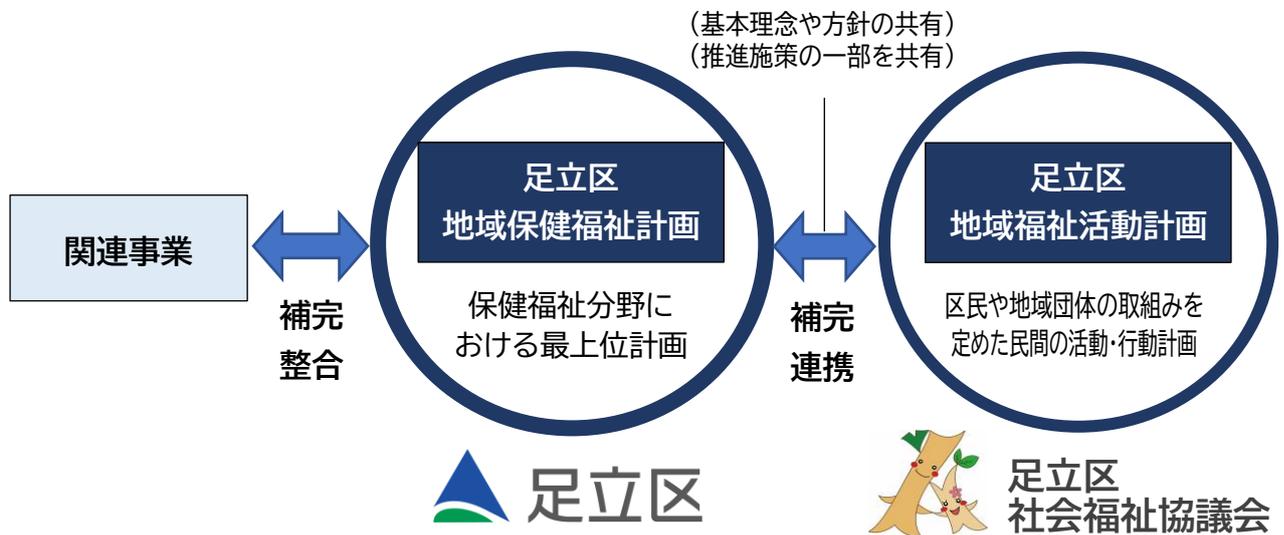


3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「足立区基本構想」及び「足立区基本計画」に基づき、保健福祉に関する高齢者、障がい者、子ども・子育て等の各種計画の共通事項を定める上位計画として位置づけ、庁内横断的に施策に取り組むことを目的として策定します。

また、地域福祉を推進するため、足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」とも整合を図り、連携・補完していきます。

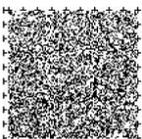


(2) 本計画の特徴

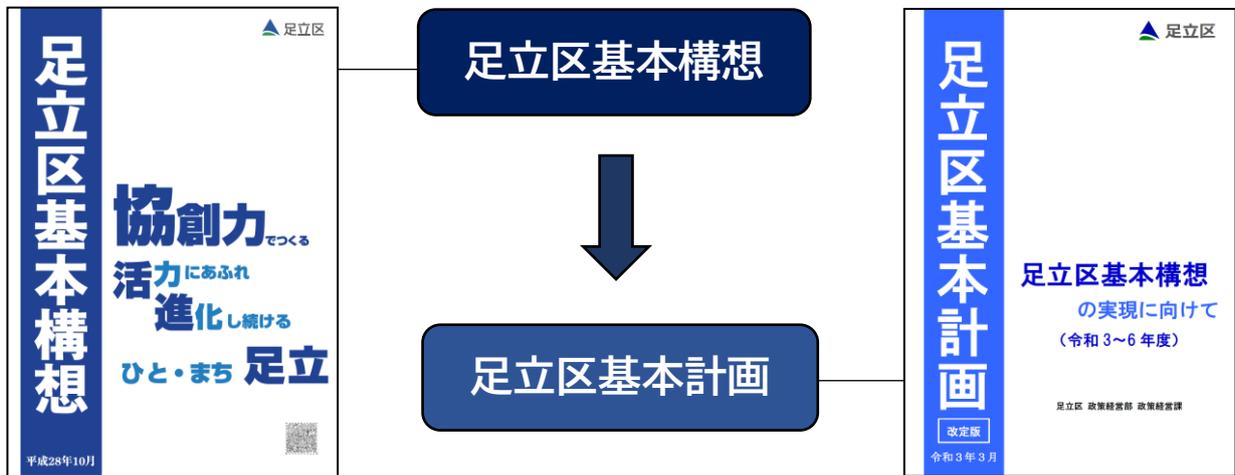
本計画は、次の4つの特徴をもちます。

- ① 地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の**基本構想・基本計画を具現化**
- ② **保健福祉分野の最上位計画**に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載
- ③ 法第107条*の規定に基づく「地域福祉計画」として、関連する個別計画を横断する**「共通の理念」**や**「共通して取り組むべき事項」**を記載
- ④ 足立区社会福祉協議会が策定している「足立区地域福祉活動計画」と、相互に補完・連携することにより区の地域福祉をさらに推進

※ 条文は第7章資料編(P159)参照

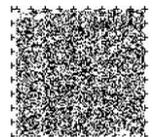
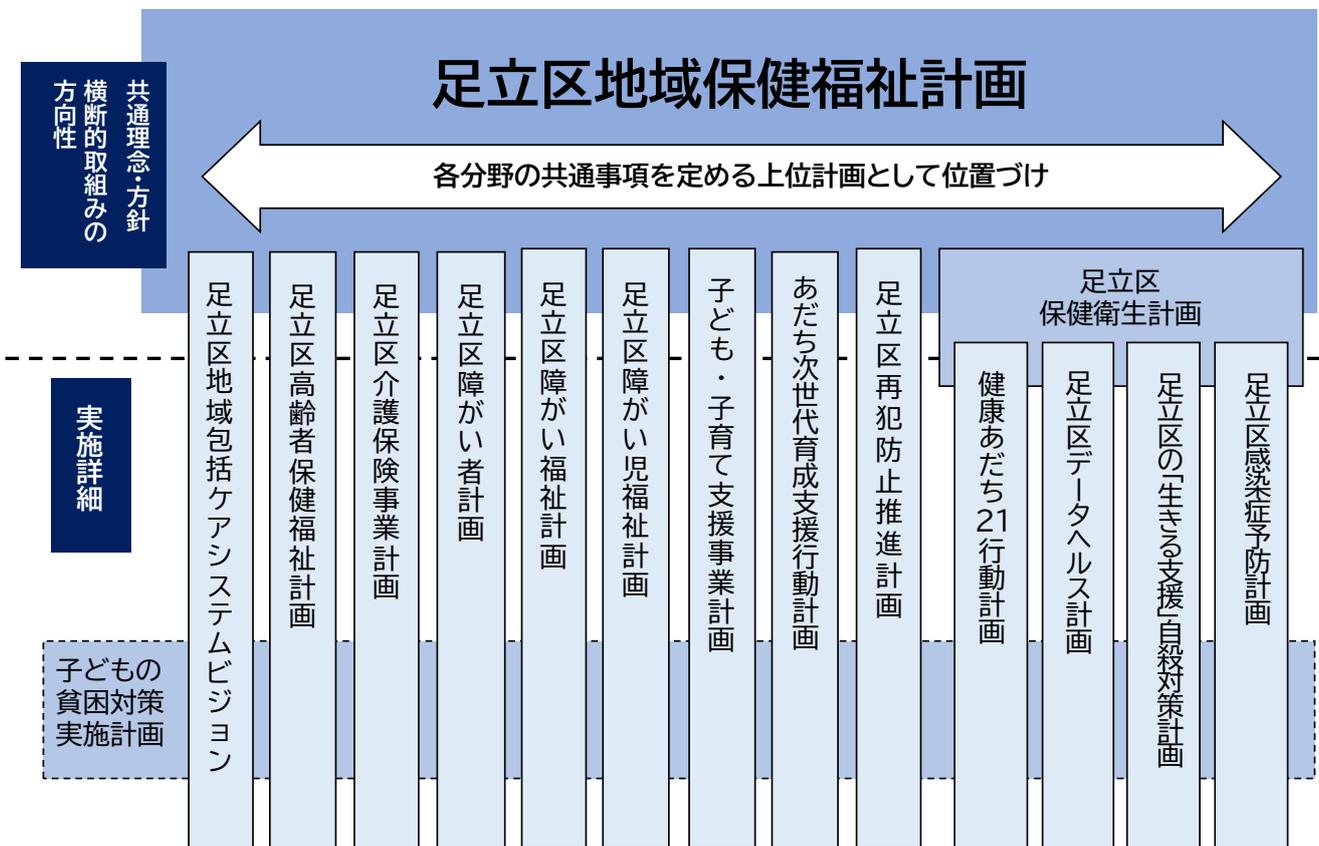


足立区地域保健福祉計画 位置づけイメージ



30年後の足立区を見据えた区民と行政の共通目標と将来像を示す計画
【平成28年度策定】

基本構想で示した将来像の實現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策を体系的に定めた計画
【令和3年度～令和6年度】



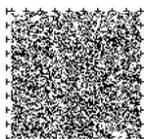
4 計画期間

本計画は、令和6年度から11年度までの6か年計画とします。

また、中間期にあたる令和8年度から9年度に、見直しを予定しています。

なお、関連する個別計画の改定に際しては、本計画の基本理念・基本方針・重点施策を踏まえた見直しを行います。

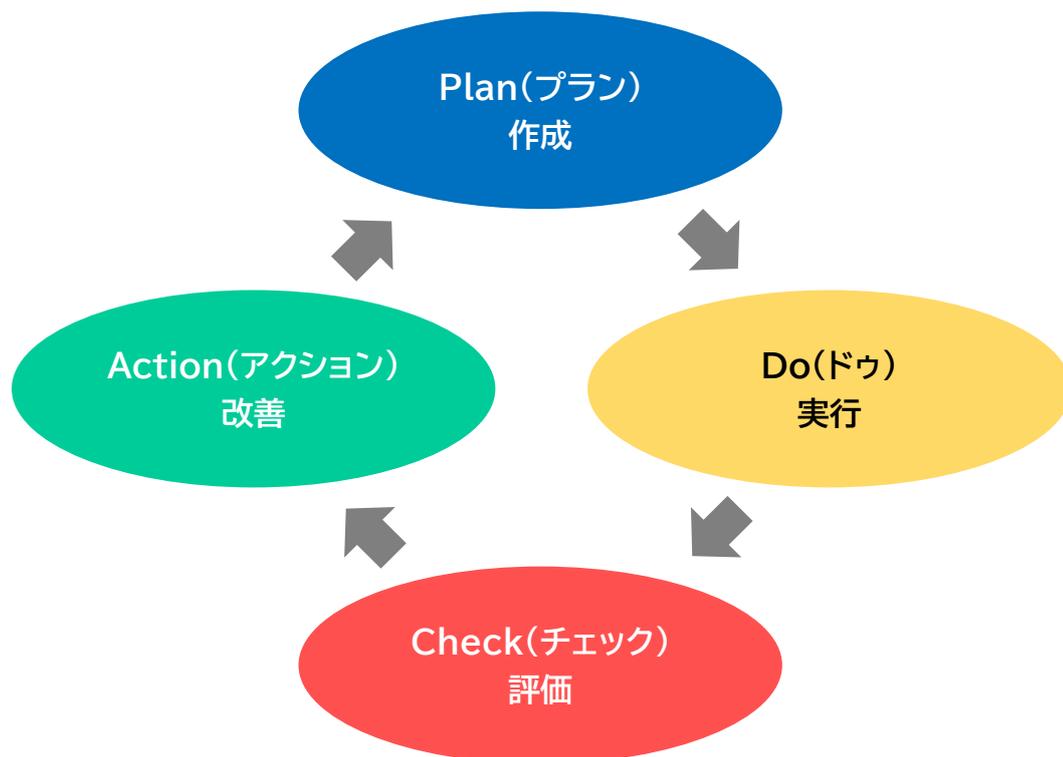
計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
足立区基本計画	現行	次期						
足立区地域保健福祉計画	現行					中間見直し	次期	
足立区地域包括ケアシステムビジョン	現行	足立区地域保健福祉計画に統合						
足立区高齢者保健福祉計画		第9期		第10期		第11期		
足立区介護保険事業計画		第9期		第10期		第11期		
足立区障がい者計画	現行						次期	
足立区障がい福祉計画		第7期		第8期		第9期		
足立区障がい児福祉計画		第3期		第4期		第5期		
子どもの貧困対策実施計画	第2期	第3期					第4期	
子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期					第4期	
あだち次世代育成支援行動計画		第3次						
健康あだち21行動計画		第3期					第4期	
足立区の「生きる支援」自殺対策計画	第1次	第2次						
足立区再犯防止推進計画		現行				次期		
足立区感染症予防計画		現行					次期	



5 計画の進行管理

計画の進行管理は「PDCAサイクル(P(プラン):作成、D(ドウ):実行、C(チェック):評価、A(アクション):改善)」により実施し、関連する個別計画から主だった事業を抽出し、指標※を用いて定期的に推進状況を確認・把握していきます。

※ 指標は第3章 P48参照



— Plan (プラン：作成) —

従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。

— Do (ドウ：実行) —

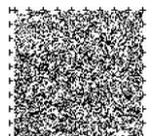
計画に沿って業務を行う。

— Check (チェック：評価) —

業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

— Action (アクション：改善) —

実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。



6 計画の名称

法令上の名称は「地域福祉計画」ですが、足立区での安心な暮らしのため、地域福祉※・地域保健※の推進を両輪として、関連分野を横断的につなぐことをより明確にすることから、「足立区地域保健福祉計画」とします。

※ 地域福祉・地域保健

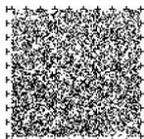
■ 地域福祉

区民の皆さんが、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、問題課題を抱える方々への直接的な公的支援だけでなく、地域社会とつながりを持ち、地域社会を構成する多様な方々とお互い支え合いながら、行政機関や福祉の専門家等と協力しあい、課題解決に向けて取り組む考え方

■ 地域保健

「健康」を個人の自己実現を図るための資源・手段として捉え、「すべての政策に健康の視点を入れる」ことを保健福祉の枠を超えて取り組み、区民や行政・民間との協創により「健康づくり運動」を展開する考え方

これを受けて、地域を取り巻く環境の変化や急速な少子高齢化の進展に即応し、区民の多様化かつ高度化する保健・衛生・生活環境に関する需要に的確に対応できるよう関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、健康の保持・増進を総合的に推進していくこと。



7 SDGsとの関連

本計画の上位計画である足立区基本計画では、区の施策とSDGsの関連について、以下のように謳っています。

SDGsを重要な指針のひとつとして施策を展開し、持続可能なまちづくりやQOL(区民生活の質)の向上を図っていきます。また、SDGsの理念や国の動向を踏まえながら各施策を着実に推進していくことで、SDGsの達成に寄与することとします。

足立区基本計画改定版(令和3年3月)
第5章 SDGsの理念を踏まえた施策の展開 から抜粋

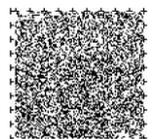
知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI

そのため、本計画においても、施策展開にあたってはSDGsを重要な指針として位置づけ、SDGsの「誰一人取り残さない」理念のもと推進していきます。

なお、本計画に係るSDGs目標は、以下の11項目です。



第2章

足立区の現状と
アンケート・地域懇談会の実施結果

第2章 足立区の現状とアンケート・地域懇談会の実施結果

1 データから見る足立区の現状

(1) 様々な“ひと”で構成される足立区

およそ69万人が暮らす足立区は、様々な“ひと”で構成されています。

足立区基本構想に掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち・足立」を実現するためには、誰もが一人の人間として尊重され、社会の一員として、お互いを認めあうことが必要です。

高齢の方や要介護認定を受けた方、障がいのある方、幼児・子どもや大人、難病を患う方や認知症の方、人種・国籍・文化の違いなど様々ですが、誰もが足立区を、その地域を構成する“ひと”であることに変わりありません(図1～6)。

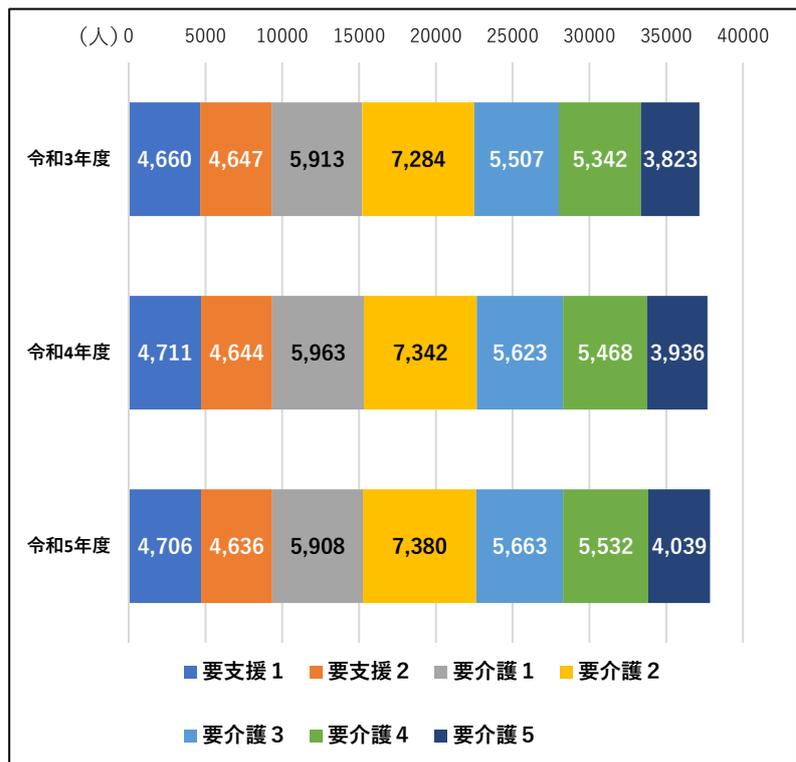
多くの方々が暮らす足立区だからこそ、一人ひとりがお互いを尊重し、認めあうことで、誰もが自分らしく、生きがいを持って暮らしていける足立区を創っていく必要があります。

【図1:要介護(要支援)認定者数の推移】

要介護(要支援)認定者数は、要介護2が最も多く、次いで要介護1、要介護3となっています。

要介護(要支援)認定者数は35,000人を超えており、特別区比較において、23区中2番目の数です(令和5年4月1日現在)。

また、第1号被保険者数(65歳以上の方)に占める認定数の割合(認定率)は21.76%であり、特別区比較において、23区中5番目の数値となっています(令和5年4月1日現在)。



【図2 障がい者数の推移】

【身体障害者手帳の取得者数】

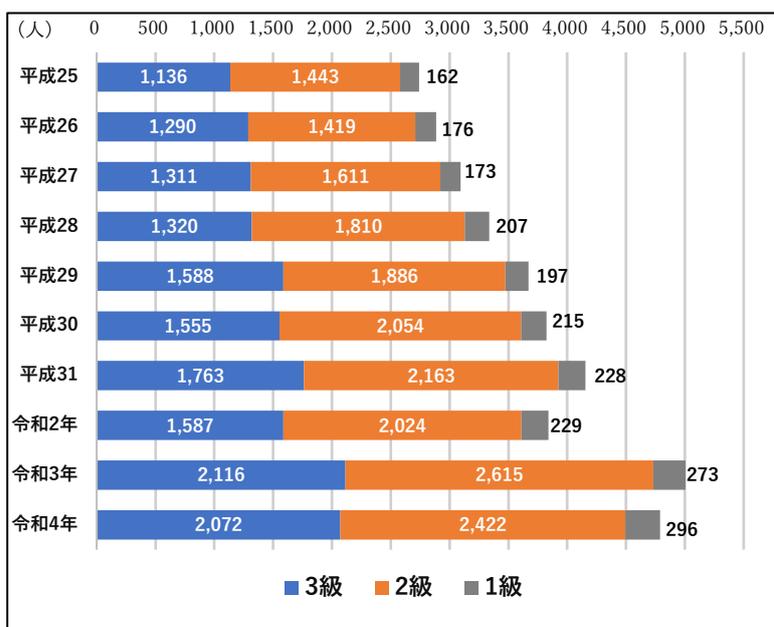
手帳取得者総数は横ばい傾向にあるものの、種類別では、聴覚平衡機能障がい、内部機能障がいで増加傾向が見られます。



【精神障害者保健福祉手帳の取得者数】

いずれの度数においても増加傾向にあり、特に2級※、3級※に該当する方の増加が顕著になっています。

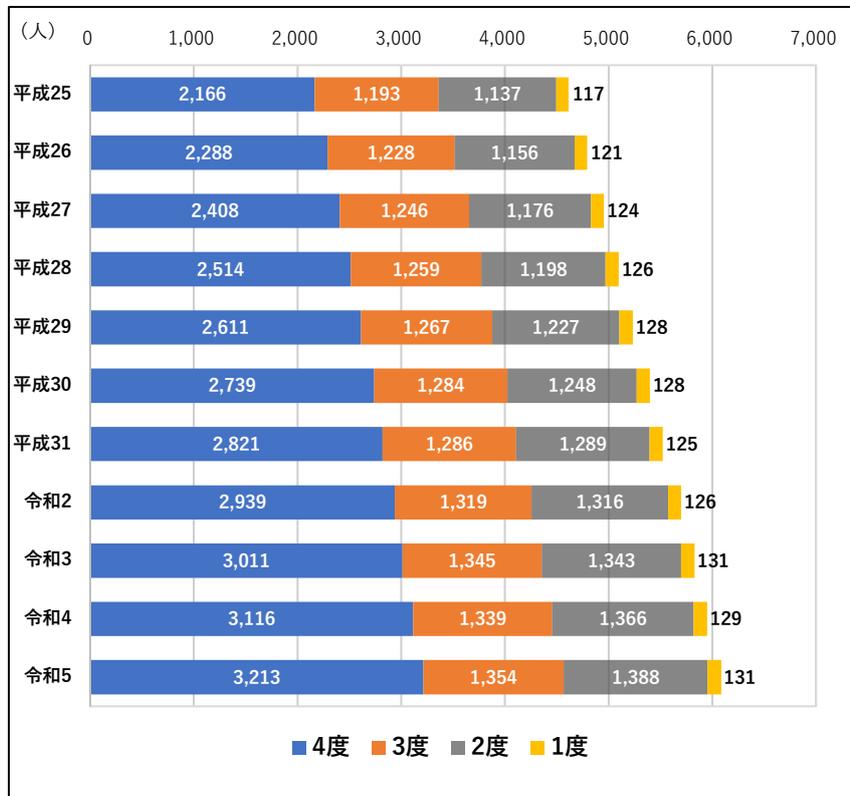
- ※ 2級:日常生活が著しい制限を受ける、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする。
- ※ 3級:日常生活若しくは社会生活が制限を受ける、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする。



【愛の手帳(東京都療育手帳)の取得者数】

いずれの度数においても増加傾向にあり、特に4度※に該当する方が多くなっています。

※ 4度: 知能指数 (IQ)がおおむね 50~75 で、簡単な社会生活の決まりに従って行動することが可能であるが、新しい事態や時や場所に応じた対応は不十分



■愛の手帳(東京都療育手帳)とは？

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、発達期(18歳未満)に何らかの原因により知的機能の障がいがおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に交付されます。

交付には、心身障害者福祉センター及び多摩支所(18歳以上の知的障がい者)、各児童相談所(18歳未満の知的障がい児)の判定を受ける必要があります。

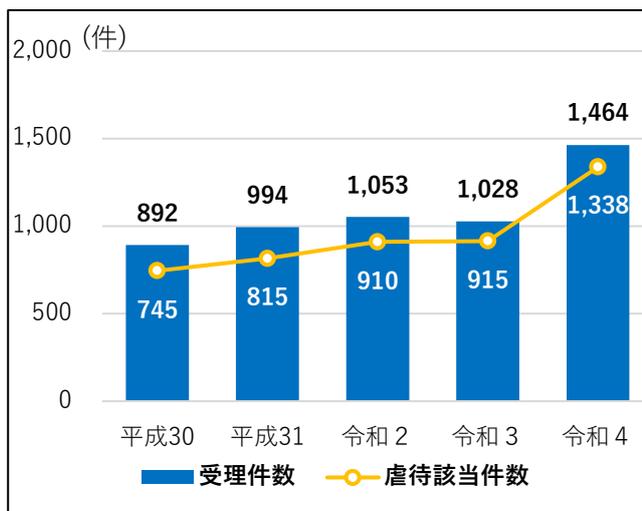


東京都心身障害者福祉センター ホームページから掲載

【図3:児童虐待受理※件数及び虐待該当件数】

社会的な意識の高まりにより、相談・通報が増えたことに加え、児童相談所から区への虐待案件の送致も開始されたこともあり、増加傾向となっています。

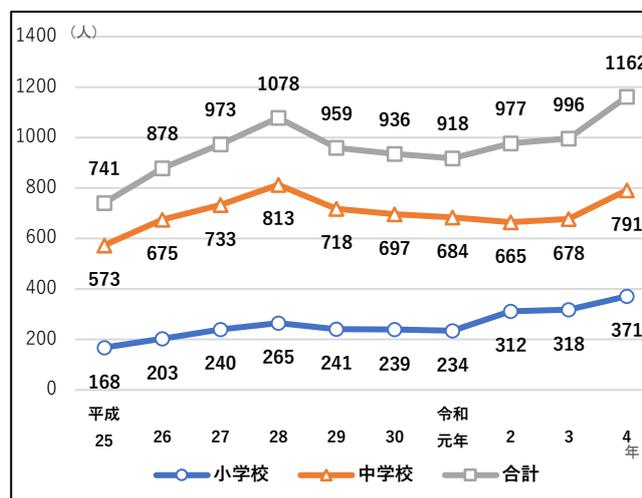
※ 足立区での受理件数であり、電話による連絡・通告が大半を占める。



【図4:不登校児童・生徒数の推移】
(累計30日以上欠席者)

不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、「無気力・不安(ただ漠然とした不安・周囲の期待に対する不安等)」が理由の欠席が多く(小学校 51%・中学校 61%)、背景と状況は複雑・多様化しています。

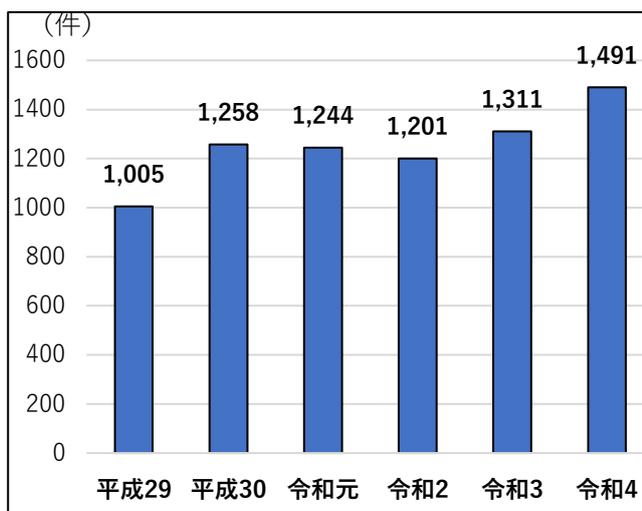
ここ数年の学校や家庭における環境の変化により、精神的なストレスが大きな要因となったと考えられます。



【図5:発達相談件数の推移】

0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配ごと(発達障がいを含む)の相談は、増加傾向にあります。

相談の内訳として、“発達について”と“言葉の遅れ”が各年度で多くを占めています。



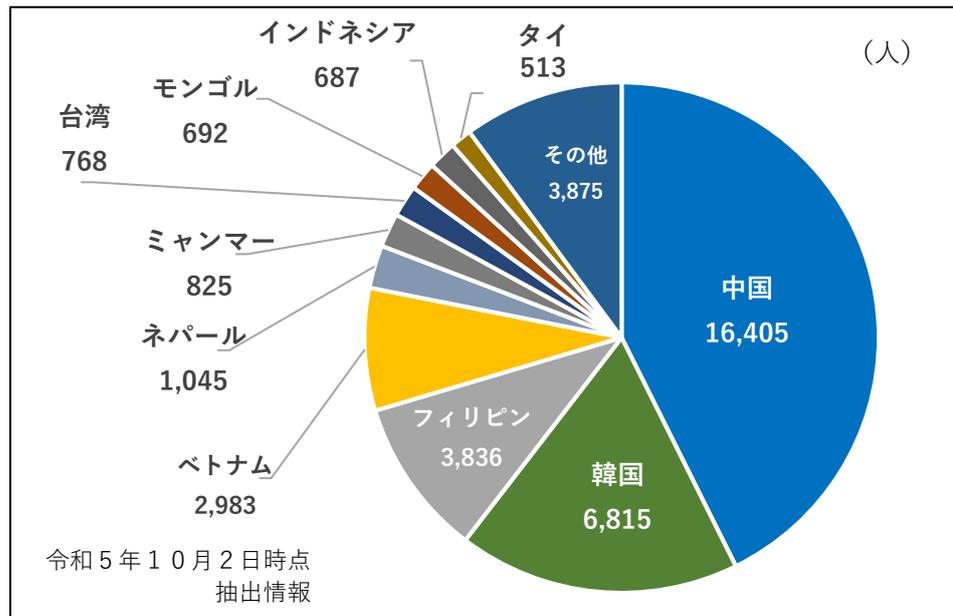
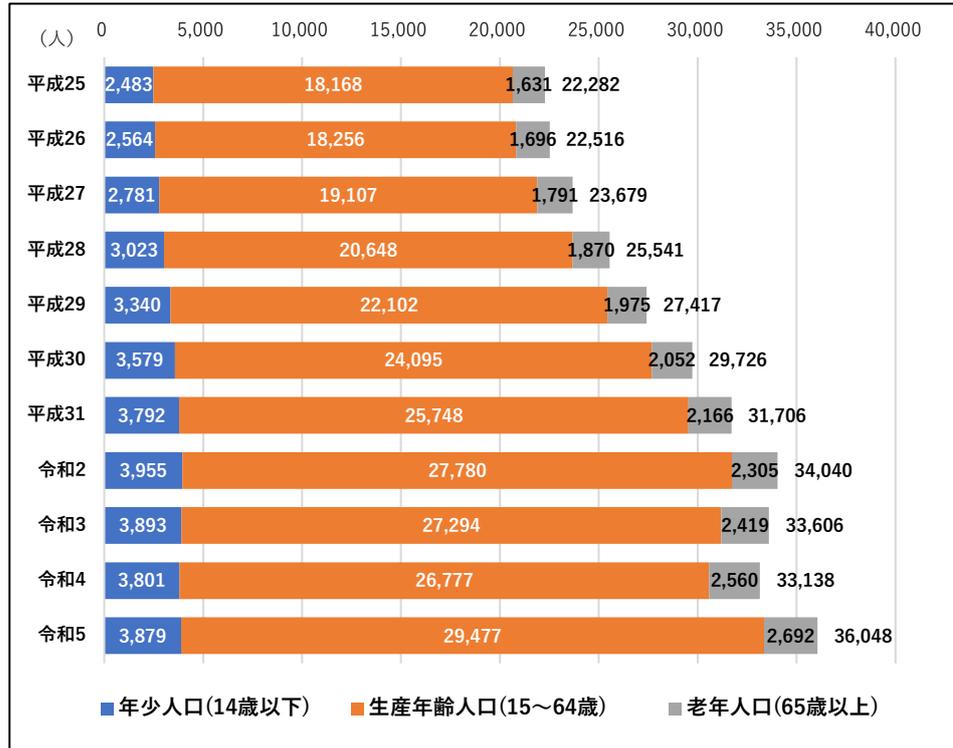
【図6:外国人人口の推移】

足立区には、外国籍の方が多く暮らしており、その数は全国第4位になります(令和5年10月時点)。

在住外国人は年々増加傾向にあり、年齢別では、特に生産年齢人口※が増加しています。

在留資格を基にした国籍別分布をみると、中国籍・韓国籍の方が半数以上を占めますが、117の国籍・地域の方々が足立区で生活しています(令和5年10月時点)。

※ 生産年齢人口
生産活動を中心
となって支える
15歳～64歳の
人口のこと



(2) 地域でのつながりの希薄化

核家族化の進行や働き方の変化、生活様式の多様化等に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。さらに、2019年12月からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策の外出・活動自粛により、地域経済活動の低下に拍車がかかりました。

足立区も例外ではなく、地域コミュニティの“核”ともいえる町会・自治会の加入率の低下に歯止めがかかっていません(図7)。加入率の低下は、地域での高齢者の見守りや防犯・防災活動など、共助力の低下に直結することになります。

さらに、高齢単身世帯の割合も年々増加していることから、今後、ますます地域でのつながりが弱まっていくことが予想されます(図8.9)。

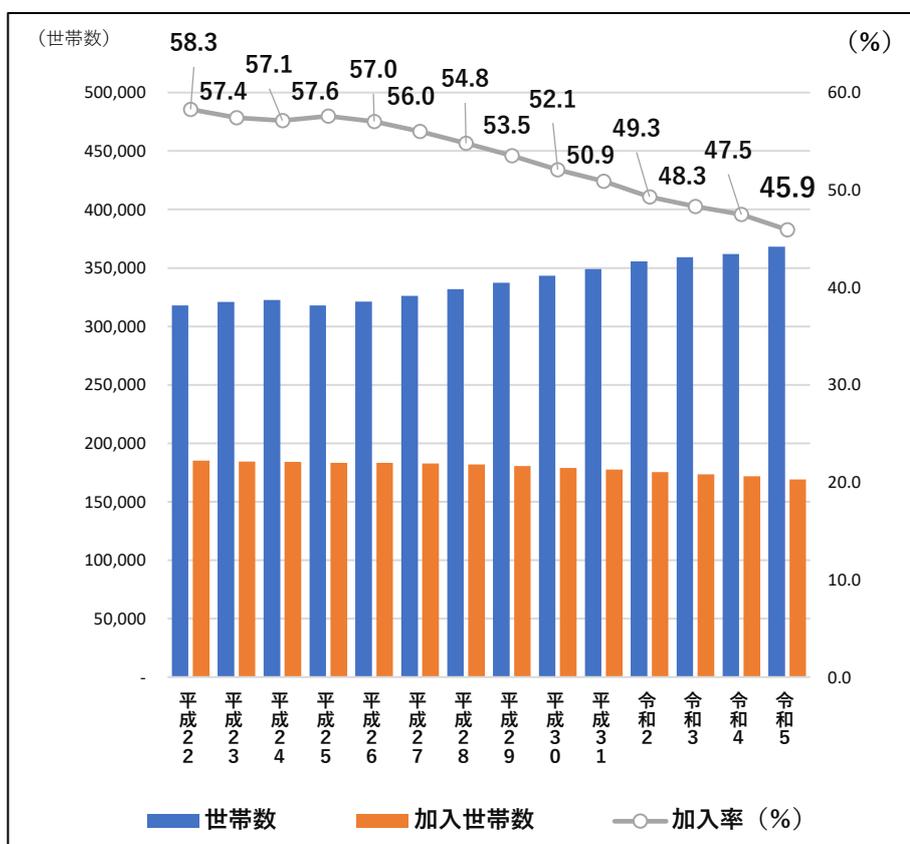
足立区は、これらの現状を受け止めたうえで、誰もが住み慣れた地域において、人と人、人と社会のつながりの中で安心して暮らし続けられるよう、様々な施策を講じていく必要があります。

【図7:世帯数・町会・自治会加入世帯数・加入率の推移】

町会・自治会加入率は、平成23年の東日本大震災以降低下傾向があったものの、以降は加入世帯数・加入率ともに減少が続いています。

世帯数が増加傾向にある一方、加入世帯数が減少傾向であることが加入率減少の要因となっています。

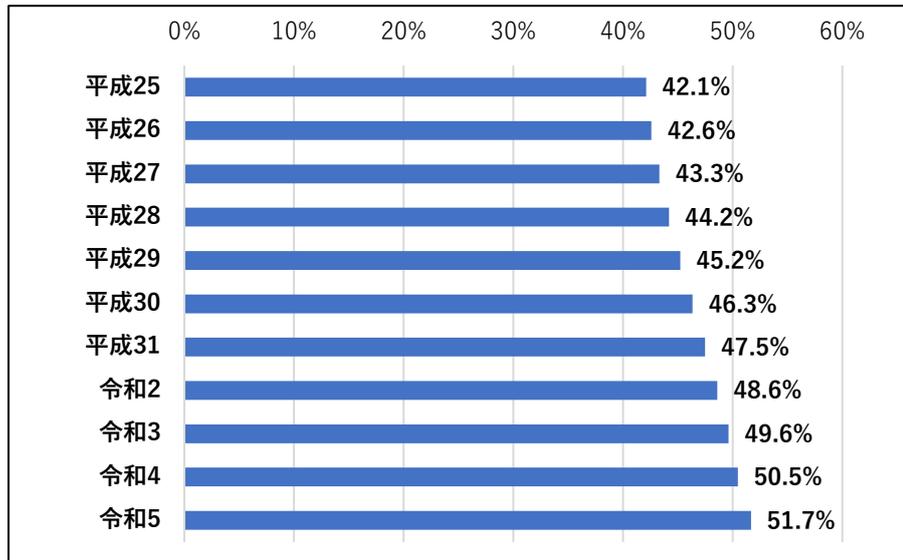
町会・自治会への加入促進策・活性化策・役員の負担軽減策等を、全庁を挙げて講じていく必要があります。



【図8：総世帯数に占める単身世帯割合の推移】

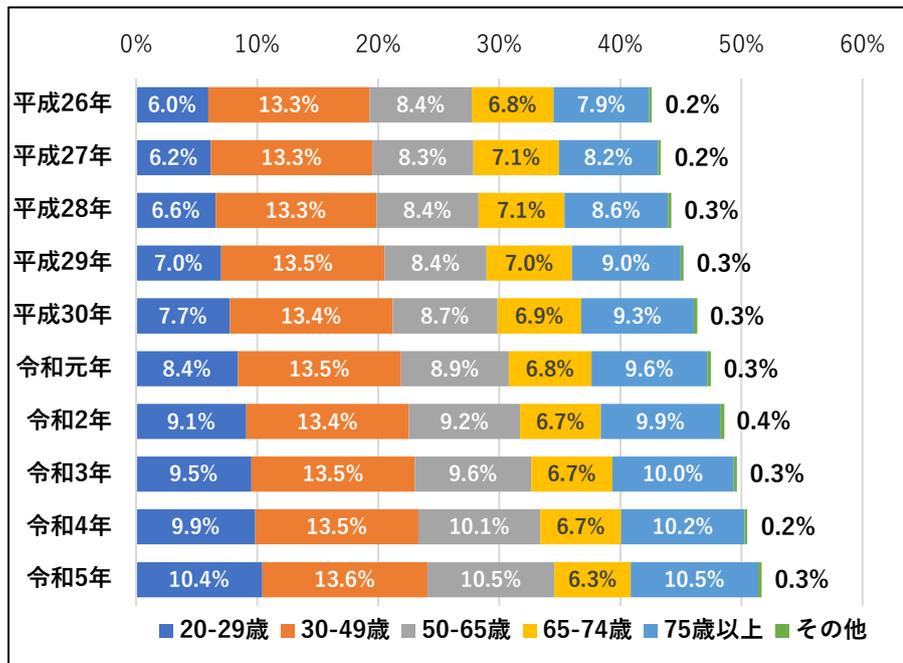
足立区の総世帯数に占める単身世帯の割合は、年々増加しています。

直近10年でおおよそ10%上昇しており、令和4年には総世帯数のうち半数以上が単身世帯となりました。単身世帯の増加が、地域コミュニティと関わる機会の減少につながっている一因とも考えられます。



【図9：年代別単身世帯割合の推移】

単身世帯の割合の増加の中で、20-29歳、75歳以上の単身世帯が増加しています。

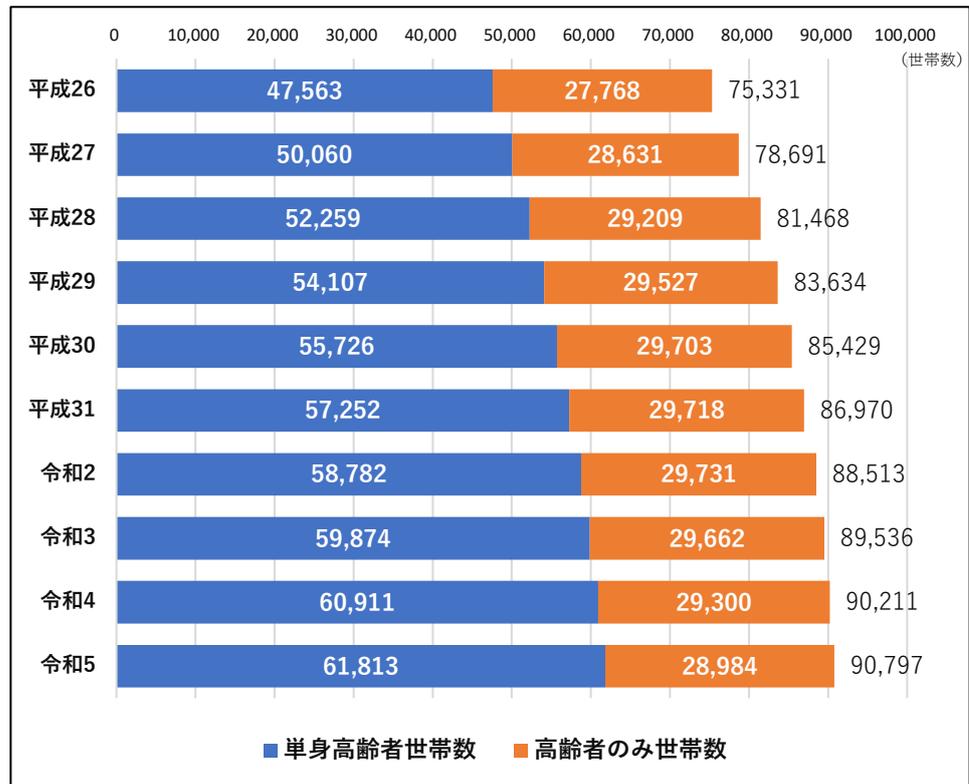


「数字で見る足立」世帯主年齢別世帯及び人口を加工(数値は各年1月1日)

【図10:高齢者世帯数の推移】

高齢者のみで構成される世帯は、増加傾向にあります。

特に、単身高齢者世帯数は年々増加しており、社会的孤立や孤独死等を防ぐ観点からも、人與人・人と社会のつながりを築いていくことが必要です。



(3) 日頃からの支えあいによる“共助”の力

足立区は、海拔2m前後の沖積低地^{ちゅうせきていち}(河川水や海水の作用によって形成された沖積層からなる低地)であり、その地盤が軟弱であること、木造住宅密集地域が分布していることにより、大地震に対して脆弱^{ぜいじやく}な特性を持っています。

また、四方を河川で囲まれ、高低差がほとんどない平坦地であることから、河川の氾濫により広域に浸水するおそれがあるとともに、浸水がなかなか引かないという特性を持っています。



近い将来に起こり得る、首都直下地震や大規模水害時に、「足立区地域防災計画」に掲げる「死者ゼロ」を達成するには、住民同士の支えあいによる“共助”の力が欠かせません。

特に、人的被害を受ける可能性が高いと想定される、避難行動要支援者[※]を含めた要配慮者[※]が足立区にも約234,000人(令和5年10月現在)おられますので、日頃からの地域での支えあい・助け合いの関係を築いていくことが必要です。

※ 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

※ 避難行動要支援者(要配慮者のうち約1割)

要配慮者のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する方

【図11:足立区の要配慮者・避難行動要支援者】



該当基準		備考
1	要介護度3～5	—
2	身体障害者手帳1～2級	—
3	身体障害者手帳3級	福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方
4	愛の手帳1～2度	知的障がい者
5	障害支援区分4～6	必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分

2 地域福祉に係るアンケート 実施結果

計画策定に伴い、複合・複雑化する地域課題や、高齢・障がい・子ども等各分野の狭間で見過ごされがちな支援ニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

(1) アンケート実施概要

① 実施期間

令和5年5月19日(金)～6月23日(金)

② 実施対象(アンケート協力依頼先)

高齢、障がい、保育関連の事業所や専門職、町会・自治会、NPO活動団体など
地域福祉に携わる方に広く実施

ア 民生・児童委員や保護司、区職員等：約3,000人

イ 高齢、障がい、保育、生活支援等の事業所：約2,400か所

ウ その他一般区民の方(オンライン回答のみ)

③ 実施・回答方法

紙面とオンライン回答の併用

(回答者はそれぞれ個人で回答し、管理者等による取りまとめは要せず。)

④ 回答総数

1,812件(地域福祉に携わる方：1,752件、その他一般区民の方：60件)

本アンケートは、用紙とオンライン回答を併用し、各関連団体や事業所内で構成員・従業員等への周知を依頼したことから、回答対象総数は不明であり、回答率は算出していません。

(2) アンケート内容

■質問1:活動地域

→ 足立区を5つに分けた地域から選択

■質問2:日頃活動されている分野(その他一般区民を選択した場合は質問無し)

→ 高齢者支援・障がい者支援・子ども福祉関連等 13 分野から選択

■質問3:日頃の活動や業務での気づき、気になる相談、対応困難な事例

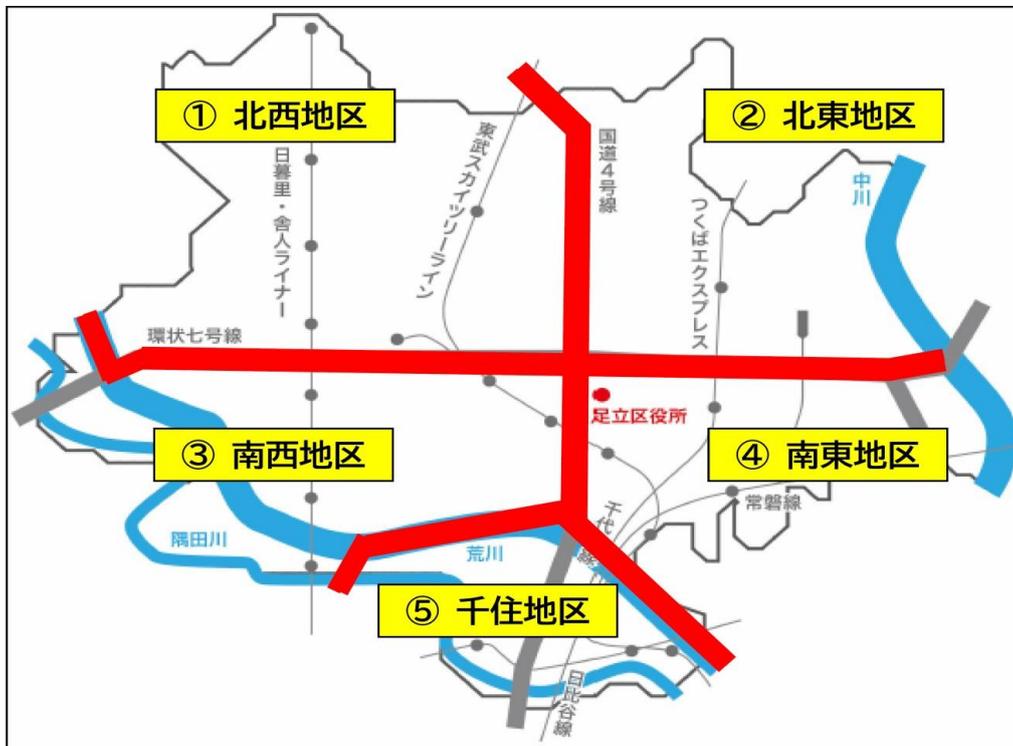
→ 経済的困窮・8050世帯・ヤングケアラー・ひきこもり・ダブルケア等を選択して実際にあった事例や考えられる解決策を記載

■質問4:特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職

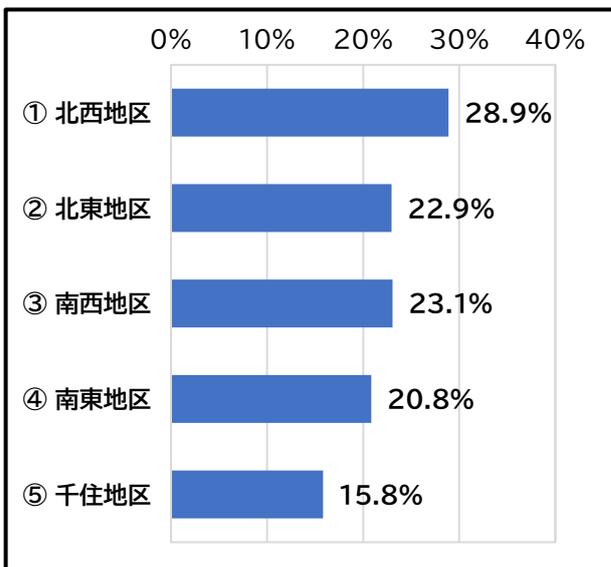
→ 行政機関・保育教育関連・地域関連・専門機関等 27 か所から選択

(3) アンケート結果（地域福祉に携わる方：1,752件）

質問1 日頃活動されている地域を教えてください(複数回答可)。



- ① 国道4号線以西、環状七号線以北
- ② 国道4号線以东、環状七号線以北
- ③ 国道4号線以西、環状七号線以南、小台・宮城・新田地区
- ④ 国道4号線以东、環状七号線以南
- ⑤ 千住地区

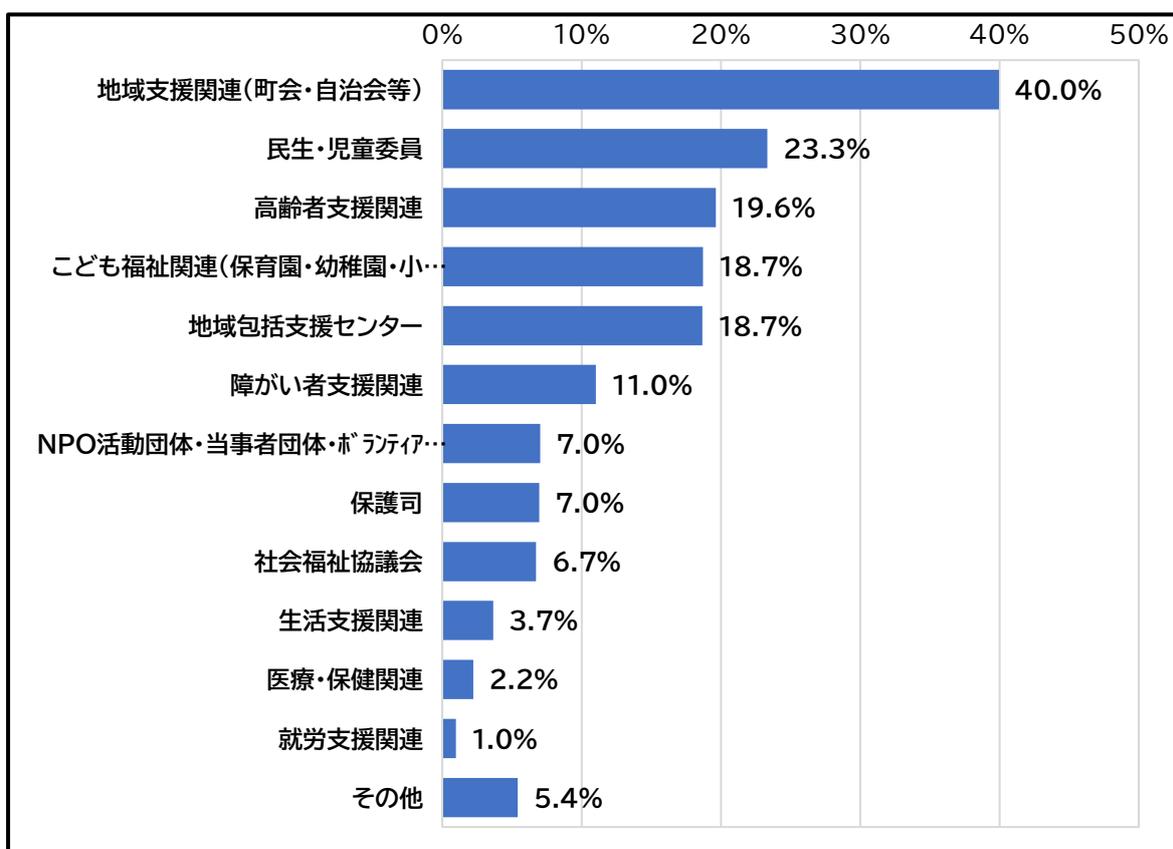


活動地域	回答数	%
① 北西地区	506	28.9%
② 北東地区	402	22.9%
③ 南西地区	404	23.1%
④ 南東地区	365	20.8%
⑤ 千住地区	277	15.8%
全体	1,954	

質問2 日頃活動されている分野を教えてください(複数回答可)。

	活動分野	回答数	%
1	地域支援関連(町会・自治会等)	700	40.0%
2	民生・児童委員	409	23.3%
3	高齢者支援関連	344	19.6%
4	こども福祉関連(保育園・幼稚園・小中学校等)	328	18.7%
5	地域包括支援センター	327	18.7%
6	障がい者支援関連	193	11.0%
7	NPO活動団体・当事者団体・ボランティア団体等	123	7.0%
8	保護司	122	7.0%
9	社会福祉協議会	118	6.7%
10	生活支援関連	64	3.7%
11	医療・保健関連	39	2.2%
12	就労支援関連	17	1.0%
13	その他	95	5.4%
	全体	2,879	

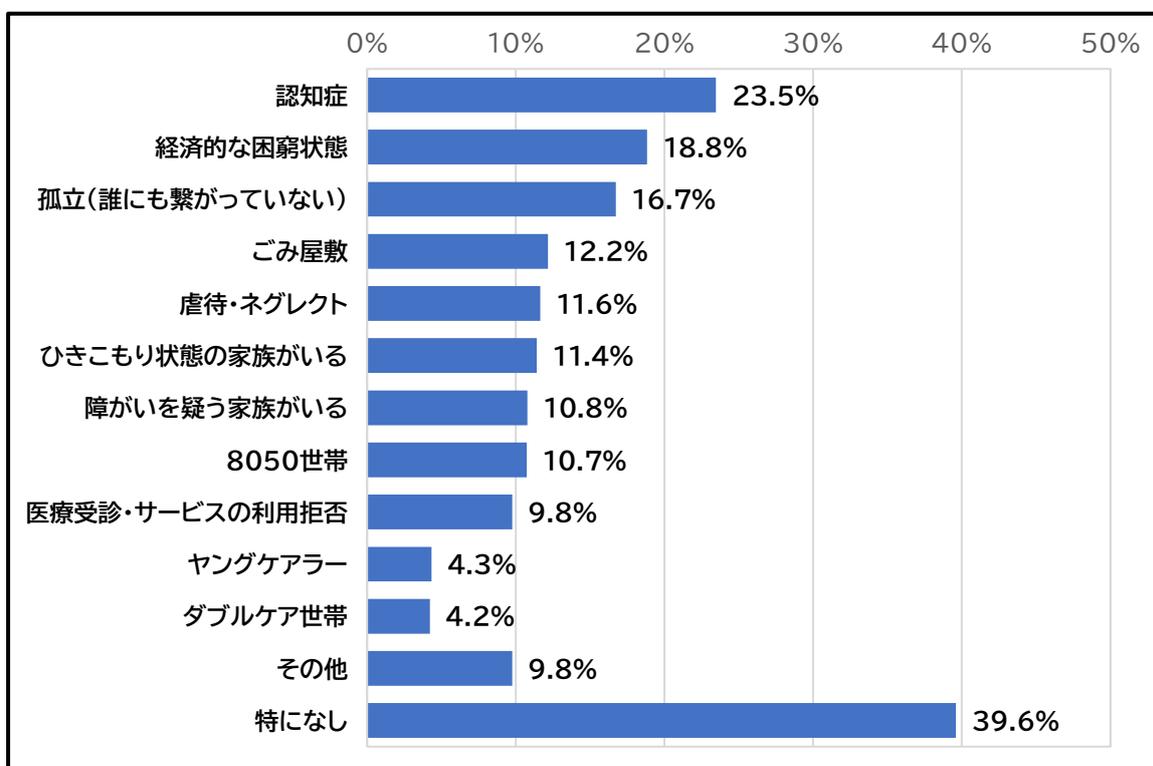
日頃活動されている分野



質問3 日頃活動するなかで気づいたり、気になる相談を受けたり、対応困難な事例に遭遇したことがありますか。また、それらの解決に向けた取り組みやご提案があれば、ご自由にご記入ください(複数回答可)。

	気になる相談・対応困難な事例等	回答数	%
1	認知症	411	23.5%
2	経済的な困窮状態	330	18.8%
3	孤立(誰にも繋がっていない)	293	16.7%
4	ごみ屋敷	213	12.2%
5	虐待・ネグレクト	204	11.6%
6	ひきこもり状態の家族がいる	200	11.4%
7	障がいを疑う家族がいる	189	10.8%
8	8050世帯	188	10.7%
9	医療受診・サービスの利用拒否	171	9.8%
10	ヤングケアラー	76	4.3%
11	ダブルケア世帯	74	4.2%
12	その他	171	9.8%
13	特になし	694	39.6%
	全体	2,884	

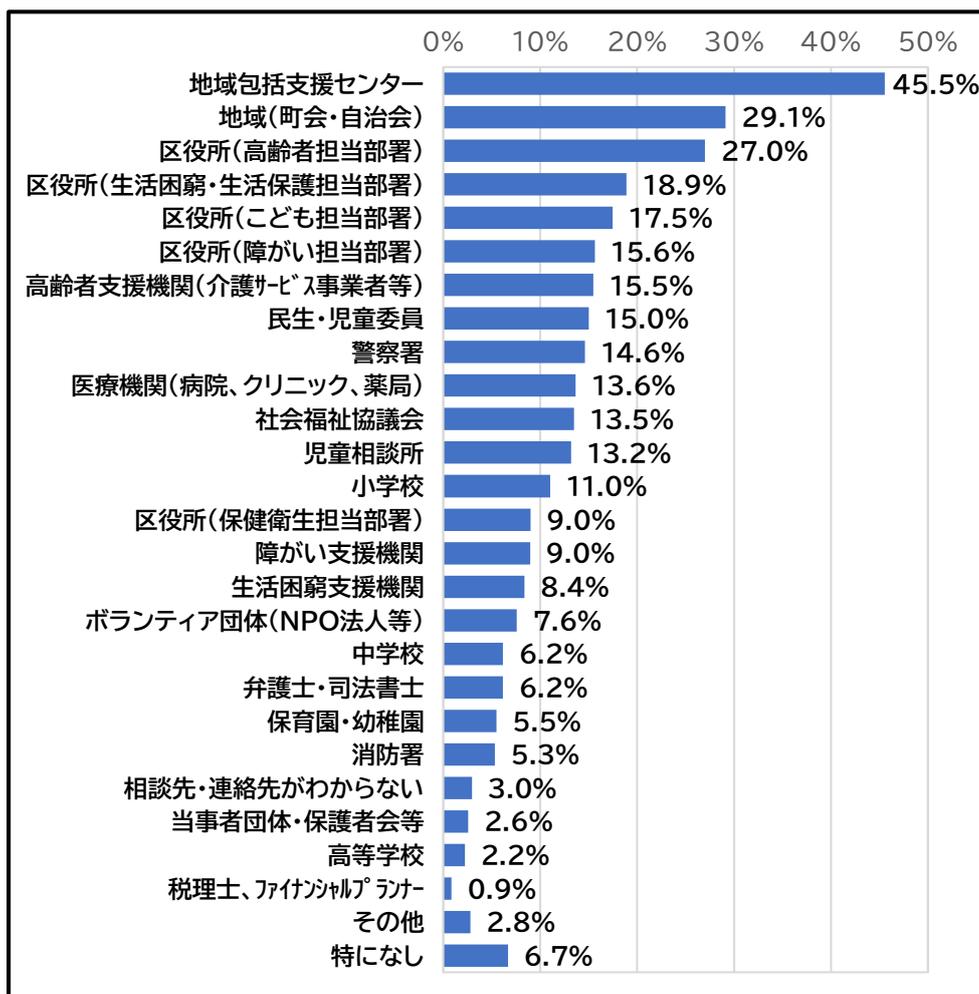
気になる相談・対応困難な事例等



質問4 気になった相談や困難事例があった際に、特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職はありますか。(複数回答可:3つまで)。

	特に連携を強めていきたい団体や専門職	回答数	%		特に連携を強めていきたい団体や専門職	回答数	%
1	地域包括支援センター	798	45.5%	15	障がい支援機関	157	9.0%
2	地域(町会・自治会)	510	29.1%	16	生活困窮支援機関	147	8.4%
3	区役所(高齢者担当部署)	473	27.0%	17	ボランティア団体(NPO法人等)	133	7.6%
4	区役所(生活困窮・生活保護担当部署)	331	18.9%	18	中学校	108	6.2%
5	区役所(こども担当部署)	306	17.5%	19	弁護士・司法書士	108	6.2%
6	区役所(障がい担当部署)	274	15.6%	20	保育園・幼稚園	96	5.5%
7	高齢者支援機関(介護サービス事業者等)	271	15.5%	21	消防署	93	5.3%
8	民生・児童委員	263	15.0%	22	相談先・連絡先がわからない	52	3.0%
9	警察署	256	14.6%	23	当事者団体・保護者会等	45	2.6%
10	医療機関(病院、クリニック、薬局)	239	13.6%	24	高等学校	39	2.2%
11	社会福祉協議会	236	13.5%	25	税理士、ファイナンシャルプランナー	15	0.9%
12	児童相談所	231	13.2%	26	その他	49	2.8%
13	小学校	193	11.0%	27	特になし	117	6.7%
14	区役所(保健衛生担当部署)	158	9.0%	全体		5,698	

特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職



(4) 地域課題の事例

質問3で回答があった地域課題について、いくつか抜粋して掲載します。

経済的な 困窮状態

- 身寄りがなく、経済的に困窮しているが生活保護の対象にならない。
- 年金のみで困窮しており、介護保険サービスの利用を控えてしまう。
- 特に母子家庭、外国人世帯の困窮状態が目立っている。

8050世帯

- 高齢の親が、ひきこもりの子の身の周りの面倒をみている。
- 父親は70歳をこえ、子がひきこもり状態。入退院を繰り返す子を父が一人で見ているが、支援の手立てがない。

ヤングケアラー

- 中学生がきょうだい(0才)の世が大変と言っていた事例があった。
- 小学生が祖母のオムツ交換と食事の世話をしてから登校している。
- 母子家庭で、幼いきょうだいの面倒のため学校を休んでいる中学生がいた。

ごみ屋敷

- 子どもの登校が不安定であり、家庭状況を見ると、ごみ屋敷やペットの多頭飼いの状況にあった。
- 周囲から孤立し、住まいがごみ屋敷になっている。

孤立

- 特に男性の場合、住区センター等も利用せず孤立状態に陥る。
- 「1人で大丈夫だから」と言い、周りとの関わりを拒否する。
- 外国籍の親子で言葉があまり伝わらず、親戚など頼れる人もいない。

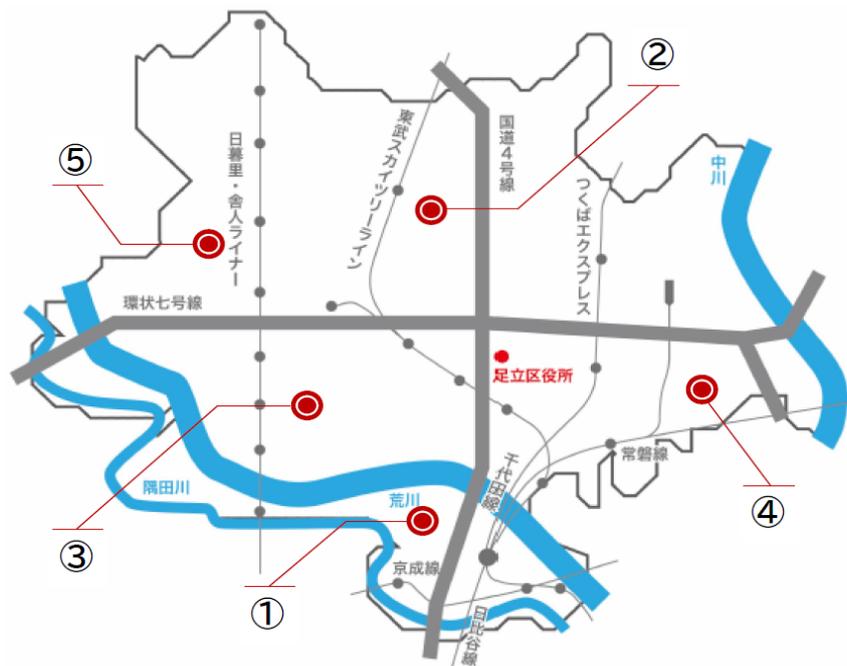
認知症

- 配偶者が他界して以降、残された方が認知症になってしまった。
- 園児の散歩に一緒についてきて、家への帰り方が分からなくなった。
- 明らかに認知症であるが、家族が認めないケースが多い。

3 地域懇談会 実施結果

計画策定過程の一環として、地域福祉に携わる方々を中心に福祉に関する課題や認識を共有し、足立区に根差した計画とするため、地域懇談会を開催しました。

(1) 実施日時・場所・参加者数



	実施日時・場所(開催順) ※ 開会～閉会後の自由交流時間を含む。	参加者数※ (実施地域内からの参加者)
①	千住柳町住区センター 令和5年8月29日(火曜)午後7時～9時	9人(8人)
②	竹の塚障がい福祉館 令和5年8月31日(木曜)午後7時～9時	26人(14人)
③	興本地域学習センター 令和5年9月 5日(火曜)午後7時～9時	10人(6人)
④	東和住区センター 令和5年9月 9日(土曜)午前10時～正午	12人(7人)
⑤	鹿浜地域学習センター 令和5年9月10日(日曜)午前10時～正午	9人(3人)

※ 町会・自治会や民生・児童委員のほか、高齢者・障がい・子ども関連の事業者や、福祉・健康・子育て関連のNPO活動団体など様々な分野から参加者あり。

(2) 地域懇談会内容 (各回共通)

地域懇談会 実施内容		所要時間
1	開会	計画策定の趣旨 地域懇談会の狙いを説明 5分
2	導入	地域福祉に係るアンケート結果の概要説明 5分
3	グループワーク①	日頃の地域活動のなかで感じていることや課題を意見交換 30分
4	グループワーク②	地域で解決するための取組み・アイデア等を意見交換 30分
5	意見共有	他グループで出た意見の見学・感想共有 15分
6	全体発表	各グループのファシリテーターが発表 10分
7	質疑応答	全体での質疑応答・意見交換 10分
8	参加者自由交流	今後地域でつながりを持てるよう自由な交流時間を設定 15分
計		120分

第2章



グループワークでの意見の見える化(模造紙と付箋を使用)

(3) 意見交換で挙げた地域課題・解決に向けた取組み等

地域懇談会で見てきた課題やアイデアを踏まえ、その解決に向けて施策を推進していきます。

地域課題		内容・解決に向けた取組みアイデア	
1	複雑な課題 制度のはざま のニーズ	内容	① 気軽に相談できる場がない。 ② 支援する側もつなぎ先が分からない。
		取組み アイデア	どんな相談でも受けてくれる場所が必要
2	地域での つながり	内容	地域でつながっていくにもまずは信頼関係の構築が必要
		取組み アイデア	① ごみ捨て支援をきっかけとした関係構築 ② 買い物や食事等コミュニケーションが取りやすい話題 からの関係構築も有効
3	地域福祉の 担い手・人材の 確保	内容	地域福祉を担う同士で横の連携・つながりが必要
		取組み アイデア	① 資格がないとできないという既成概念をなくす。 ② 今回のような会に出ることから始める。 ③ 学生も含めたボランティアの育成
4	高齢者支援	内容	① こちらが待っているだけでは老老介護の問題はまず 相談されない。 ② 特に独居高齢者は行動把握も困難
		取組み アイデア	① 高齢者にもやさしい日本語で情報提供 ② 高齢者の居場所は必要だが、居場所があっても行けな い方への支援も必要

地域課題		内容・解決に向けた取組みアイデア	
5	経済的な困窮支援	内容	① 生活保護に至らない困窮世帯への支援 ② 様々な要因が絡み合った困窮状態
		取組みアイデア	① 家族単位での支援として捉えるべき。 ② 8050 問題等は言葉自体の啓発が必要
6	こども関連支援	内容	① 就学児:相談先が学校しかない。 ② 課題事態が表面化しづらいため気づいたときには既に事が起きている。
		取組みアイデア	ヤングケアラー支援等は表面化しづらい課題として自分たちの知識習得も必要
7	孤立支援	内容	① 孤立と聞いても当事者と会うのが困難 ② 何かあった際に初めて孤立と分かることが多い。
		取組みアイデア	気づきにくい地域課題だからこそアウトリーチが必要



グループワークでの意見交換の様子

第3章

基本理念、基本方針、施策体系

第3章 基本理念、基本方針、施策体系

1 基本理念

(1) 基本理念の設定

「地域共生社会」の考え方や、「足立区基本構想」「足立区基本計画」に謳う福祉・保健分野に係る要素・キーワードを盛り込み、基本理念を設定しました。

基本理念

認め・つながり・支えあう 安心のまち 足立

地域共生社会

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の気にかけて合う関係性

つながり・支え合い

専門職による伴走型の支援

寄り添い型の支援

↑ 厚生労働省
地域共生社会のポータルサイトより抜粋

- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる
- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す

足立区

足立区基本計画

足立区基本構想の実現に向けて
(令和3~6年度)

足立区 政策経営課 政策経営課

改定版
令和3年5月

足立区基本構想

協創力 でつくる
活力にあふれ
進化し続ける
ひと・まち 足立

平成28年10月

(施策体系から)

- 多様な個性やライフスタイルを認めあう
- いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし

(2) 区の責務：「安心」の約束・提供

2019年12月初旬に中国で第1例目の感染者が報告された、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行を通し、区民の生活・健康への「安心」を約束・提供し続けていくことが、行政機関の責務であると、改めて認識しました。

「安心」の形は様々ですが、以下のイメージ図のように、「多様な個性やライフスタイルを認めあう」「世代や分野を超えて人と人、人と社会がつながりあう」「地域を構成する皆が互いに支えあう」の3つを区民の共通基盤とすることで、誰もが「安心」して暮らせる足立区の実現を目指します。

また、基本理念のもと、地域保健福祉のより一層の推進により、「地域共生社会」の実現を目指すとともに、足立区基本構想に掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち・足立」の実現の一翼を担っていきます。

【基本理念イメージ図】



2 基本方針

基本理念「安心のまち 足立」の礎となる、「多様な個性やライフスタイルを認めあう」「世代や分野を超えて人と人、人と社会がつながりあう」「地域を構成する皆が互いに支えあう」という区民の3つの共通基盤を具現化するための施策として、以下の基本方針を設定します。

基本方針①

ひとりも取り残さない包括的な相談支援体制の整備

複合・複雑化する課題や、制度の狭間のニーズを包括的に受け止め、どのような相談にも寄り添い・支援していく相談支援体制を整備します。

また、相談そのものに対するためらいや不安があったり、相談窓口への来庁や外出が困難などの相談者のニーズにも、アウトリーチ等で継続的に支援できる体制を整備します。

基本方針②

自分らしく生きがいをもって暮らせるまちづくり

年齢・年代の違い、障がいや病気の有無、性別・国籍・文化の違い等にかかわらず、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

そのために、公的機関や民間サービスによる支援など、多様な機関が関わり・連携し、住み慣れた地域で暮らせるネットワークを構築します。

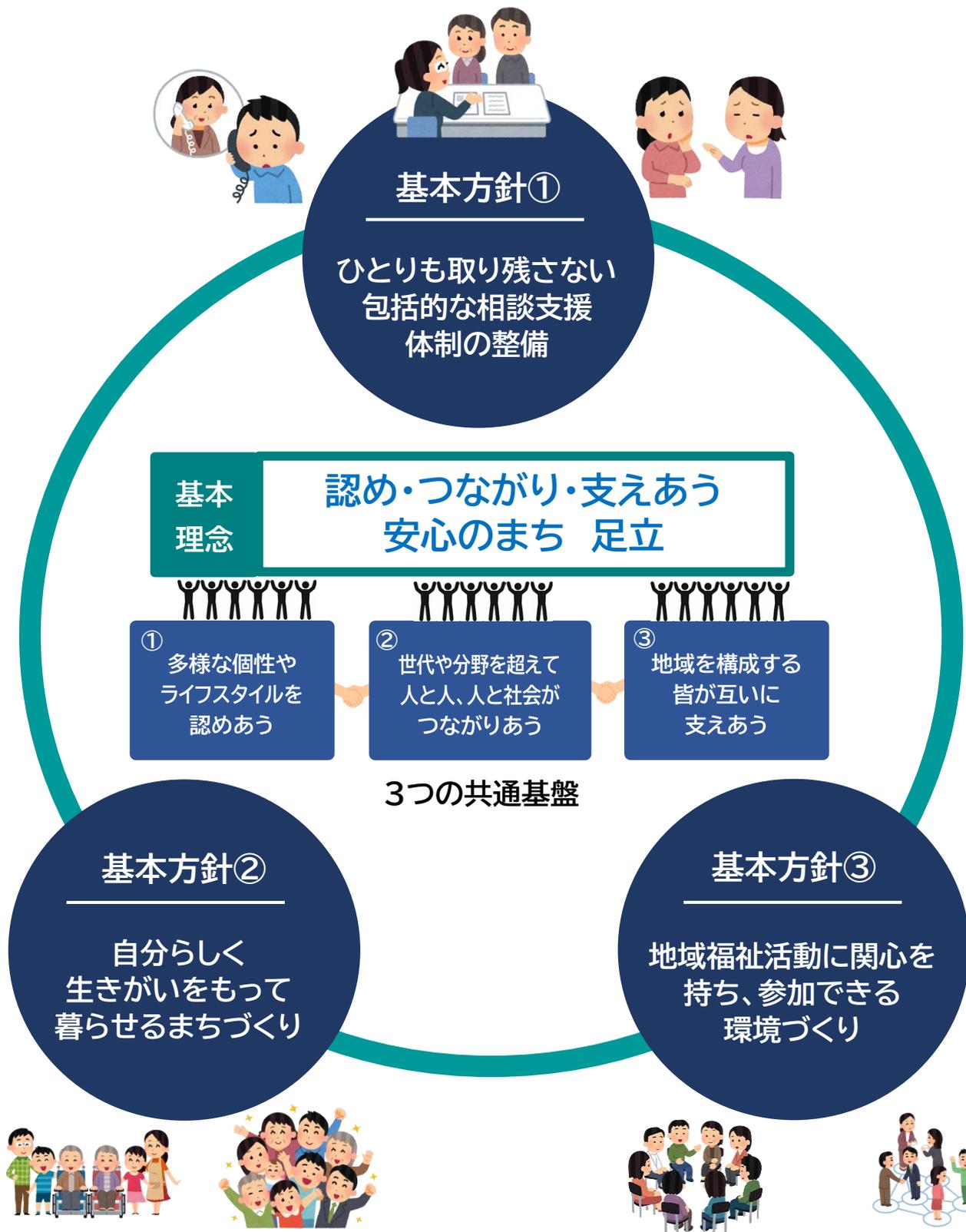
基本方針③

地域福祉活動に関心を持ち、参加できる環境づくり

ひとりでも多くの方が、ボランティアなどの地域福祉活動に関心を持ち、誰もが気軽に参加し、活動できる環境づくりを進めます。

地域のなかに様々な活動の選択肢を設け、自分に出来る範囲の活動を通じて、地域や当事者間がつながり、支えあうことによって、より大きな共助の力が生まれる土壌を築きます。

【基本理念実現に向けた基本方針イメージ図】



3 重点施策

これまで着実に進めてきた各個別分野計画における保健福祉に係る施策と、この度の地域福祉に係るアンケートや地域懇談会で見た地域での課題等を踏まえ、以下の事項を、基本方針ひいては基本理念実現のための重点施策として捉え、足立区の保健福祉事業を展開します。

重点施策

**様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、
支援していくための重層的支援体制※の整備**

これまで進めてきた既存の制度や、単独の組織・相談支援機関の対応では、複合・複雑化した課題や制度の狭間の課題が、支援につながらない、ひいては支援が受けられないことが課題になっています。

誰でも・何でも相談でき、それらを受け止める包括的な相談支援体制とともに、多機関が連携して、支援の方向性・解決策を見出す仕組みの整備が必要です。

また、区ではこれまで、喫緊の課題として高齢者分野における地域包括ケアシステムを構築し、「区民・地域」「専門機関」「区」の「オール足立」で施策を進めてきました。

今後は、現在の高齢者施策を着実に進めつつ、住み慣れた地域で生活するうえで、支援を要する高齢者を含めたすべての方(障がい者・子ども・生活困窮者等)を対象とした、重層的支援体制を整備していく必要があります。

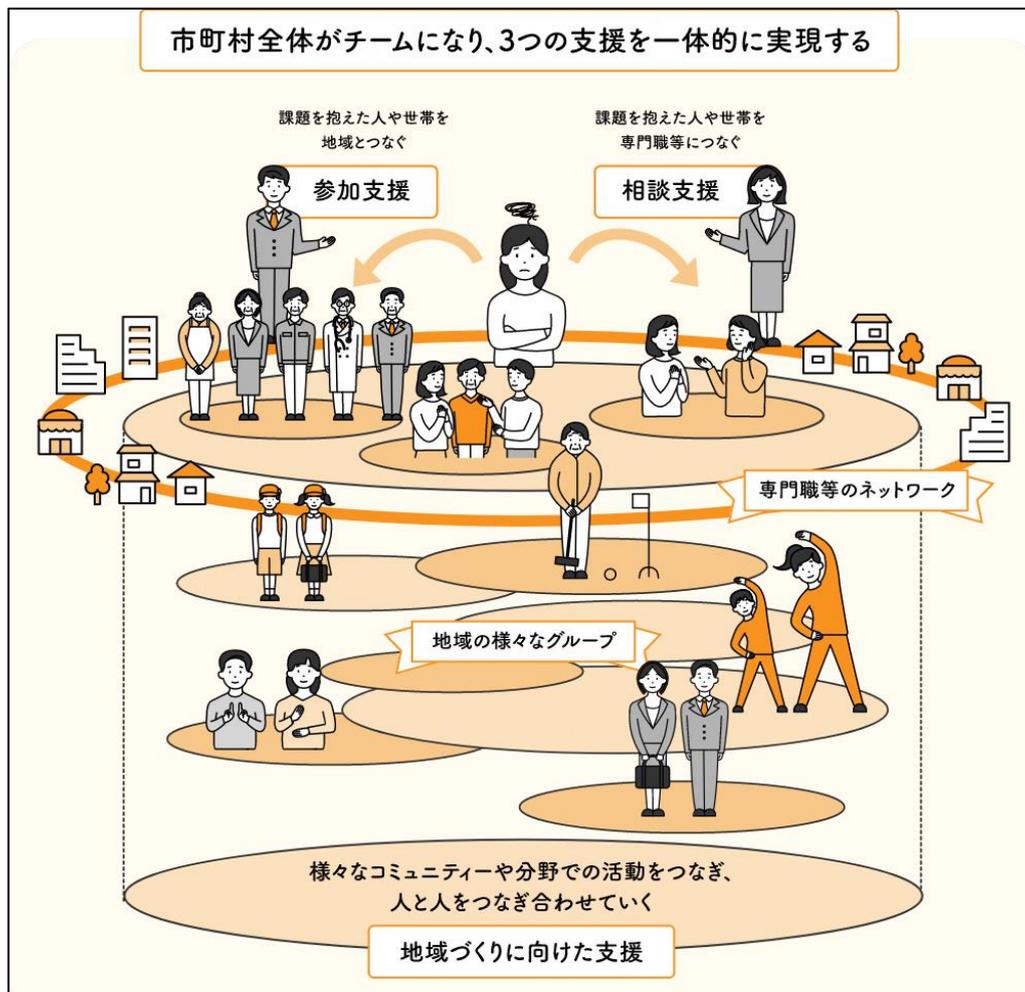
※ 重層的支援体制整備事業

「地域共生社会」の実現を目指すための体制整備事業として、以下の3つを実施する新たな事業(実施は区市町村の任意)。

- 属性や世代を問わない**包括的な相談支援**
 - 社会とのつながりをつくる**参加支援**
 - 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**地域づくりに向けた支援**
- これらを一体的に展開することで一層の効果が出るとされている。

厚生労働省ホームページから掲載

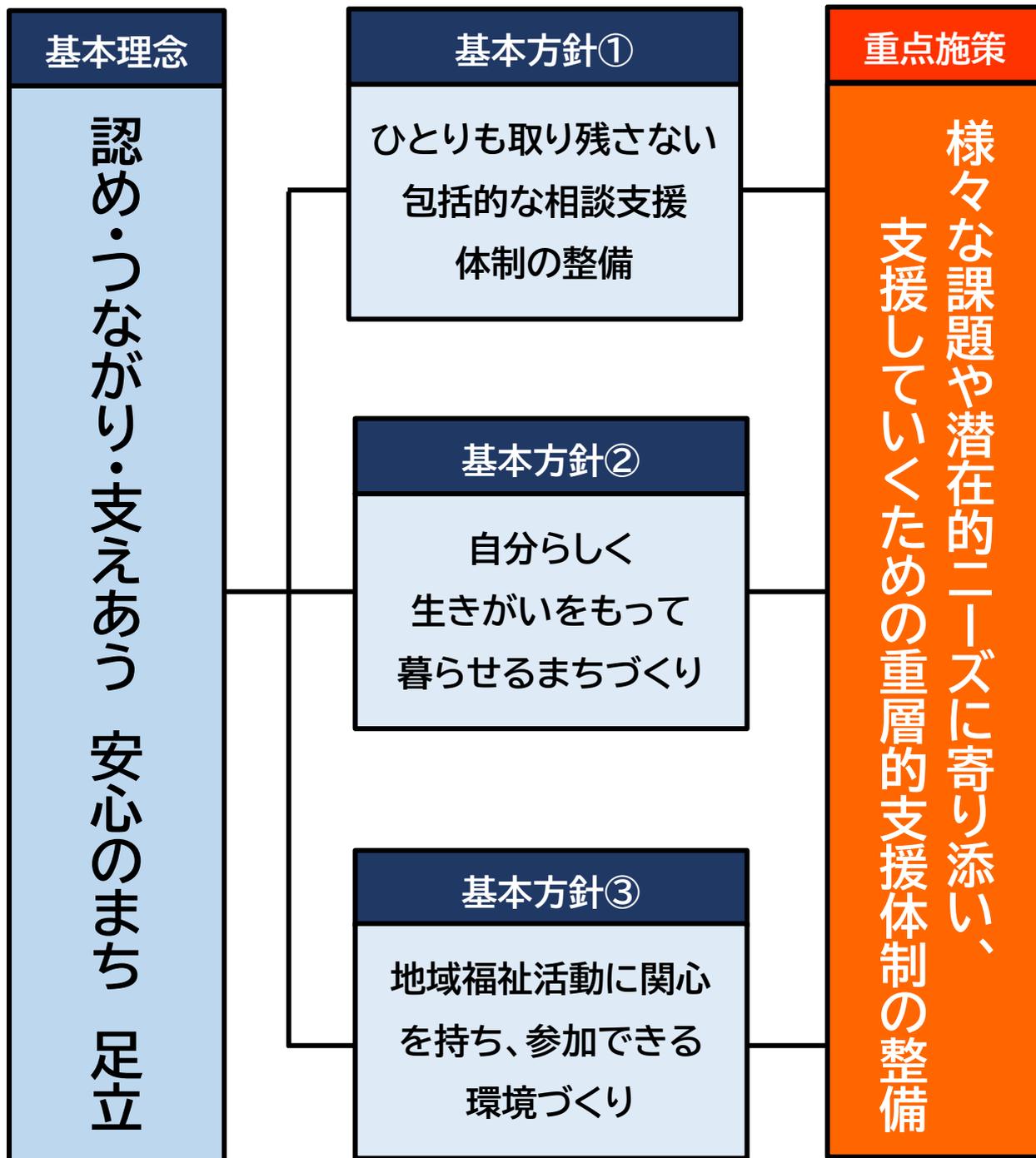
【重層的支援体制イメージ】



↑ 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトから掲載

4 基本理念・基本方針実現に向けた施策体系

基本方針ひいては基本理念を実現するため、地域保健福祉に係る施策を体系化しました。本施策体系において、基本理念・方針・重点施策を共有し、各施策を推進します。



施策群	事業内容
重点 施策	様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、 支援していくための重層的支援体制の整備
施策①	<p>複合・複雑課題や狭間のニーズの把握と寄り添い支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援体制の整備 2 複合・複雑化する課題への支援
施策②	<p>多様な福祉事業の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者支援 2 障がい者支援 3 災害時支援(避難行動要支援者) 4 権利擁護の推進・虐待防止 5 生活困窮者支援 6 ひきこもり支援 7 外国人支援
施策③	<p>子ども・若者の成長を切れ目なく支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援 2 食育支援 3 不登校対策・ひきこもり支援(再掲) 4 発達支援 5 子どもの貧困対策・若年者支援 6 ひとり親支援 7 ヤングケアラー支援
施策④	<p>自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住まい確保の支援・居住支援 2 就労支援・資格取得支援
施策⑤	<p>地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民生・児童委員活動 2 更生保護活動の支援 3 絆づくり事業 4 地域団体活動の支援 5 居場所・交流の機会づくり 6 地域福祉の担い手の育成と連携強化
施策⑥	<p>多様な保健衛生事業の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 感染症対策 3 自殺対策 4 食品衛生 5 母子保健事業 6 動物との共生 7 医薬衛生 8 環境衛生



重点施策を推進することにより、複合・複雑化した課題等に対し、組織・施策横断的に取組みます。

5 施策指標管理表

本計画の推進状況を把握し、客観的なチェック機能とするため、重点施策である重層的支援体制整備につながる事業を抽出し、指標として設定します。

施策名	指標名	指標説明	重層的支援 3つの支援
施策①-1 包括的な相談支援体制の 整備	「相談してよかった」と答え た割合	相談者へアンケートを実施し、 包括的相談支援のニーズを図 る。	包括的な 相談支援
施策①-1 包括的な相談支援体制の 整備	アウトリーチにより相談支 援につながった件数	外出するのが困難な方・相談 窓口への来庁が難しい方への 相談員が訪問する。	包括的な 相談支援
施策①-1 包括的な相談支援体制の 整備	地域からの気づきにより相 談支援につながった件数	地域活動団体等からの情報を キャッチし相談支援につなげ る。	包括的な 相談支援
施策①-2 複合・複雑化する課題への 支援	支援会議・重層的支援体制 会議開催回数	複合・複雑化した課題に対して 関係各課・機関と連携して重 層的支援会議を開催	包括的な 相談支援

第4章

重層的支援体制の整備

第4章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援体制整備事業における各事業

足立区では、国が掲げる「地域共生社会」を目指し、令和6年度から本計画の重点施策として、新たに重層的支援体制の整備に取り組みます。

社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業では、区市町村全体の支援機関・地域の関係者が、“困りごとや生きづらさ”を断らずに受け止め、支援を要する方につながり続ける支援体制の整備をコンセプトに、以下の表の3つの支援(+事業を支えるための2つの事業)を、一体的に実施することを掲げています。

図 社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業の概要

事業		内容
重層的支援体制整備事業	1 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ② 支援機関のネットワークで対応する。 ③ 複雑化・複合化した課題を多機関協働事業へ適切につなぐ。
	2 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な本人に、つながりを作るための支援を行う。 ② 本人や世帯のニーズを踏まえた、丁寧なマッチングや支援メニューをつくる。 ③ 本人への定着支援と受入れ先の支援を合わせて行う。
	3 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 属性や世代を超えて交流できる機会や場所を整備する。 ② 交流・参加・学びの機会を生み出すために、地域における多様な活動団体や人をコーディネートする。 ③ 地域における活動の活性化を図る。
1・3を支えるための事業	4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議や関係機関とのネットワークの中から、潜在的なニーズや相談・困りごとを見付ける。 ② 支援が届いていない人に、支援を届ける。 ③ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
	5 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ② 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ③ 支援に関わる関係機関の役割分担を図る。

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトを参考に作成

2 足立区での重層的支援体制の展開

(1) 展開スケジュール

足立区では、重層的支援体制整備の第一歩として、令和6年度から包括的相談支援・参加支援を展開していきます。

そのうえで、複合・複雑化する課題を含め、現行の体制で相談を受け止められているか、組織・分野横断的な対応ができているか等を、指標を用いてPDCAサイクルにより検証し、不断に執行体制を見直しつつ、実効性の高い制度構築を目指します。

また、世代や属性を超えて交流できる機会や場所を整備する「地域づくりに向けた支援」は、令和7年度から、足立区社会福祉協議会（基幹地域包括支援センターを想定）に“地域福祉コーディネーター”を配置し、段階的に事業を拡大していきます。

以上により、足立区と社会福祉協議会が一丸となって、重層的支援体制整備事業のコンセプトに掲げられるとおり、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」の3つの支援を、一体的に実施していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
支援	《現行》足立区地域保健福祉計画 中間見直し						《次期》
	《第3次》 足立区地域福祉活動計画			《第4次》足立区地域福祉活動計画			
包括的相談支援	実施					検証	改善
参加支援	実施					検証	改善
地域づくりに 向けた支援	検討	実施				検証	改善

3 包括的相談支援・参加支援

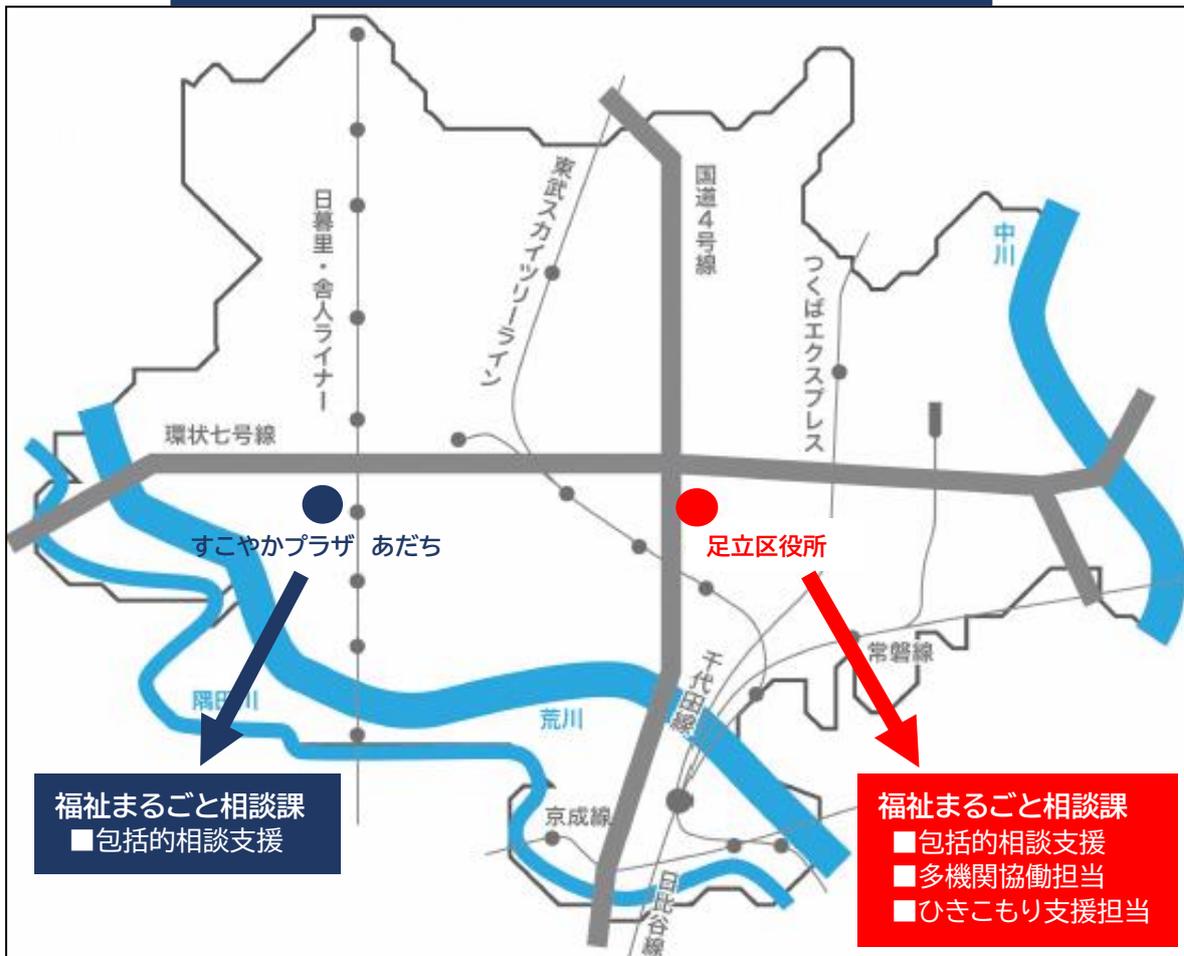
(1) 令和6年度からの体制

令和6年度には、福祉部の“くらしとしごとの相談センター”を再編し“福祉まるごと相談課”を創設、**高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず誰でも・何でも受け止める**相談支援体制を整備します。

また、窓口へ来庁が困難な方等には、福祉まるごと相談課の相談員による**積極的・継続的なアウトリーチ**により、潜在的な支援ニーズにも寄り添った支援を実施していきます。

あわせて、地域社会とのつながりを作る**参加支援**として、これまで進めてきた「就労支援」や「ひきこもり支援」にも、引き続き取り組んでいきます。

包括的相談支援・参加支援体制(令和6年度～※)



※ 令和6年4月から本庁舎(別館)でスタートし、その後、「すこやかプラザ あだち」の開設にあわせて係の一部を移転し、区内2拠点で包括的相談を展開します。

(2) 取り組むべき3つの柱

様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくため、以下の**3つの柱**を掲げ、54ページに記載した体制で、包括的相談支援と参加支援を運用・検証しながら、足立区版重層的支援体制を確立させていきます。

柱1

庁内連携・組織横断 体制の構築

- ① 福祉まるごと相談課業務(包括的相談支援業務)の全庁周知
- ② 効率・効果的な支援会議・重層的支援会議の運営
- ③ 区職員全員への研修(複合・複雑ケースへの支援・事例共有等)

3つの柱

柱2

相談・寄り添い支援 体制の確立

- ① 複合・複雑ケースへの困りごとや相談者の意向の明確化(適切な情報収集・分析)
- ② 自ら相談できない方などへのアウトリーチによる相談支援
- ③ 継続的に関わり、つながり続ける息の長い伴走型支援
- ④ 外部(専門家)からの指導・アドバイスによる相談支援過程の検証

柱3

職員・相談員の育成

- ① 地域共生社会が掲げる理念や目指す方向性の理解
- ② 高齢・障がい・子ども・生活困窮など専門分野ごとの制度の相互理解
- ③ 計画的な人事配置・福祉人材の登用
- ④ 事例集作成によるノウハウの蓄積と継承

(3) 組織・分野横断的な連携体制

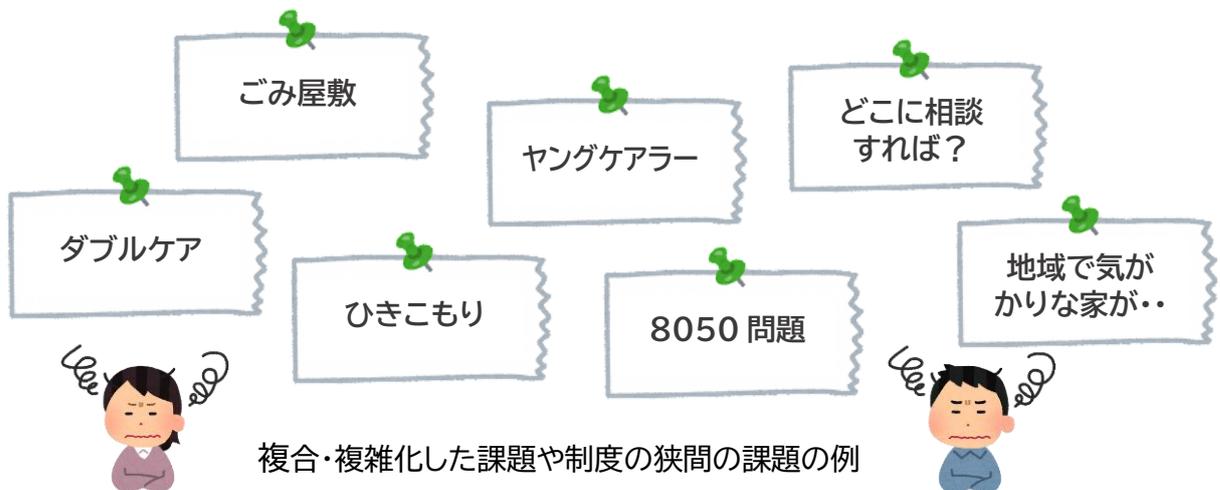
既存の制度や単独の組織・相談支援機関では支援につながらない、ひいては支援が受けられない複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズに対しては、多機関※が協働することが必要です。

※ 行政・社会福祉協議会・各専門機関・NPO 法人等

“福祉まるごと相談課”が**旗振り・調整役**を担い、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら多機関が協働することで、課題の解きほぐしや支援の方向性を検討し、チームでの支援につなげていきます。

多機関協働に際しては、以下の支援会議及び重層的支援会議を定期又は随時で開催・運用し、包括的な支援体制を築いていきます。

会議	法規定等	考え方・会議の役割
支援会議	社会福祉法第106条の6に規定された会議	守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能 ① 気になる事案の情報提供・共有 ② 支援方針への理解 ③ 緊急性がある事案への対応
重層的支援会議	多機関協働事業において実施	関係機関相互の連携や本人同意を得たケースのプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議 ① プランの適切性の協議 ② 支援提供者によるプランの共有 ③ プラン終結時等の評価



(4) 区職員の意識改革・醸成

重層的支援体制整備事業に関する理解を深め、組織・分野横断的に連携していくためには、まずは全管理職を含む区職員の意識改革・醸成が不可欠です。

既存の組織の強みを活かしつつ、今後、足立区版重層的支援体制を確立していくため、管理職を含め全職員に研修を実施していきます。

研修実施に際しては、オンラインツールを用いた研修、重層的支援体制整備に特に中心的に関わる所管への対面研修のほか、外部講師(有識者)講演による機運醸成など、創意工夫しながら実施していきます。

【研修メニュー例】

- ① 地域共生社会の理念、重層的支援体制整備事業に対する理解
- ② 複合・複雑ケースへの支援・事例共有
- ③ 専門分野ごとの制度の相互理解
- ④ 多機関協働の推進(支援会議・重層的支援会議の運用等)



(5) 今後の課題

足立区版重層的支援体制を確立させていくため、本計画の中間見直し時期の令和8年度までに、庁内各課・関係機関との連携のもと、以下の課題に取り組んでいきます。

課題① 職員全体の意識改革 【令和6年度から実施】

上記(4)の研修を通じて、担当所管事務や職種に捉われず、“足立区全体の課題として解決に向けて一緒に考えていく”という意識への改革

課題② 確固たる連携 【令和6年度から実施】

- ア 包括的相談窓口の効果的な周知と個別説明による地域福祉に携わる事業者・関係機関との連携を強化
- イ 福祉・保健衛生・子ども・子育て分野など地域保健福祉の中核を担う部署間での支援会議・重層的支援会議の効果的な運営

課題③ 適切な情報管理 【令和7年度目標】

適切な相談履歴・支援過程情報の管理や共有、ノウハウの蓄積など重層的支援体制確立に向けたシステムの導入

4 重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条の5では、区市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとされています(努力義務)。

今後、足立区においても令和6年度に「重層的支援体制整備事業実施計画」を新たに策定し、重層的支援体制整備事業をより一層計画的に進めていきます。

また、「重層的支援体制整備事業実施計画」は、足立区での重層的支援体制整備に関わる職員や多機関協働にとっての“手引き”も兼ねるものとして策定します。

策定後は、以下の表のとおり、中間見直しに合わせて、「重層的支援体制整備事業実施計画」を「足立区地域保健福祉計画」に統合し、本計画の指標を用いて、PDCAサイクルによる一体的な進捗管理を行っていきます。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
足立区地域保健福祉計画							
重層的支援体制整備事業実施計画							

5 重点施策と各施策の関係

重点施策である重層的支援体制整備事業を踏まえながら、各施策を推進していくため、“3つの支援事業”に加えて、“事業を支えるための2つの事業”の計5事業との関連性を、次頁の表のとおり見える化して整理しました。

様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくため、高齢者保健福祉計画や障がい者計画などの個別計画にて推進する施策を、いかに重層的支援と結び付けて展開していくのか、それぞれの所管でも念頭に置きながら、地域福祉・地域保健を推進していきます。

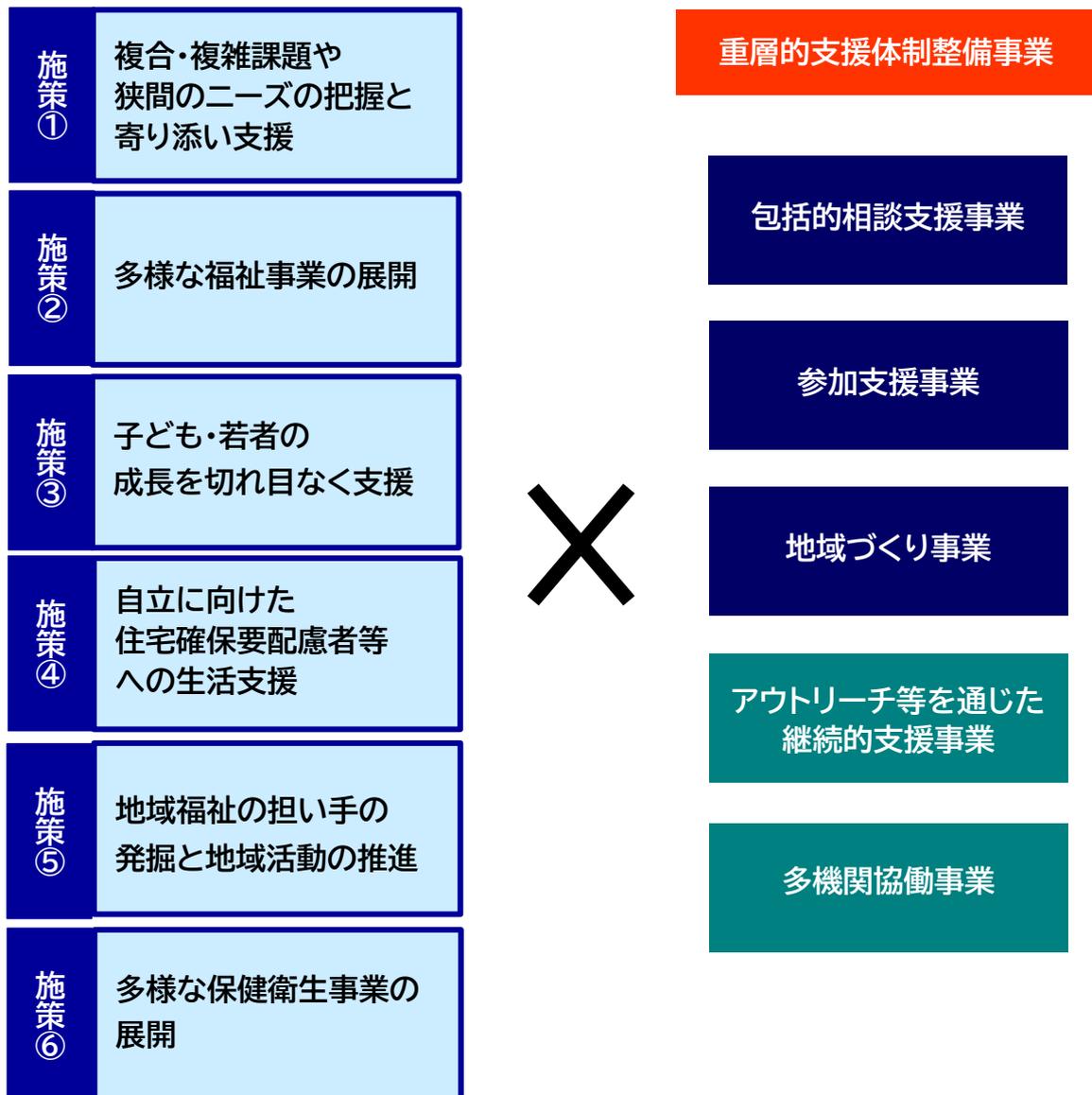


表 重点施策と各施策の関係

【凡例】 ●・● 深く関連する事業

○・○ 今後関連する可能性がある事業

施策群 事業内容		施策①		施策②							施策③			
		1	2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4
		包括的な相談支援体制の整備	複合・複雑化する課題への支援	高齢者支援	障がい者支援	災害時支援(避難行動要支援者)	権利擁護の推進・虐待防止	生活困窮者支援	ひきこもり支援	外国人支援	子ども・子育て支援	食育支援	不登校支援・ひきこもり支援(再掲)	発達支援
重点施策	重層的支援体制整備における事業 (本計画でのアイコン)													
包括的相談支援事業	包括的相談	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	○	●	●
参加支援事業	参加支援	●	●	●	●		○	●	●	●			●	
地域づくり事業	地域づくり					○				●		●		
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ	●	●	●	●	●	○		●		●		●	●
多機関協働事業	多機関協働	●	●	●	●	●	○	●	●		●	○	●	●

施策③			施策④		施策⑤						施策⑥							
5	6	7	1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8
子どもの貧困対策・若年者支援	ひとり親支援	ヤングケアラー支援	住まい確保の支援・居住支援	就労支援・資格取得支援	民生・児童委員活動	更生保護活動の支援	絆づくり事業	地域団体活動の支援	居場所・交流の機会づくり	地域福祉の担い手の育成と連携強化	健康づくりの推進	感染症対策	自殺対策	食品衛生	母子保健事業	動物との共生	医薬衛生	環境衛生
●	○	●	●	○	●						○		●		●	○		
●	●			●		●	●	●	●	●	●		○					
●	●		●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	○		○	●	○	○
	●				●	●	●						○	●	●	○	●	●
○		●	○				○		○			●	●			○		

第5章

施策推進

第5章 施策推進

重点施策	様々な課題や潜在的ニーズに寄り添い、支援していくための重層的支援体制の整備
-------------	---------------------------------------

施策群・事業内容	課題解決への主な取組	掲載頁
----------	------------	-----

施策① 複合・複雑課題や狭間のニーズの把握と寄り添い支援

1	包括的な相談支援体制の整備	取組①	包括的相談支援体制の整備	包括的な相談支援、寄り添い支援	-68-
		取組②	アウトリーチによる支援	相談員によるアウトリーチ	
2	複合・複雑化する課題への支援	取組①	支援会議、重層的支援会議	支援会議、重層的支援会議	-70-
		取組②	庁内横断連携体制	全職員を対象とした研修の実施 職員の意識改革	

施策② 多様な福祉事業の展開

1	高齢者支援	取組①	地域包括支援センターの運営	高齢者の実態把握(戸別訪問) 認知症への支援・理解促進 介護予防	-72-
		取組②	事業者間の連携	多職種連携研修 医療と介護の連携・研修センター	
2	障がい者支援	取組①	障がいへの理解・啓発	小・中学校での啓発授業 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 パラスポーツ体験授業の実施	-76-
		取組②	サービスの質の向上	事業所指導体制の構築 障がい関連ネットワークの構築と推進	
		取組③	相談支援体制の強化	相談支援ネットワーク会議の開催 支援会議、重層的支援会議【施策①-2再掲】	
		取組④	インクルージョン(包容)の推進	発達支援コーディネーターの育成 障害児相談支援事業所の拡充	
3	災害時支援(避難行動要支援者)	取組①	個別避難計画の作成支援	災害時安否確認申出書による実態把握 個別避難計画の作成・更新	-80-
		取組②	訓練実施	訓練実施	
4	権利擁護の推進・虐待防止	取組①	高齢者虐待の防止	高齢者虐待の早期発見・支援の進展	-82-
		取組②	障がい児・障がい者虐待の防止	障がい者虐待防止センター 関係機関との連携強化	
		取組③	児童虐待の防止	児童虐待防止のための取組 要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組	
		取組④	意思決定の支援	成年後見制度の利用促進、地域福祉権利擁護事業 高齢者あんしん生活支援事業、法人後見事業	
5	生活困窮者支援	取組①	生活保護事業	庁内部署、関係機関との連携による支援、福祉職職員の計画的育成、福祉事務所総合相談窓口の職員育成と機能向上、総合相談窓口の機能強化	-86-
		取組②	子どもへの支援	子ども支援の体制整備 居場所を兼ねた学習支援事業	
		取組③	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 就労準備支援事業	

施策群・事業内容		課題解決への主な取組		掲載頁
----------	--	------------	--	-----

施策② 多様な福祉事業の展開

6	ひきこもり支援	取組①	ひきこもり支援の基盤づくり	「三者の会」の定期実施、足立区ひきこもり支援協議会の設置、支援に関する基本的な考えの明確化・支援メニューの拡充	-90-
		取組②	支援ネットワークの構築	庁内各課・関係機関の連携支援会議、重層的支援会議〔施策①-2再掲〕	
7	外国人支援	取組	生活支援・学習支援	生活相談体制の充実 外国にルーツを持つ子どもの学習支援	-92-

施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援

1	子ども・子育て支援	取組①	妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援	妊娠届出時のスマイルママ面接事業 ファミリー学級事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業 産後ケア事業、マザーメンタルヘルス相談事業	-94-
		取組②	家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援	早寝・早起き・朝ごはんの推進 あだちっ子歯科健診 就学前教育の推進(幼保小連携活動)	
2	食育支援	取組①	あだち 食のスタンダードを全世代に啓発	学童保育室等での調理体験教室の実施 小・中学校の家庭科の授業と連動した啓発 高校生向けの食育啓発	-98-
		取組②	子どもを通じた家庭全体への啓発	「ひと口目は野菜から」の啓発 小・中学校等保護者への情報発信	
		取組③	おいしい給食を通じた食育の啓発	おいしい給食を教材とした食育 給食メニューコンクールの実施	
3	不登校対策・ひきこもり支援	取組①	多様な価値観に対応した教育機会の保障	学校以外の学びの場の提供 登校サポーターによるお迎え・別室登校支援 ICTを活用した支援	-100-
		取組②	寄り添い支援	教育相談の実施 スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣 スクールカウンセラー(SC)の派遣	
4	発達支援	取組①	支援体制の充実	発達相談の実施 保健センター乳幼児健診の心理相談への専門職派遣 保育所・幼稚園等への専門職派遣	-102-
		取組②	研修の実施	専門研修の実施	
5	子どもの貧困対策・若年者支援	取組①	地域で活動する団体への支援	あだち子どもの未来応援助成金 夏休みの経験・体験の無償化事業	-104-
		取組②	当事者への寄り添い支援	高校生世代への居場所型学習支援 あだち若者サポートテラス(SODA) 伴走型コミュニケーション支援 居場所を兼ねた学習支援事業〔施策②-5再掲〕	
6	ひとり親支援	取組①	地域コミュニティとの交流	サロン豆の木	-108-
		取組②	寄り添い支援	豆の木相談室	
7	ヤングケアラー支援	取組1	相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制		-110-
		取組2	地域でのネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会	
		取組3	支援会議、重層的支援会議	施策①-2再掲	

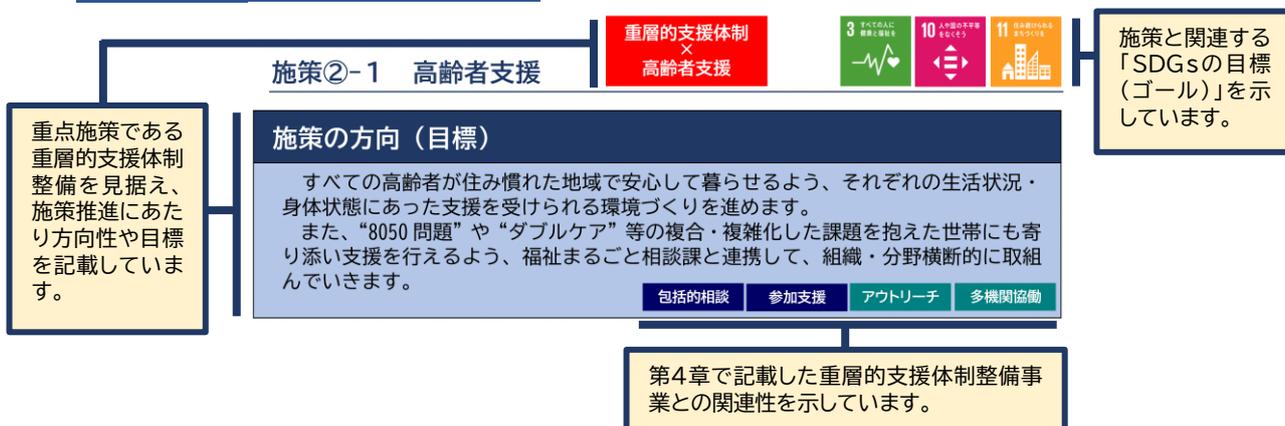
施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援

1	住まい確保の支援・居住支援	取組①	住宅セーフティネットの構築	あだちお部屋さがしサポート事業 住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化事業 居住支援協議会の開催	-112-
---	---------------	-----	---------------	---	-------

施策群・事業内容		課題解決への主な取組			掲載頁
施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援					
1	住まい確保の支援・居住支援	取組②	住まい方の特性に配慮した住宅の確保	高齢者の住まいのバリアフリー化助成	-113-
2	就労支援・資格取得支援	取組①	相談者に寄り添った就労支援	就労率の更なる向上 相談窓口の認知度を高める情報発信	-114-
		取組②	生活困窮者に対する支援〔再掲〕	施策②-5再掲	
		取組③	ひとり親家庭への職業的自立を支援	施策③-6再掲	
		取組④	福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援	介護人材の育成・定着・事業者支援〔施策②-1再掲〕 保育士等キャリアアップ補助金 保育士等住居借上げ支援事業 幼稚園教諭等住居借上げ支援事業	
施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進					
1	民生・児童委員活動	取組1	より一層活動しやすい環境づくり	環境整備への課題の洗い出し(アンケートの実施) 情報等の提供やモバイルパソコン活用による活動支援	-118-
		取組2	地域でのネットワークづくり	ケースワーカー懇談会 課題研究部会及び学習部会の開催	
		取組3	民生・児童委員活動の広報	民生・児童委員 PR 週間事業 民生・児童委員協議会だより「さくら」の発行	
2	更生保護活動の支援	取組①	地域でのネットワークづくり	更生保護サポートセンターの運営支援 再犯防止推進協議会の設立	-120-
		取組②	保護司活動の周知・支援	社会を明るくする運動 「明るい社会」の発行	
3	絆づくり事業	取組①	地域における絆づくり活動の推進	高齢者実態調査の実施 わがまちの孤立ゼロプロジェクト 孤立死防止の啓発	-122-
		取組②	活動周知の推進	事業の周知強化 若年層へのアプローチ	
4	地域団体活動への支援	取組1	町会・自治会への加入促進	町会・自治会への加入促進支援 効果的な加入促進	-124-
		取組2	町会・自治会の運営・活動を支援	町会・自治会への情報提供・活動支援 新たな活動支援	
		取組3	ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援	団体活動支援講座 ボランティア団体活動育成	
5	居場所・交流の機会づくり	取組①	高齢者の生きがいづくり〔施策②-1再掲〕	友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援	-126-
		取組②	子ども・若者への寄り添い支援	「予防的」若年者支援事業の実施 あだち若者サポートテラス(SODA)、伴走型コミュニケーション支援〔施策③-5再掲〕 高校生世代の居場所型学習支援〔施策③-5再掲〕 居場所を兼ねた学習支援事業〔施策②-5再掲〕	
		取組③	ひとり親世帯の居場所づくり〔施策③-6再掲〕	サロン豆の木	
		取組④	ふれあいサロンの創出と継続を支援	サロン立ち上げ支援 サロン交流会の開催	
6	地域福祉の担い手の育成と連携強化	取組①	地域福祉活動を支えるボランティアの育成	区民向け講座(あだち皆援隊講座)の開催 あだち NPO フェスティバルの開催 ボランティア育成	-128-
		取組②	ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援〔施策⑤-4再掲〕	公益活動げんき応援事業助成金 団体活動支援講座 ボランティア団体活動支援	
		取組③	個人の“やってみよう”を応援する場「あやセンター ぐるぐる」		

施策群・事業内容		課題解決への主な取組		掲載頁	
施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開					
1	健康づくりの推進	取組①	糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進	野菜を食べやすい環境づくり、子ども・家庭の望ましい生活環境の定着、働き世代の健康づくり、糖尿病の重症化予防	-132-
		取組②	ライフステージに応じた健康づくりの推進	医療機関への受診勧奨、健診(検診)を通じた生活習慣病予防、各種がん検診	
		取組③	人生100年時代を見据えた健康づくりの推進	60歳からの健康リスタート事業、ヘルスポランティアの育成支援	
2	感染症対策	取組	地域における感染症への対応	感染症発生時の即応能力の強化、基本的な感染対策の普及啓発、結核に対する正しい知識の普及啓発	-136-
3	自殺対策	取組①	自殺対策を支える人材育成	区職員や民生・児童委員等へのゲートキーパー研修	-138-
		取組②	当事者への支援	インターネット・ゲートキーパー事業、足立区分かちあいの会「とまり木」、雇用・生活・ところと法律の総合相談会、寄り添い支援事業	
		取組③	地域でのネットワークの強化・区民への啓発	足立区こころといのちの相談支援ネットワーク、自殺対策強化月間	
4	食品衛生	取組①	食品衛生関係営業施設等への適切な指導	食品関係営業施設の監視指導、職員のHACCPに関する指導技術の習得、食品関係事業者への食品衛生に関する知識の普及啓発	-140-
		取組②	区民への食品衛生に関する知識の普及啓発	区民への食品衛生に関する知識の普及啓発	
5	母子保健事業	取組①	保護者への寄り添い相談・支援	産後育児ストレス相談、育児栄養相談、健やか親子相談	-142-
		取組②	地域コミュニティの形成	育児学級、乳幼児療育指導	
6	動物との共生	取組①	地域における身近な相談支援体制の充実	地域における身近な相談支援体制の充実	-144-
		取組②	飼い主の責務と飼育マナーの啓発	飼い主の責務と飼育マナーの啓発	
		取組③	飼い主のいない猫対策の推進	飼い主のいない猫対策の推進	
7	医薬衛生	取組①	医療関係施設への監視指導	不適施設への監視指導・健康危害の防止、自主管理の推進、健康危害の防止、新たな制度への対応	-146-
8	環境衛生	取組	環境衛生関係施設への監視指導	環境衛生関係施設への監視指導	-148-

凡例 第5章 施策推進の見方



施策① 複合・複雑課題や狭間のニーズの把握と寄り添い支援

重層的支援体制整備事業

3 すべての人に
健康と福祉を



施策①-1 包括的な相談支援体制の整備

施策の方向（目標）

地域共生社会を目指す重層的支援体制整備の一環として、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの属性・分野にかかわらず、ご本人や世帯の状況をまるごと受け止め、誰でも何でも相談できる、新たな包括的な支援体制を整備します。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 庁内各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等を中心に、それぞれの担当で相談を受け止め、支援しています。	① 老老介護、ひきこもりなどの新たな社会問題や、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の分野別の公的支援だけでは対応しきれないケースにも、寄り添っていく必要があります。
	② 今回実施したアンケートや地域懇談会において、気軽に何でも相談できる窓口の必要性が多く挙がっています。	② 創設する「福祉まるごと相談課」において、支援を必要とする区民が気軽に相談できる、わかりやすい相談窓口が必要です。
	③ 「一人では相談が難しい」「窓口に行きづらい」「どこに相談していいかわからない」といった、潜在的な支援ニーズも多く存在しています。	③ 支援そのものに対する抵抗や、表面化していない困りごとやニーズを把握し、アウトリーチにより支援していく体制づくりや、地域での気づきも必要です。
課題解決への主な取組	取組1 包括的相談支援体制の整備 取組2 アウトリーチによる支援	
関連事業	包括的相談の普及啓発	

課題解決への主な取組

取組1: 包括的相談支援体制の整備

高齢・障がい・子どもなどの属性や分野・内容に関わらず、すべて受け止める包括的な相談支援体制を、新たに整備します。

あわせて、包括的相談支援により受けとめた困りごとや相談について、適切に関係所管につなぐ支援や、所管課への同行などを行っていきます。

NEW

(1) 包括的な相談支援

包括的相談

参加支援

“くらしとしごとの相談センター”で実施していた、主に生活困窮に係る相談支援を発展させ、すべてを受け止める包括的な相談支援を新たに実施します。

また、令和7年1月に開設する「すこやかプラザ あだち」にも包括的相談窓口を設置し、区内2拠点体制で展開していきます。

(2) 寄り添い支援

包括的相談

多機関協働

「相談先が分からない課題」や「相談そのものに対するためらいや不安」がある方等に対し、相談者のニーズに合った方法で寄り添っていきます。

また、相談内容により、活用できる制度がある場合は、相談員が所管課まで同行・同席するなど、適切なつなぎ支援を行います。

取組2: アウトリーチによる支援

相談員による積極的なアウトリーチにより、本人や世帯に寄り添っていきます。

NEW

(1) 相談員によるアウトリーチ

アウトリーチ

外出するのが困難な方や、地域で支援を必要とする方の情報をキャッチし、相談員による積極的かつ継続的なアウトリーチにより、本人や世帯に寄り添っていきます。

担当

福祉まると相談課（令和6年度～）

関連事業

包括的相談の普及啓発

これまで相談につながっておらず、支援を必要とする方に、まずは「福祉まると相談課」がわかりやすい相談窓口となれるよう、区民への啓発を進めていきます。

	事業	所管課
1	“福祉まると相談課”の区民への普及啓発	福祉まると相談課



施策①-2 複合・複雑化する課題への支援

重層的支援体制整備事業

施策の方向（目標）

既存の庁内組織や単独の組織では、対応が困難な複合・複雑化した課題や制度の狭間のニーズに対して、関係各課や関係機関と連携し、チームとして課題に寄り添って支援していきます。

“福祉まるごと相談課”が旗振り・調整役を担い、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら多機関が協働することで、課題の解きほぐしや支援の方向性を検討し、チームでの支援につなげていきます。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、ご本人や世帯で複数の課題が重なり、複雑化・複合化しています。	① これまでの分野別の支援体制では、複合的な支援や狭間のニーズに対応できなくなってきたことから、関係各課や機関が集まり、支援方針などを検討する場が必要です。
	② 複合的な課題や狭間のニーズに対して、これまでの分野別の公的支援は、きめ細やかな支援・寄り添った支援になっていません。	② 複合的な課題に対する原因・要因の解きほぐしや、関係各課や関係機関が組織横断的に連携して支援するためには、まずは区職員の意識改革から進める必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 支援会議、重層的支援会議 取組2 庁内横断連携体制	
関連事業	—	

■課題解決への主な取組

取組1: 支援会議、重層的支援会議

「福祉まるごと相談課」が調整役を担い、複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズのほか、庁内各課で受けた複雑な相談に対する検討の場として、以下の新たな会議体を設置し、多機関協働による支援を推進していきます。

NEW

(1) 支援会議

包括的相談

多機関協働

庁内の関係する係長級以下の職員で構成(取り扱う事案によっては学識経験者や関係機関も参加)し、定期的を開催していきます(守秘義務が課されます)。

複合・複雑化した課題への支援方針の検討や情報共有のほか、緊急性がある場合には随時開催により柔軟に対応し、既存の組織だけでは対応・支援が困難な事例に、チームとして支援していきます。

NEW

(2) 重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

支援会議を構成する所管の管理職職員で構成(取り扱う事案によっては学識経験者や関係機関も参加)し、定期的を開催していきます。

庁内連携の状況や、本人同意を得たケースの支援の適切さを検討し、分野・組織横断的な連携を、より強固なものにしていきます。

取組2: 庁内横断連携体制

重層的支援体制整備事業に関する理解を深め、組織・分野横断的に連携していくため、区職員の意識改革・醸成に資する研修を、新たに実施していきます。

NEW

(1) 全職員を対象とした研修の実施

多機関協働

地域共生社会の理念や重層的支援体制整備事業に対する理解、複合・複雑化した課題の事例共有等について、オンライン形式や対面研修のほか、外部講師(有識者)講演による機運醸成など、創意工夫しながら実施していきます。

NEW

(2) 職員の意識改革

多機関協働

実効性を伴った、真の意味での組織・分野横断的な連携に向けて、支援検討のため、職員の「担当ではない」から「オール足立での支援」への意識改革を、研修を通じて推進していきます。

担当

福祉まるごと相談課(令和6年度～)

施策② 多様な福祉事業の展開

施策②-1 高齢者支援

重層的支援体制
×
高齢者支援



施策の方向（目標）

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれの生活状況・身体状態にあった支援を受けられる環境づくりを進めます。
また、“8050問題”や“ダブルケア”等の複合・複雑化した課題を抱えた世帯にも寄り添い支援を行えるよう、福祉まるごと相談課と連携して、組織・分野横断的に取り組んでいきます。

包括的相談 参加支援 アウトリーチ 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 地域包括支援センターが、高齢者支援の総合相談窓口であるという認知度は、広がりつつあります。 ・認知度：約6割※ ¹	① 一方で、地域包括支援センターが“認知症”に関する相談窓口であることを知っている割合は低いことから、さらなる啓発が必要です。 ・認知度：約3割※ ¹
	② 居宅介護支援事業所への実態調査では、約6割※ ² が“医療機関との連携は強化されている”と回答しています。	② 医療や福祉サービスにつなぎ、専門的な支援を受けられるよう、地域で多様な機関が連携体制を構築・維持し、さらに強固にしていく取組みが求められます。
	③ 地域とのつながりの頻度について、“ない”と回答した要介護3～5認定者の割合が、最も高くなっています。 ・“ない”との回答：約5割※ ³	③ 自力で外出できるうちから地域社会と交流し、ゆるやかに地域とつながりを持つ関係構築が求められています。
	④ 4割以上の事業所※ ⁴ は、人材確保が出来ていると回答していますが、確保が困難な理由の約8割※ ⁴ は、“求人に対して応募が少ない”となっています。	④ 介護サービスの質・量ともに確保していくため、さらなる人材確保・定着と育成支援策が必要となっています。
課題解決への主な取組	取組1 地域包括支援センターの運営 取組2 事業者間の連携	
関連事業	関連1 生きがいづくり・介護予防 関連2 介護人材の育成・定着・事業者支援 関連3 高齢者の尊厳の保持	

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ※2 居宅介護支援事業所実態調査
※3 要介護認定者実態調査 ※4 介護保険在宅サービス事業所、介護保険施設実態調査等

高齢人口の推移は第7章(P169)参照

課題解決への主な取組

取組1:地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの要として、高齢者やご家族の方からの総合的な相談のほか、65歳からの健康・介護に関する相談にも寄り添っています。さらに今後は、重層的支援体制の構築に向け、以下の包括的相談支援や参加支援などの職務を遂行していきます。

(1)高齢者の実態把握(戸別訪問)

包括的相談

アウトリーチ

高齢者への総合相談支援のほか、認知症やフレイルのリスクが高い方に対する戸別訪問を行います。その際、一人ひとりの生活状況・身体状態にあった支援やサービス、地域活動等のご案内、“8050問題”や“ダブルケア”など世帯内の課題を把握し、「福祉まると相談課」との連携により、支援体制の一翼を担います。

(2)認知症への支援・理解促進

包括的相談

もの忘れの症状が心配な方の相談に対応するほか、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症サポーターが、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守ることで、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指していきます。

(3)介護予防

参加支援

身体の状態に合わせて、運動・栄養・口腔ケア・体力測定等、フレイル予防教室の案内を行います。また、地域のサロン・自主グループ等の通いの場、活躍の場を推進し、地域とのつながりを作る支援を行います。

担当

高齢者地域包括ケア推進課（令和6年度～）

取組2:事業者間の連携

高齢者が必要な支援を速やかに受けられるよう、多職種の連携を深め、医療機関や介護サービス事業所による早期発見・早期支援につないでいきます。

(1)多職種(医師・歯科医師・薬剤師・介護サービス事業所等)連携研修

多機関協働

在宅療養に関わる専門職が集まり、事例検討や互いの職務内容等の情報を交換して相互理解を深めながら「顔の見える関係」を構築することで、在宅療養を支えるための連携強化を図ります。

NEW

(2)医療と介護の連携・研修センター

多機関協働

令和7年に開設する「すこやかプラザ あだち」の3階に、「医療と介護の連携・研修センター」を設置し、医療介護職のスキルアップや、連携促進のための研修会、地域住民へのシンポジウム等を開催し、在宅療養を推進していきます。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）

■ 関連事業

関連1:生きがいづくり・介護予防

高齢者の地域での生きがいや居場所、健康づくりや介護予防につながる多様な事業・活動支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援	高齢者地域包括ケア推進課 (令和6年度～)
2	介護予防	
3	元気応援ポイント事業	介護保険課
4	悠々館事業	住区推進課

関連2:介護人材の育成・定着・事業者支援

介護人材の高齢化や、少子化の影響等による介護サービスの担い手の減少を見据え、地域で介護サービスに従事する人材の育成や、育成する事業者への支援、介護人材の待遇改善に向けた取組を支援します。

	事業	所管課
1	介護のしごと相談・面接会	医療介護連携課(令和6年度～)
2	介護人材雇用創出事業	
3	介護職員資格取得等支援事業	
4	介護職員宿舎借り上げ支援事業	介護保険課

関連3:高齢者の尊厳の保持

高齢者の虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の活用など、高齢者の権利を守るほか、老い支度の一環として「じぶんノート」の書き方なども案内します。

	事業	所管課
1	高齢者の権利擁護	医療介護連携課(令和6年度～) 高齢者地域包括ケア推進課 (令和6年度～)
2	老い支度支援	

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策②-2 障がい者支援

施策の方向（目標）

ノーマライゼーションの推進に向け、相談支援・就労支援・日中活動をはじめとした、さまざまなサービスの充実や福祉のまちづくりの推進に取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、自らが選択した生活を営むことができる、共生社会の実現を目指します。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 障がい福祉制度は、障害者基本法が定める理念に基づき、障害者総合支援法や児童福祉法により制度化され、実施されています。	① 障がい者が地域で安心して生活するためには、サービスの種類や量の充実とともに、質の向上が欠かせません。 また、その担い手である障がい福祉サービスの人材確保も大きな課題です。
	② 区では、障がい者計画の中で、「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、ともに安心して生活し続けられる足立区の実現」を基本理念として掲げています。	
	③ 障がい者(児)やその家族に寄り添いながら、希望する生活を実現し、課題を解決するための相談支援専門員が不足しており、相談支援体制の拡充が求められています。	② 自ら選択してサービスを受けるための相談支援、居宅介護や短期入所の充実、自由に外出し社会参加する移動支援や意思疎通支援など、自立した生活の実現に向けた施策を展開する必要があります。
	④ 障がい児が、本人の意図に反する制限を受けることなく、地域社会に参加・インクルージョン(包容)される社会構築を目指しています。	③ 障がい児の地域社会への参加・包容の推進のため、福祉分野だけではなく、保健・医療・保育・教育・就労支援等が連携した、地域支援体制の構築が求められています。
課題解決への主な取組	取組1 障がいへの理解・啓発 取組2 サービスの質の向上 取組3 相談支援体制の強化 取組4 インクルージョン(包容)の推進	
関連事業	—	

障がい者数の推移は第2章(P19)参照

■課題解決への主な取組

取組1:障がいへの理解・啓発

障がいに対する区民の理解を深めることが、重層的支援体制整備で目指す地域共生社会には不可欠であることから、実現に向けた啓発事業に取り組んでいきます。

(1)小・中学校での啓発授業 アウトリーチ

区内小・中学校の児童・生徒への障がいに対する理解促進を目的として、障がい福祉課職員が授業を行っています。車椅子体験等と合わせ、障がいへの理解を深める機会を創出していきます。

(2)ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 参加支援

援助や配慮の必要性を周囲に知らせることで、支援が受けやすくなるよう、ヘルプマーク(東京都作成)を必要な方に配布しています。また、配慮してほしい事柄や支援内容等を伝えるヘルプカードを作成し、ヘルプマークと一緒に配布しています。

(3)パラスポーツ体験授業の実施 アウトリーチ

実施希望があった区内小学校を対象に、障がい者スポーツ指導員を派遣して、パラスポーツの体験教室等を行い、理解促進に努めていきます。

担当

障がい福祉課
スポーツ振興課

取組2:サービスの質の向上

障がい福祉サービスの利用者数・利用量とも増加傾向にあり、事業所の数も増えている一方で、サービス内容や支援方法に関する苦情も一定数あることから、質の向上への取組を進めていきます。



(1)事業所指導体制の構築 多機関協働

これまで、区内でのみ事業を運営する社会福祉法人の障がい福祉サービス事業所の指導は足立区、それ以外は東京都が実地指導を行ってきましたが、事業所数の多さから、東京都の実地指導の実施率は、全国で最下位という状況です。

区として独自に実地指導ができる体制を、令和6年度から構築します。

(2)障がい関連ネットワークの構築と推進 多機関協働

障がい種別やサービスごとのネットワークを設けており、当事者・事業所・障がい団体・民生・児童委員等で情報共有や研修を行い、連携体制の構築を図っています。

サービスの質の向上に向け、支援機関や専門職種の参加を促し、多機関協働により障がい福祉サービス全体の質の底上げを図っていきます。

担当

障がい福祉課
障がい福祉センターあしすと

取組3:相談支援体制の強化

課題になっている相談支援の質の向上に向けて、基幹相談支援センターである「障がい福祉センターあしすと」を中心に、事業所に対する専門的指導・助言等を実施して、包括的相談支援体制の強化に取り組みます。

(1)相談支援ネットワーク会議の開催

包括的相談

多機関協働

相談支援事業所に所属する相談支援専門員同士のつながりを深め、支援方法や情報を共有し、資質向上を図るためのネットワーク会議を開催しています。

情報交換・グループワーク・施設見学・相談技術の研修など、内容を工夫しながら引き続き取り組み、包括的相談支援の土台を築いていきます。

(2)支援会議、重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

施策①-2再掲

複合・複雑化した課題や相談内容である場合には、福祉まるごと相談課が調整役を担う支援会議、重層的支援会議をもとに、多機関協働による支援を推進していきます。

担当

障がい福祉課
障がい福祉センターあしすと
福祉まるごと相談課（令和6年度～）

取組4:インクルージョン(包容)の推進

障がい児が、本人の意図に反する制限を受けることなく、参加・包容(インクルージョン)される地域社会を目指し、福祉分野だけではなく、保健、医療、保育、教育、就労支援など、組織・分野横断的な連携体制を構築していきます。

(1)発達支援コーディネーターの育成

包括的相談

保育園における発達障がい児に対する指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員(発達支援コーディネーター)の育成を目的に、具体的な対応方法を学ぶ専門研修を実施していきます。

(2)障害児相談支援事業所の拡充

包括的相談

障害児通所支援事業の利用を希望する障がい児とその家族に寄り添い、希望する生活の実現に向けて課題を整理し、計画に基づくサービスが適切かつ効果的に提供されているかをモニタリングする役割を担う障害児相談支援事業所を増やし、地域支援体制構築の一助としていきます。

担当

障がい福祉課 障がい施策推進担当
障がい福祉センターあしすと
こども支援センターげんき 支援管理課

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策②-3 災害時支援（避難行動要支援者）

重層的支援体制
×
災害時支援



施策の方向（目標）

自然災害発生時の犠牲者をなくすため、個別避難計画書の作成支援により、高齢者・障がい者・医療的ケア児など避難行動要支援者の避難の実効性を高めます。

特に、優先度が高い避難行動要支援者の方には、関係機関と連携しながら、区職員のアウトリーチにより、計画書の作成を進めていきます。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 近年、地震や台風・大雨による河川氾濫などの自然災害により、多くの高齢者や障がいのある方が犠牲となっています。	① 災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者が、円滑に避難できる支援体制を整えておく必要があります。
	② 「避難行動要支援者名簿」の整備に必要な情報を収集する「災害時安否確認申出書」の返信・回答率が、5割程度に留まっています。	② 「災害時安否確認申出書」未返信の方へ返信の働きかけや、災害への意識を高めるための効果的な情報発信を行っていく必要があります。
	③ 避難行動要支援者一人ひとりの実情に沿った「計画書」を作成するとともに、身体の状態等の変化を反映した新しい情報に保つために、定期的に更新しています。	③ 避難の実効性を高めるため、計画書を作成した避難行動要支援者の協力のもと、個別避難計画に基づいた訓練を、継続して実施していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 個別避難計画の作成支援 取組2 訓練実施	
関連事業	福祉避難所でのケア体制の整備	

課題解決への主な取組

取組1:個別避難計画の作成支援

災害時の救出・救助活動や安否確認活動に繋げるための「避難行動要支援者名簿」の整備(毎年度情報を更新)や、個別避難計画書の作成・更新を、関係する警察・消防をはじめ多機関と連携しながら進めていきます。

(1)災害時安否確認申出書による実態把握

多機関協働

「災害時安否確認申出書」の情報をもとに、水害を想定した個別避難計画書の作成をより一層進めるため、申出書が未返信の避難行動要支援者へのアプローチを、日頃から関わりが深い介護サービス事業所など関係機関と連携しながら進めていきます。

(2)個別避難計画の作成・更新

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

庁内関連部署(介護・障がい・生活困窮部門)のほか、関連する介護・障がいサービス事業所等(区内・区外問わず)との連携体制により、職員のアウトリーチによる計画書の新規作成を進めるとともに、年一回の内容更新を進めていきます。

取組2:訓練実施

避難の実効性を高めるため、関係機関と連携しながら、作成した個別避難計画書に沿った訓練を、内容を充実させながら実施していきます。

(1)訓練実施

参加支援

多機関協働

実際に個別避難計画書を作成した避難行動要支援者ご本人や、支援に携わる事業所、災害協定締結先に参加していただき、計画書に沿って、居住地から避難先への移送訓練等を実施します。

担当

福祉管理課

関連事業

福祉避難所でのケア体制の整備

主な避難先となる福祉避難所での生活で、健康を損なうことがないように、食事や排泄の介助など、必要なケアを実施できる体制を整備します。

	事業	所管課
1	福祉避難所でのケア体制の整備	福祉管理課

施策②-4 権利擁護の推進・虐待防止

施策の方向（目標）

高齢者や障がい者・児童など、誰もがその意思や権利を侵害されることなく暮らしていけるよう、権利擁護や虐待を防止する環境を整備します。

重層的支援体制においては、虐待を未然に防ぐ予防的取り組みとともに、課題の解きほぐしや支援機関間の連携など、より一層包括的に支援していきます。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 地域福祉に係るアンケートでは、高齢者への虐待として、年金搾取や介護放棄、言葉の暴力といった経済的・精神的・身体的な虐待があげられています。	① 高齢者の虐待や独居高齢者の生活破綻への支援は、地域包括支援センターをはじめ、医療機関や介護事業者など様々な関係機関と、より一層連携する必要があります。
	② 障がい者に対する虐待として、家族からの暴力や年金の搾取、施設職員からの不適切な対応といった内容があげられています。	② 障がい者への虐待通報件数は減少傾向にありますが、通報に至る前の相談が増えていることから、未然に防ぐ取り組みが重要になっています。
	③ 児童に対する虐待として、日常的なケアの不足や身体的、精神的な虐待があげられています。	③ 子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しているため、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応と、子どもや家庭に対してのきめ細かな支援が必要です。
	④ 児童虐待の通告件数は増加傾向にあります。家庭内といった閉鎖的な場面で発生するため、発見が遅くなるケースも多いと考えられます。	
課題解決への主な取組	取組1 高齢者虐待の防止 取組2 障がい児・障がい者虐待の防止 取組3 児童虐待の防止 取組4 意思決定の支援	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組1:高齢者虐待の防止

地域包括支援センターをはじめ、医療機関や介護事業者など様々な関係機関との多機関協働により、一層連携していきます。

(1)高齢者虐待の早期発見・支援の進展

包括的相談

多機関協働

地域の虐待対応ネットワークの取組や、地域包括支援センター等との連携強化に取り組みとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守り支援の充実や、判断能力が不十分な高齢者の早期の権利擁護支援へのつなぎなどを進めていきます。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）

取組2:障がい児・障がい者虐待の防止

障がい者虐待防止センターを軸として、関係機関との連携により、事案ごとに寄り添った支援を実施していきます。

(1)障がい者虐待防止センター

包括的相談

令和元年度に、虐待通報の総合窓口を障がい福祉課（障がい者虐待防止センター）に移設し、緊急的な事案への対応を含め、相談・通報に対して、当事者や家族に寄り添った支援を行っています。本センターが中核になり、障がい児・障がい者への虐待案件に対して、庁内連携を築きながら対応していきます。

(2)関係機関との連携強化

包括的相談

多機関協働

関係機関向けの研修や、情報交換の場を設けるなどして連携強化を図り、一体となって虐待防止に取り組んでいける環境づくりを進めていきます。

担当

障がい福祉課

取組3:児童虐待の防止

個別具体的な状況に応じて包括的な相談・支援を行うほか、要保護児童対策地域協議会での情報交換など、支援体制を強化していきます。また、児童虐待防止に向けた周知・啓発の情報発信を充実させ、虐待の未然防止にも努めていきます。

(1)児童虐待防止のための取組

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

児童の一時的な預かりや保育施設等への送迎支援のほか、孤立感や不安感を抱えた養育者への定期的な訪問による傾聴支援、特に必要と判断した家庭に対し養育に関する相談・助言等を実施していきます。

(2)要保護児童対策地域協議会

多機関協働

関係機関が円滑に連携・協力するための役割分担の調整機関として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮できるよう、情報交換と支援の協議を行っていきます。

(3)児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

参加支援

11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係団体等と連携して、集中的な広報・啓発活動を実施していきます。

(例)児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンinあだち

足立区主要駅にて、民生・児童委員や児童相談所など関係機関と一緒に児童虐待予防のチラシと啓発グッズを配布

担当

こども家庭支援課

取組4:意思決定の支援

判断能力が低下している認知症の高齢者等が、福祉サービスや財産等に関して、自らの意思決定のもと、地域において自立した生活を送れるよう支援します。

(1)成年後見制度の利用促進

包括的相談

判断能力が不十分な認知症高齢者等の意思決定を支援し、生活や財産等の権利を守り、適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らし続けられることを目的として、成年後見制度支援事業を実施していきます。

(2)地域福祉権利擁護事業

包括的相談

在宅で生活する認知症の症状や物忘れのある高齢者や、知的・精神障がいのある方など判断能力が十分でない方に対し、本人の希望や状況等に添って、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを提供します。

(3)高齢者あんしん生活支援事業

包括的相談

区内に身寄りのないひとり暮らしの高齢者が、将来起こりうる判断能力の低下や緊急入院等に備え、事前契約による支援サービスを提供します。

(4)法人後見事業

包括的相談

認知症高齢者など判断能力が十分でない方の成年後見人等について、社会福祉協議会が法人として受任し、区民の権利擁護を推進していきます。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）
社会福祉協議会

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策②-5 生活困窮者支援

施策の方向（目標）

低所得など様々な理由で生活に困窮する区民の自立に向けて、その背景にある複合・複雑化した課題を把握し、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のセーフティネットを軸に、庁内や多機関との連携により、寄り添い支援を展開していきます。

包括的相談

参加支援

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 生活保護受給世帯数及び受給者数は、ともに横ばい傾向にありますが、単身世帯の受給者は増加傾向にあります。	① 単身世帯は孤立しがちであり、要支援・要保護者の把握が困難な場合があることから、様々な部署や機関が情報共有しながら、連携して支援することが求められます。
	② 生活に困窮する世帯の子どもたちの中には、経済的な理由などから、将来の夢や希望をあきらめ、自ら選択肢を狭めてしまっているケースがあることも考えられます。	② 生活に困窮する世帯の子どもたちの状況を把握し、課題解決に向けて、幼少期の段階から庁内や各機関が連携して情報共有し、役割分担を行って適切な支援を進めていくことが求められます。
	③ くらしや仕事等に悩む方々からの相談は年間のべ 5,000 件を超え、生活費や就労の相談のほか、疾患や多重債務など相談内容は複雑多岐に渡っています。	③ 相談者から寄せられる複合・複雑な課題に対して、相談者に寄り添い、悩みや思いを傾聴し受け止め、課題を整理して適切な支援へとつなぐコーディネートする力が相談員に求められます。
課題解決への主な取組	取組1 生活保護事業 取組2 子どもへの支援 取組3 生活困窮者自立支援事業	
関連事業	関連1 低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業 関連2 特例貸付借受人への支援	

生活保護被保護人員・保護率の推移は第7章(P172)参照

課題解決への主な取組

取組1:生活保護事業

生活保護法に基づき、経済的な理由等で困窮する方に対し、国の定める最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を目的とした生活保護を実施します。

(1)庁内部署、関係機関との連携による支援

包括的相談

多機関協働

生活保護の実施において必要な機関等と連携した支援には、連携に対する区職員の意識改革と知識が必要なことから、こうした視点を福祉事務所内の新任研修や医療・介護研修等に盛り込み職員を育成することで、包括的な支援の土台を築きます。

(2)福祉職職員の計画的育成

包括的相談

多機関協働

福祉職職員の育成を重点的に進め、区の福祉現場で中心となる人材を計画的に育成していきます。福祉職の勉強会など、専門性向上のための取組をはじめ、すべての区福祉職職員の資質や連携力を向上させることで、重層的支援体制における相談支援の重要な役割を担っていきます。

(3)福祉事務所総合相談窓口の職員育成と機能向上

包括的相談

「福祉まるごと相談課」創設とともに、区内6か所の福祉事務所の総合相談係についても、まるごと相談の機能を補完する拠点を目指します。

そのため、相談者に寄り添う姿勢、相談技術、連携知識の向上など福祉事務所の総合相談窓口の職員育成を目的に、福祉まるごと相談課の相談員研修に参加させるなどして育成します。

(4)総合相談窓口の機能強化

包括的相談

多機関協働

福祉事務所窓口での区民からの相談に対して、相談者が可能な限りワンストップで相談できるよう、オンライン相談できる環境を整備し、相談ルールや仕組みを定め、あわせて対応できる職員を育成します。

取組2:子どもへの支援

足立区のボトルネック的課題である「子どもの貧困」対策として、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもたちへの支援を充実します。



(1)子ども支援の体制整備

多機関協働

生活保護世帯、生活困窮世帯の子どもを支援する組織を新たに設置し、特に困難な状況の世帯の支援を、ケースワーカーと連携して行います。

また、これまでモデル的に中部第一・第二福祉課へ設置していた「有子世帯」を担当する係を、令和6年度以降、他の福祉課へ段階的に展開するとともに、困難な状況にある世帯の子への支援を、児童相談所など多機関と連携して行っていきます。

(2)居場所を兼ねた学習支援事業

参加支援

親が仕事のため、夜間子どもだけで過ごしている、きょうだいが多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な主に中学生を対象として、家庭に代わり安心して過ごせる居場所と学習支援を提供します(施設数:拠点4か所・分室2か所)。

取組3:生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者から就労や生活に関する相談を受け、必要な知識や情報の提供及び助言を行っています。そのうえで、本人の状態に応じて寄り添い、必要なサービスに適切につなげ、自立を支援します。

(1)自立相談支援事業

包括的相談

多機関協働

困難を抱えた生活困窮者からの相談を受け、自立に向けて本人の状況に応じた寄り添い支援を行います。また、ハローワーク・弁護士等専門家との連携により、「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」を開催していきます。

(2)就労準備支援事業

包括的相談

参加支援

すぐに就労することが困難な方を対象に、就労に至る前の基礎能力を身につける準備支援を行っています。職場での体験機会を設けるほか、就労準備支援施設「ジョブサポートあだち」での職業紹介も行います。

担当

生活支援推進課（令和6年度～）
各福祉課
福祉まるごと相談課（令和6年度～）

■関連事業

関連1:低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業

低所得者世帯や障がい者世帯・高齢者世帯・生計中心者の失業等により生計の維持が困難になった世帯の自立更生を図るため、目的に応じた資金の貸付及び相談支援を行います。

	事業	所管課
1	生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会

関連2:特例貸付借受人への支援

令和5年1月から償還が開始された緊急小口資金等の特例貸付以降も、なお生活状況が改善しない借受人に対して、償還の免除・猶予・月々の償還額の少額設定など、相談支援とともに福祉課や法テラスなど適切な機関につながります。

	事業	所管課
1	特例貸付借受人に対するフォローアップ	社会福祉協議会

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策②-6 ひきこもり支援

施策の方向（目標）

ひきこもりに悩む本人やその家族等への支援を段階的に進め、支援の拠点の場となる協議会を設置し、区のひきこもり支援の基本的な考え方等の策定、庁内各課や関係機関との連携の形成、地域全体による支援ネットワークの構築を通じて、誰ひとり取り残さない地域を支えるため、出来る支援を寄り合いながら届けていきます。

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 足立区におけるひきこもりに該当する人数は、およそ6,400人(生産年齢人口のおよそ 1.5%)と推計しています(令和元年度実施の区の実態調査)。	① ひきこもりに悩み、支援につながっていない本人やその家族が、いまだ一定数区内に潜在していることが想定され、どのように支援につなげていくのが課題となっています。
	② これまでも、ひきこもり支援を実施していましたが、個々の案件対応が中心であり、支援に対する区の基本的な考え方や方針が明確に定められておらず、支援メニューの不足も見られます。	② 支援の拠点の場を創り、多機関による検討を軸として、支援に対する区の基本的な考え方を明確化するとともに、個別支援メニューの充実の両輪で支援を進めていく必要があります。
	③ ひきこもり支援関係者相互の顔の見える関係づくり及び情報共有・意見交換の場を令和5年4月に設置、以降、定期的に実施しています。	③ ひきこもり支援関係者の日常的な交流の場は、支援者間の有機的な連携の基本であり、定期継続が必要不可欠です。
	④ 今後、段階的にひきこもり支援を進め、さらなる支援ニーズの増大を見据えた場合、支援する資源に限りがあります。	④ ひきこもり本人やその家族、関係者の意見を反映させるとともに、地域全体による支援や多機関協働などの仕組みを構築、定着させる必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 ひきこもり支援の基盤づくり 取組2 支援ネットワークの構築	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組1:ひきこもり支援の基盤づくり

ひきこもりに悩む本人やその家族への支援を本格的に進めるため、区の支援拠点として新たに協議会を設置し、多機関協働により、寄り添いながら支援を届ける仕組みを構築していきます。

(1)「三者の会」の定期開催 多機関協働

ひきこもり支援団体同士の意見交換の場として、当事者団体(足立ひきこもり家族会)・委託事業者・区による「三者の会」を、継続して実施していきます。



(2)足立区ひきこもり支援協議会の設置 多機関協働

ひきこもり支援の拠点の場として、新たに協議会を設置しました(令和5年12月)。協議会は、あらゆる世代かつ学識を含む庁内外の関係機関をメンバーとして、情報共有や支援方針・あり方等を協議し、多機関協働による効果的な取り組みを展開していきます。

(3)支援に関する基本的な考えの明確化・支援メニューの拡充 多機関協働

協議会での意見を元に、ひきこもり支援に関する区の考え方を明確にするとともに、庁内職員や支援関係者など、より現場に近いメンバーで構成する部会を立ち上げ、支援メニューの洗出し・拡充を進めていきます。

取組2:支援ネットワークの構築

ひきこもり支援を地域全体で支える仕組みを構築し、定着させるため、誰ひとり取り残さない庁内での組織横断的な連携体制と、関係機関も巻き込んだネットワークを構築していきます。

(1)庁内各課・関係機関との連携 多機関協働

不登校支援や孤立・孤独支援など、各年代におけるひきこもり支援と関連する事業を持つ庁内各課・関係機関との強い連携づくりに重点を置き、既存の支援ネットワークと連携した支援体制づくりを行います。

(2)地域全体の支援ネットワークの構築 参加支援 多機関協働

例えば民生・児童委員の協力など、ひきこもり支援を地域全体で支援する仕組みを構築し、誰ひとり取り残さない地域を支える基盤の定着を目指します。

(3)支援会議、重層的支援会議 包括的相談 アウトリーチ 多機関協働 施策①-2再掲

複合・複雑化した課題や相談内容である場合には、福祉まるごと相談課が調整役を担う支援会議、重層的支援会議をもとに、多機関協働による支援を推進していきます。

担当 福祉まるごと相談課(令和6年度～)

施策②-7 外国人支援

施策の方向（目標）

年々増加する在住外国人が、安心して暮らしていくために必要な包括的相談体制を充実させていきます。

また、計画の基本方針のもと、国籍や文化の違いにかかわらず、地域の発展に向けて、誰もが参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境を整備します。

包括的相談

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① 区に居住する外国人は年々増加傾向にあり、10年間で約1.4倍増加しており、区の人口のおよそ5%を占めています(令和5年10月現在)。	① 外国人人口の増加に伴い、日々の生活に関する相談が増加傾向にあり、相談支援体制のさらなる充実が求められています。
	② 地域福祉に係るアンケートや地域懇談会での意見交換では、ゴミ捨てのマナーや、子どもが通う学校との意思疎通が出来ていない、といった意見も挙がっています。	② 外国人向けの支援のみならず、日本人が多様な個性やライフスタイルを理解し、認め合う風土を醸成する取組みも必要です。
	③ 言葉が通じないことによる、日常生活のトラブルもあることから、まずはコミュニケーションを取り、相互理解を進めることが大切という意見も出されています。	③ 日本語を学習する場が必要であり、大人向けの支援のみならず、外国にルーツを持つ子ども向けの学習支援も重要になっています。
課題解決への主な取組	生活支援・学習支援	
関連事業	多文化共生への理解促進・活動支援	

外国人人口の推移は第2章(P22)参照

課題解決への主な取組

取組：生活支援・学習支援

区役所の各窓口における相談支援の充実を図るとともに、子どもから大人まで年齢を問わず日本語学習の機会を充実させるなど、参加支援・地域づくりにより、生活するために必要な支援を推進します。

(1)生活相談体制の充実 包括的相談

多文化共生担当の窓口にて、英語・中国語・韓国語の相談員が外国人相談に応じるほか、出先機関等へ通訳ボランティアを派遣し、行政手続きをサポートしています。

また、導入した通訳タブレットのさらなる活用により、外国人支援における包括的相談体制の充実を図っていきます。

(2)外国にルーツを持つ子どもの学習支援 参加支援 地域づくり

外国人人口の増加に伴い、「外国にルーツを持つ子ども」も増加傾向にあることから、学校外における学習支援拠点を開設して地域とのつながりを作り、日本語学習が必要な子どもを支援します。

担当 地域調整課

関連事業

多文化共生への理解促進・活動支援

民族的・文化的な多様性や違いを認めるなど、多文化共生社会に必要な価値観を伝えるイベントや学習機会を通じて、地域における理解促進を図ります。

また、区内各地で展開されているボランティアによる日本語教室の活動支援(補助金交付・会場確保)を行い、多くの方が地域福祉活動に参加できる環境づくりも進めます。

	事業	所管課
1	国際理解教育の実施	地域調整課
2	日本語ボランティア教室の活動支援	
3	国際まつりの実施	

施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援

施策③-1 子ども・子育て支援

重層的支援体制
×
子ども・子育て支援



施策の方向（目標）

妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援により、安心して子育てできる環境を整備します。また、妊婦全数面接や赤ちゃん訪問等により、家庭の状況把握及び母親のメンタルフォローを行い、虐待の未然防止と福祉ニーズの削減に努めます。

また、次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていけるよう、関係機関と役割分担しながら、アウトリーチ等による継続的な支援を行っていきます。

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 妊娠届出時の質問票から、妊娠中の身体管理や育児困難、生活困窮・虐待の可能性などの視点で支援が必要な、ハイリスク妊婦が一定数存在します。	① 妊娠期の不安や育児困難・生活困窮・虐待等を未然に防ぐため、「赤ちゃん訪問」「スマイルママ面接」「赤ちゃん訪問」「乳幼児健診」等の機会を捉えて、確実な状況把握や現状確認をしていく必要があります。
	② 健康な母子を育むために、プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)の重要性を伝えると同時に、妊産婦に寄り添った伴走型支援を実施しています。	
	③ 育児におけるストレスや悩みについて、マザーメンタルヘルス相談の実施により、虐待を未然に防ぎ、親同士のコミュニティ形成を実施しています。	② 接触が困難なハイリスク妊婦について、多機関と協力して生活面、精神面等あらゆる方面から包括的に支援していく必要があります。
	④ 健全な発達の基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた家庭への支援を進めており、その理解が徐々に深まっています。	③ 「小学校第1学年に関するアンケート」において、基本的な生活習慣の定着状況では、項目や地域により結果にばらつきがあります。
課題解決への主な取組	取組1 妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援 取組2 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援	
関連事業	関連1 妊婦健康診査事業 関連2 乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業 関連3 体験学習(大学連携事業)の推進 関連4 教育・保育の質の維持・向上	

課題解決への主な取組

取組1:妊娠から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援

(あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト[ASMAP]の推進)

産前産後を通じて、子どもの母親をはじめとする家族に対し、専門家による相談や子育てに対する学びの機会を提供するなど、切れ目のない支援を推進します。

(1)妊娠届出時のスマイルママ面接事業

包括的相談

母子保健コーディネーターや地区担当保健師が、妊娠届出時の質問回答内容を確認し、妊娠中の身体管理や育児困難・生活困難が予想される妊婦を把握し、保健師等が相談を受け止め、妊婦の不安軽減に努めていきます。

(2)ファミリー学級事業

包括的相談

妊婦やパートナーなどを対象に、安心して家族を迎えるため、妊娠中の生活や食事・歯の健康・母子に関する育児支援サービス等を学び、夫婦で協力して子育てに取り組めるようファミリー学級を開催します。

(3)こんにちは赤ちゃん訪問事業

包括的相談

アウトリーチ

生後3か月以内の子とその母親を対象に、助産師または保健師が訪問し、発育状況や健康状態等の相談、子育てのアドバイス等を行います。

(4)産後ケア事業

包括的相談

1歳未満の子がいる母子を対象としたデイサービス型(NPO)、4か月未満の子がいる母子を対象とした宿泊型・日帰り型(医療機関)があり、体調が優れない方や育児に自信がない方に対しては、育児・授乳相談等を実施します。

(5)マザーメンタルヘルス相談事業

包括的相談

育児に関するストレス等について、保護者を対象にグループワークや専門職による個別相談を実施します。育児不安の軽減や親同士のコミュニティの形成に努めます。

担当

保健予防課
足立保健所各保健センター

取組2:家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援

健全な発達の基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた家庭への支援を進めるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくため、発達に応じた質の高い教育・保育を、様々な機関と連携して推進します。

(1)早寝・早起き・朝ごはんの推進

アウトリーチ

多機関協働

健やかな成長に欠かせない「基本的生活習慣」を身につけるため、カレンダーやチェックブックを配布し、園での健康的な生活習慣の定着を図っています。

また、5歳児の保護者に、リーフレット『家庭で心がけたい10の大切なこと』を配布するなど、基本的な生活習慣の定着を促します。

(2)あだちっ子歯科健診

アウトリーチ

多機関協働

「足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-」の一環として、むし歯が増えやすい4歳から6歳を対象に、東京都足立区歯科医師会、各保育施設等と連携し、むし歯予防・早期の治療に繋げる取組を進めます。

(3)就学前教育の推進(幼保小連携活動)

多機関協働

発達と学びを幼児教育から小学校教育へつなげていくため、幼保小連携活動に取り組んでいます。区内13地域にて、就学前施設と小学校の関係者が集い、創意工夫のもと交流活動を続けていきます。

担当

子ども政策課
子ども施設指導・支援課

■関連事業

関連1:妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の受診により母体の健康管理を促し、流産・早産・未熟児出生等を予防していきます。

	事業	所管課
1	妊婦健康診査	保健予防課、足立保健所各保健センター 等

関連2:乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業

疾病の早期発見や予防による健康の保持促進、保護者への育児知識の普及啓発を図り、育児支援を行っています。また、保護者の育児不安の解消や虐待予防、早期発見にも努めています。

	事業	所管課
1	新生児聴覚検査	保健予防課 足立保健所保健センター 等
2	3~4 か月児健康診査	
3	6・9 か月児健康診査	
4	1歳6 か月児健康診査	
5	3歳児健康診査	

関連3:体験活動(大学連携事業)の推進

子どもたちが将来、自分らしく社会を生き抜く礎となる力を育み、進路や職業選択の幅を膨らませるとともに、大学生との交流により自身の将来の方向性を見出すきっかけとするため、区内の大学の特徴を活かした連携事業を実施します。

	事業	所管課
1	体験活動(大学連携事業)の推進	青少年課

関連4:教育・保育の質の維持・向上

施設等の適正な運営やアレルギー対応・衛生面・安全の担保など、各施設の課題を速やかに把握し、着実に改善につなげるため、指導検査を計画的に実施するとともに、把握した課題は、巡回訪問で改善を確認していきます。

	事業	所管課
1	教育・保育の質の維持・向上	子ども施設指導・支援課

施策③-2 食育支援

重層的支援体制
×
食育支援



施策の方向（目標）

「野菜から食べる」「毎日朝食を食べる」などの良い食習慣が、自ずと習慣化され根づくよう、教育委員会や関係機関等と連携し、子どもと保護者世代を中心とした全世代向けに、食育を推進していきます。

また、おいしい給食事業を通して、自然の恵みや料理を作ってくれる人への感謝、給食の時間がより楽しく、心を豊かにすることを啓発するとともに、さらに身体にとって大切な食べ物を知り、選ぶことができるようになることを目指します。

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 健康に生き抜くための食の実践力「あだち 食のスタンダード」の定着を図るため、小・中学校の家庭科の授業や、保育園、学童保育室、地域学習センター等で調理体験教室等を行っています。	① 「簡単な料理が作れる」中学生は約8割ですが、性別にみると、男子の方が低い傾向にあることから、引き続き、幼児期や学齢期など対象に合わせた啓発が必要です。
	② 保育園や小・中学校等において、給食時や家庭に向け「ひと口目は野菜から」など望ましい食習慣の定着を図る取組を行っています。	② 家庭では、給食時より野菜から食べている割合が低い傾向にあり、家庭への啓発を推進する必要があります。
	③ 毎日の給食を「生きた教材」として、食への関心を高めるとともに、感謝の気持ちを育て、思い出に残る「おいしい給食」を目指した取組を行っています。	③ 就学前から中学校まで、身近な給食を通じた食育を、今後も継続的に行う必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 あだち 食のスタンダードを全世代に啓発 取組2 子どもを通じた家庭全体への啓発 取組3 おいしい給食を通じた食育の啓発	
関連事業	—	

あだちベジタバライフ-そうだ、野菜を食べよう-
事業推進ロゴマーク



課題解決への主な取組

自分らしく生きがいをもって暮らせるため、子どもの頃からの望ましい食習慣とその定着を図ることで、すべての方の健康増進につなげていきます。

取組1:あだち 食のスタンダードを全世代に啓発

(1)学童保育室等での調理体験教室の実施

地域づくり

多機関協働

学童保育室、地域学習センター、居場所を兼ねた学習支援の場等において、調理体験教室や栄養バランスのよい食事、おやつ選び方の教室を実施します。

(2)小・中学校の家庭科の授業と連動した啓発

地域づくり

多機関協働

家庭科の授業との連動により「あだち 食のスタンダード」を学習し、授業実施後は、長期休業期間を利用し子どもたちが自宅で調理を行い、食の実践力を身につけます。

(3)高校生向けの食育啓発

地域づくり

多機関協働

思春期では、肥満だけでなく“痩せ”のリスクも啓発する必要があるため、高校生向けに食事の適量やバランスのよい選び方を伝える等の栄養教室を実施します。

取組2:子どもを通じた家庭全体への啓発

(1)「ひと口目は野菜から」の啓発

地域づくり

多機関協働

保育園、幼稚園、小学校に加え図書館や子ども食堂等、様々な場所で「ひと口目はやさしいから」の啓発を行い、子どもだけではなく家庭全体への定着を図ります。

(2)小・中学校等保護者への情報発信

地域づくり

多機関協働

保育園や幼稚園、小・中学校等を通じて、健康・食育情報や簡単に栄養バランスのよいレシピ等を、給食だよりやSNS等を活用し情報発信します。

取組3:おいしい給食を通じた食育の啓発

(1)おいしい給食を教材とした食育

多機関協働

保育園、小・中学校において、おいしい給食を生きた教材として、野菜摂取や薄味、栄養バランスについて伝えます。

(2)給食メニューコンクールの実施

多機関協働

小・中学校において、栄養バランスのよい食事を子どもたち自ら考え、料理を作る「給食メニューコンクール」を実施します。

担当

こころとからだの健康づくり課
学務課
子ども施設指導・支援課

施策③-3 不登校対策・ひきこもり支援

重層的支援体制
×
不登校対策・ひきこもり支援

3 すべての人に
健康と福祉を

4 質の高い教育を
みんなに

施策の方向（目標）

学校と教育委員会が一体となった支援体制を構築し、不登校の未然防止に努めます。また、不登校発生率の減少、不登校の解決や改善に向けて、児童・生徒と保護者に寄り添いながら、各機関・組織と連携して取り組んでいきます。今後は、制度の狭間のニーズとされるひきこもり支援と一体となって、包括的な支援として、出来る支援を寄り添いながら届けていきます。

- 包括的相談
- 参加支援
- アウトリーチ
- 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、学校や家庭における環境の変化により、精神的なストレスが大きな要因になったと考えられます。	① 特に、中学校入学後に新たに不登校となる生徒が多く、長期化する前から早期の支援が必要です。
	② 児童・生徒とその保護者が抱える課題が複雑化・長期化する中で、スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校、家庭及び関係機関への訪問件数が増加しています。	② スクールソーシャルワーカー(SSW)は、引き続き、学校におけるチームの一員として福祉事務所、医療機関等の関係機関と協力しながら課題の解決にあたる必要があります。 ③ 不登校、ひきこもりになってからの支援だけではなく、未然予防として早期かつ包括的に支援を行うことが必要です。
課題解決への主な取組	取組1 多様な価値観に対応した教育機会の保障 取組2 寄り添い支援	
関連事業	関連1 ひきこもり支援〔再掲〕 関連2 あだち若者サポートテラス(SODA)	

不登校児童・生徒数の推移は第2章(P21)参照

課題解決への主な取組

取組1:多様な価値観に対応した教育機会の保障

学校以外の学びの場の創出や、アウトリーチによる学習支援を通じて、児童・生徒と地域社会とのつながりを作る支援を実施していきます。

(1)学校以外の学びの場の提供

参加支援

アウトリーチ

不登校児童・生徒への学校以外の学びの場として、チャレンジ学級3箇所、あすテップ2箇所、居場所を兼ねた学習支援事業を4箇所で開催しているほか、アウトリーチ支援として、不登校児童・生徒のための家庭学習支援事業も実施します。

(2)登校サポーターによるお迎え・別室登校支援

参加支援

アウトリーチ

登校渋りや不登校初期の児童・生徒のお迎え支援を行うほか、学校内の別室で寄り添う別室登校支援など、個別の実情に沿った支援を行っていきます。

(3)ICTを活用した支援

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

こども支援センターげんきと家庭の間のオンライン教育相談や、AIドリルによる学習支援など、ICTを活用した不登校児童・生徒の支援を行います。

取組2:寄り添い支援

児童・生徒やその保護者に対する教育に関する包括的な相談支援とともに、専門職との連携により、寄り添った支援を実施していきます。

(1)教育相談の実施

包括的相談

様々な悩みを抱える児童・生徒やその保護者に、教育相談員による継続相談を実施し、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

(2)スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

児童・生徒や保護者が抱える様々な問題を解決するため、学校における福祉の専門職であるSSWを派遣し、関係機関と連携して支援を行っていきます。

(3)スクールカウンセラー(SC)の派遣

包括的相談

アウトリーチ

区内の全小・中学校にSCを配置し、学校内で児童・生徒や保護者の方から相談を受け、課題を抱える子どもの心のケアを行い、必要に応じて適切な関係機関につなぐなどの支援を行っています。

担当

教育相談課

関連事業

関連1:ひきこもり支援

施策②-6再掲

関連2:あだち若者サポートテラス(SODA)

施策③-5再掲

重層的支援体制
×
発達支援



施策③-4 発達支援

施策の方向（目標）

発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援を受けることができるよう、関係機関との連携のもと、包括的に支援できる体制を充実していきます。

包括的相談 アウトリーチ 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 0歳から18歳未満の発達に関する悩みや、心配ごと(発達障がいを含む)に関する相談は、年々増加傾向にあります。	① 児童数は減少していますが、発達相談件数は増加傾向にあることから、早期支援につなげていく必要があります。 ② タイムリーな対応と、早期支援につなげていくため、研修(発達支援リーダー育成研修)を受講していない職員へも、専門知識や実践力を広げていく必要があります。 ③ 特性や実情に応じた、児童と保護者の両方に寄り添って支援していく必要があります。
	② 相談の内訳は、“発達について”と“言葉の遅れ”が各年度で多くを占めています。	
	③ 保育所等からの専門職派遣の依頼も増加傾向にあります。	
	④ 相談を受けた児童に発達相談(面接・専門職評価等)を実施し、特性に応じた支援へつなげています。	
課題解決への主な取組	取組1 支援体制の充実 取組2 研修の実施	
関連事業	—	

発達相談件数の推移は第2章(P21)参照

課題解決への主な取組

取組1: 支援体制の充実

関係機関と連携しながら、発達相談に係る包括的な相談支援により、相談者の特性に応じた関わり方の助言・継続相談・支援へのつなぎを行っていきます。

(1) 発達相談の実施 包括的相談

発達に関する様々な悩み・心配事を包括的に受け止め、児童と保護者に専門職員による発達相談（面接、専門職評価等）を実施し、個々の特性に応じた関わり方の助言・継続相談・支援へのつなぎ等、一層寄り添った支援を行っていきます。

(2) 保健センター乳幼児健診の心理相談への専門職派遣 包括的相談 アウトリーチ

乳幼児健診の機会を捉えて、専門職（心理判定士）による発達に関する悩み・心配事をお聞きし、個々の特性に応じた関わり方を助言し、包括的な支援につないでいきます。

(3) 保育所・幼稚園等への専門職派遣 包括的相談 アウトリーチ

発達支援児への巡回対象園、気づきのしくみ(4歳児対象)対象園、依頼があった保育所等に対して、専門職(心理判定士、作業療法士、言語聴覚士)を派遣し、個々の特性に応じた関わり方を助言し、包括的な支援につないでいきます。

取組2: 研修の実施

増加傾向にある相談に、タイムリーかつ寄り添って支援していくため、保育所等の現場で支援を実践できる体制を構築していきます。

(1) 専門研修の実施 多機関協働

保育所等での指導理念及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成することを目的として、発達障がい児に対する理解と、具体的な対応を学ぶ専門研修を実施し、早期支援につなげる土壌を築いていきます。

担当	支援管理課
----	-------

重層的支援体制
×
子どもの貧困対策・若年者支援



施策③-5 子どもの貧困対策・若年者支援

施策の方向（目標）

区内に居住するすべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢や希望、生きがいを持てる地域共生社会の実現を目指します。

包括的相談

参加支援

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 平成27年に、全国に先駆けて「子どもの貧困対策実施計画」を策定しました。	① 令和7年度からの第3期計画に向けて、区のボトルネック的課題である貧困の連鎖の克服と、社会情勢や現状を的確に捉え、足立区に即した計画になるよう改定する必要があります。
	② 現行の「第2期 子どもの貧困対策実施計画」においても、引き続き「子ども」「予防」に力点を置いて、具体的な施策を体系化しています。	
	③ 約3年間のコロナ禍で、子どもたちの「体験・経験」や「地域と関わる」機会が減少しました。	② 参加の機会を創出・充実させ、参加につなげていくことが課題となっています。
	④ 令和5年度を「若年者支援元年」と位置付け、これまで手薄であった高校生や大学生などの若者支援のメニューを増やし、支援につなげています。	③ 課題を抱える若者が、社会的・経済的自立を目指していくために、支援員が寄り添いながらサポートしていく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 地域で活動する団体への支援 取組2 当事者への寄り添い支援	
関連事業	足立区育英資金	

足立区での子どもの貧困対策事業推進の
ロゴマーク



課題解決への主な取組

取組1:地域で活動する団体への支援

子どもの健やかな成長を支援するため、子どもへの取組を行う地域の活動団体を支援することで、地域づくりを推進していきます。

(1)あだち子どもの未来応援助成金 地域づくり

子どもの健やかな成長を支援するため、令和3年3月に基金を設置しました。困難な状況にある子どもたちを支援するため、区内で子ども食堂やフードパントリー、居場所、学習支援、多種多様な経験・体験の機会を充実させる支援などを運営する団体に対し、基金を活用した運営費用を補助していきます。

(2)夏休み経験・体験の無料化事業 参加支援 地域づくり

未来を担う全ての子どもたちが、スポーツ・文化、体験活動に気軽に参加できる機会を提供するため、18歳以下を対象として、夏休みに地域学習センターなどで実施する有料の体験講座等や、区立プール、地域体育館、プラネタリウム、公園の有料遊具、銭湯の料金を無料化します。

担当 子どもの貧困対策・若年者支援課

取組2:当事者への寄り添い支援

高校生以降の若者や若年者が抱える悩み・相談に包括的に寄り添い、進学や就職に向けた希望の実現を支援します。

(1)高校生世代の居場所型学習支援 包括的相談 参加支援

高校中途退学者等の学び直しや、授業についていけない高校生の補習、大学受験指導などを区内NPO法人への委託により実施しています。高校生の夢を実現させるため、学習支援のほか、個別のニーズに応じて食事支援、居場所支援、心のサポートなど包括的に支援していきます。

(2)あだち若者サポートテラス(SODA) 包括的相談

若者(概ね15歳～25歳)を対象に、学校や仕事の悩み・メンタルヘルス不調などの悩みを、精神科医・精神保健福祉士等の専門職が相談に応じ、医療・福祉・教育・就労などの関連機関と連携し、必要な支援機関につないでいきます。

また、高校生世代の居場所型学習支援事業の拠点などに集う若者らへの出張相談を行うことで、様々な悩みを抱える若者の早期発見・支援も行っています。

(3)伴走型コミュニケーション支援

多機関協働

あだち若者サポートテラス(SODA)が実施するコミュニケーションに課題を抱える若者に向けた伴走型支援。国立精神・神経医療研究センターと協働し、一般就労を目指す個別就労支援プログラムと、社会性の定着を目指す NPO などでのボランティア体験を実施していきます。

(4)居場所を兼ねた学習支援事業

包括的相談

参加支援

施策②-5再掲

担当

子どもの貧困対策・若年者支援課
生活支援推進課（令和6年度～）

■ 関連事業

足立区育英資金

令和5年度から開始した、学業成績が優秀でありながら、経済的理由により進学・修学が困難な方向けに「給付型」奨学金の支給により、若者が夢や希望を諦めることなくチャレンジできるよう支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	足立区給付型奨学金	学務課

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

重層的支援体制
×
ひとり親支援



施策③-6 ひとり親支援

施策の方向（目標）

支援を要するひとり親家庭に対し、相談や交流、就労等の支援を実施することにより、困りごとや社会的孤立の解消、生活の安定と向上を図ります。

特に、困りごとや課題が複合・複雑化している世帯には、組織・分野横断的な支援や、長期的に寄り添っていく支援も実施していきます。

包括的相談 参加支援 地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① ひとり親家庭の親や、離婚前の方からの相談に、窓口や電話・メール・訪問・オンライン等の多様な形式により相談に応じています。	① 重層的支援体制の整備に向けて、アウトリーチを含め、ひとり親家庭への包括的な相談支援として一層機能していく必要があります。
	② ひとり親家庭同士の交流や情報交換の機会として、「サロン豆の木」を定期開催しています。	② 支援が届いていない家庭や、地域とのつながり、ひとり親家庭同士の交流が希薄な家庭をなくすため、効果的な情報発信と、支援に向けた地域づくりの両輪で進めていく必要があります。
	③ 「応援アプリ」と「豆の木メール」を活用した情報発信や、「ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援 BOOK」を発行して、各種支援情報を提供しています。	
	④ 様々な事情により、区との関わりを拒絶する方、給付支援の対象外になることを恐れて、経済的自立をためらう方がいます。	③ 効果的な支援につなげられるまで、長期的に寄り添って対応していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 地域コミュニティとの交流 取組2 寄り添い支援	
関連事業	ひとり親家庭への職業的自立を支援	

ひとり親家庭同士で、生活・仕事・子育てなどの悩みの相談や、情報交換ができるサロン豆の木ロゴマーク



■課題解決への主な取組

取組1:地域コミュニティとの交流

ひとり親家庭の方が、生活や仕事・子育ての悩み等を相談・情報交換できるよう、重層的支援体制の構築において、以下のとおり参加支援、地域づくりの役割を担っていきます。

(1)サロン豆の木 参加支援 地域づくり

相談支援型と企画型のサロン豆の木を開催し、ひとり親家庭同士の交流の場を設けています(お話中心の相談支援型は月1回、親子で楽しむ企画型は月2回開催)。

取組2:寄り添い支援

窓口や電話・メール・訪問(アウトリーチ)等により、離婚前の方からの相談を含め、ひとり親家庭支援に対する、包括的相談支援や寄り添い支援を実施していきます。

(1)豆の木相談室 包括的相談 アウトリーチ

自立支援プログラム策定員2名、ひとり親家庭支援員2名、訪問型ひとり親家庭支援員2名により、窓口や電話・メール・訪問等により、ひとり親家庭への包括的な相談支援を行います。

また、“区との関わりの拒絶”や“経済的自立へのためらい”など、すぐに支援につながらない際は、長期的に寄り添い支援していきます。

担当

親子支援課

■関連事業

ひとり親家庭への職業的自立を支援

仕事と子育ての両立に困難を抱えるひとり親家庭に対し、各種手当の支給により生活の不安解消を図りつつ、支援事業の活用を促すことで、職業的自立を支援します。

	事業	所管課
1	自立支援プログラム策定事業	親子支援課
2	自立支援教育訓練給付金事業	
3	高等職業訓練促進給付金等事業	
4	高校卒業程度認定試験合格支援事業	
5	育児支援サービス利用料金助成交付事業	

施策③-7 ヤングケアラー支援



施策の方向（目標）

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているヤングケアラーに対し、過度なケアを担わなくていいように、関係機関と連携して、保護者を含めた家庭全体を重層的に支援していきます。

包括的相談 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① ヤングケアラーの家庭は、ヤングケアラーがいてバランスがとれており、ヤングケアラーが抜けられない家族システムになっていることが想定されます。	① ヤングケアラー個人に対する支援ではなく、ケアを受けている家族や保護者、その他の家族も含め、家族全体の支援に向けた視点・検討が必要になります。
	② 保護者の警戒心などアプローチが難しい場合や、家族側が支援やサービスを拒否することも想定されます。 〔事例〕家族のケアを行うことが、子ども自身の生きがいになっている。	② ヤングケアラー本人や家族のお話を丁寧に聴き、関係性を築きながら、支援が家族にとっても良い環境につながっていくよう、長期的な寄り添い支援も必要です。
	③ 家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から支援を要する対象として認識されず、問題が見えづらくなっています。	③ ヤングケアラーへの理解を深めるとともに、周囲や地域でまずは気づく視点をもつことが必要です。 また、各支援機関が、それぞれの所掌範囲から視野を広げることも必要です。
	④ 地域とのつながりの希薄化から家族が孤立し、障がいや精神疾患のある幼いきょうだいのケアを子どもにかけてしまうことで、ヤングケアラーになる可能性があります。	④ 家庭の状況により、18歳になってもケアが続く場合があることから、児童福祉分野に限定せず、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制 取組2 地域でのネットワークの構築 取組3 支援会議、重層的支援会議〔再掲〕	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組1:相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制

包括的相談

こども家庭支援課、福祉まるごと相談課を軸として、ヤングケアラー本人やご家族からの相談・思いを受け止める、また、地域からの気づきを受け止める、相談支援体制を構築していきます。

担当

こども家庭支援課
福祉まるごと相談課（令和6年度～）

取組2:地域でのネットワークの構築

ヤングケアラーを含めた家庭個別の状況に応じて、必要な機関と情報を共有し、以下の多機関協働による役割分担で、的確な支援に取り組んでいきます。

(1)要保護児童対策地域協議会

包括的相談

多機関協働

施策②-4再掲

要保護児童の発見・支援・予防・保護と、要支援児童やその保護者を支援するネットワークを構築し、ヤングケアラーを含めた各家庭個別の状況に応じて、必要な機関と情報を共有し、連携と役割分担で的確な支援に取り組めます。

担当

こども家庭支援課

取組3:支援会議、重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

施策①-2再掲

福祉、保健衛生、子ども支援など様々な面からの支えが必要になることから、家族全体を支援する視点を持ちながら、支援会議、重層的支援会議により多機関が協働し、連携した重層的な支援につなげていきます。

担当

福祉まるごと相談課（令和6年度～）



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」参照

施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援

施策④-1 住まい確保の支援・居住支援

重層的支援体制

×

住まい確保の支援・居住支援



施策の方向（目標）

賃貸住宅において入居制限を受けやすい「住宅確保要配慮者※」に対して、生活の基盤である住まいの確保を支援していきます。また、持ち家世帯に対しても、住み慣れた住宅で安心して住み続けられる環境を整備していきます。

※ 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する方

包括的相談

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 区の公共賃貸住宅の戸数は、都内最多の44,765戸であり、特別区部の約18%の都営住宅が、足立区に建築されています(令和4年度末時点)。	① 足立区に公共賃貸住宅が偏在していることは、住宅セーフティネットの充実といえる反面、特別区で上位の高齢化率などの要因の一つと考えられます。
	② 区内全世帯のうち、12.4%が公共賃貸住宅に居住していると推計されています。	② 地域の活力低下にも直結することから、多世代が住み続けられる環境づくりを推進し、若い世代の定住・定着につなげていくことが必要です。
	③ 区内の民間賃貸用住宅空き戸数は、27,910戸あるにもかかわらず、「住宅確保要配慮者」からの入居支援相談は増加傾向にあります。	③ 「住宅確保要配慮者」に対し、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅を含めた、住宅セーフティネットの充実を図ることが課題となっています。
	④ 「住宅確保要配慮者」は、保証人を確保できないことをはじめ、複数の課題を抱えているケースが多くあります。	④ 相談者が抱える複数の課題を包括的に受け止め、解きほぐし、個別の実情に寄り添った居住支援体制の構築が求められています。
課題解決への主な取組	取組1 住宅セーフティネットの構築 取組2 住まい方の特性に配慮した住宅の確保	
関連事業	生活困窮者への支援	

■課題解決への主な取組

取組1:住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者の入居が可能となるよう、それぞれが抱える複数の課題に包括的に寄り添い、公共賃貸住宅や、民間賃貸住宅の所有者や管理者等の多機関と連携した、居住支援を推進していきます。

(1)あだちお部屋さがしサポート事業

包括的相談

多機関協働

不動産団体と協定締結を行い、令和3年度から「住宅確保要配慮者」のお部屋さがしサポート事業を開始しました。福祉部と連携して転居条件の整理を行い、住み慣れた足立区での住み替えを支援します。

(2)住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化事業

多機関協働

令和4年度に東京都住宅供給公社と協定締結を行い、空き住戸の一部が住宅セーフティネット制度の専用住宅として登録され、住まい確保の一助を担います。

(3)居住支援協議会の開催

地域づくり

多機関協働

「住宅確保要配慮者」が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織として、有識者・居住支援団体・行政等が連携し、居住支援に伴う課題解決に向けた施策および事業の検討を行います(令和2年度設立)。

担当

住宅課

取組2:住まい方の特性に配慮した住宅の確保

住み慣れた住宅に今後も住み続けるため、居住者の身体状況の変化や実情に沿った住宅リフォーム等の実施を支援します。

(1)高齢者の住まいのバリアフリー化助成

包括的相談

要介護認定において「非該当(自立)」または「要支援」以上と認定された高齢者に対し、介護保険外サービスとして、住宅改修費の助成を行います。

担当

高齢者地域包括ケア推進課(令和6年度～)

■関連事業

生活困窮者への支援

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、住居確保給付金を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

	事業	所管課
1	住居確保給付金支給事業	足立福祉事務所各福祉課



施策④-2 就労支援・資格取得支援

施策の方向（目標）

相談者に寄り添い、就労後の後追い支援も実施し、就労率・定着率を重視した支援を行うことで、重層的支援体制整備における参加支援として、地域社会とのつながり作りも担っていきます。

また、福祉・保健分野の各種資格取得支援や雇用創出事業を実施し、地域福祉を担っていく人材育成・確保につなげていきます。

- 包括的相談
- 参加支援
- 地域づくり

現状と課題	現状	課題
現状と課題	① 令和4年度から、就労支援事業の一本化(包括的就労支援)により事業を行うことで、スケールメリットによる支援メニュー・就労体験先・求人開拓数の増加につながっています。	① 支援メニューが増加している一方で、仕事に悩み、未だ就労支援につながらず、困っている方々が地域で取り残されていることが想定されます。
	② 就労支援中の切れ目の無い支援として、生活困窮者から生活保護受給者へ(逆も含む)と状況が変わっても、事業者や担当者が変更することなく、支援を継続できるようになりました。	② 情報発信をより一層強化し、支援の窓口である「くらしとしごとの相談センター(令和6年度～福祉まるごと相談課)」の認知度を高め、就労に不安を持つ方へ、支援を届ける必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 相談者に寄り添った就労支援 取組2 生活困窮者に対する支援〔再掲〕 取組3 ひとり親家庭への職業的自立を支援〔再掲〕 取組4 福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援〔再掲〕	
関連事業	関連1 低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業 関連2 奨学金返済支援事業補助金	

課題解決への主な取組

取組1:相談者に寄り添った就労支援

多様なツールでの情報発信により、相談窓口の認知度を高めるとともに、相談者の個々の特性に適した就労支援や継続的な寄り添い、助言等を提供し、就労率向上に資することで、地域社会とのつながり作りを担っていきます。

(1)就労率の更なる向上

包括的相談

参加支援

支援事業者の蓄積したスキル・ノウハウにより、個々の特性や実情に適した就労支援プログラムや継続的な寄り添い、助言により参加者の就労率向上につなげていきます。

(2)相談窓口の認知度を高める情報発信

包括的相談

参加支援

既存のホームページやチラシ等の情報発信ツールに加え、SNSを活用し、具体的な取組内容、支援の魅力などを定期的に情報発信していきます。

また、どのような手段で情報を得ているのか検証し、より支援につながっていく効果的な情報発信に努めていきます。

担当

福祉まるごと相談課（令和6年度～）

取組2:生活困窮者に対する支援

施策②-5再掲

生活保護世帯や、生活保護に至らないものの生活に困窮する世帯に対し、社会福祉協議会において一時的な貸し付けとともに、貸し付け後のフォローアップを行うことで、経済的自立に向けた切れ目のない支援を行っていきます。

取組3:ひとり親家庭への職業的自立を支援

施策③-6再掲

仕事と子育ての両立に困難を抱えるひとり親家庭に対し、支援事業の活用を促すことにより、職業的自立を支援します。

取組4:福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援

地域保健福祉に携わる人材の就労支援や、介護や子ども分野など各種資格取得を応援する事業者を支援することで、地域福祉の担い手を確保していきます。

(1)介護人材の育成・定着・事業者支援

施策②-1再掲

(2)保育士等キャリアアップ補助金 地域づくり

保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

(3)保育士等住居借上げ支援事業 地域づくり

保育士等の住居の借上げを行う保育施設等事業者に対して、借上げに係る費用の一部を補助することで、保育士の確保・定着を図ります。

(4)幼稚園教諭等住居借上げ支援事業 地域づくり

私立幼稚園に対して、教諭等の住居借上げ費用の一部を補助することで、人材の確保を図ります。

担当	高齢者地域包括ケア推進課（令和6年度～） 私立保育園課 子ども政策課
-----------	--

■関連事業

関連1:低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業

低所得者世帯や障がい者世帯・高齢者世帯に対し、就職活動に必要な準備経費、技能を習得するための資金の貸付及び相談支援を行います。

	事業	所管課
1	生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会

関連②:奨学金返済支援事業補助金

平成28年に、足立区が全国ではじめて保育士を対象に奨学金返済支援事業を実施し、平成31年には、幼稚園教諭にも補助を拡大しました。奨学金を利用して大学や養成校を卒業し、資格を取得した方の生活を応援していきます。

	事業	所管課
1	保育士奨学金返済支援事業補助金	私立保育園課
2	幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助金	子ども政策課

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進

施策⑤-1 民生・児童委員活動

重層的支援体制
×
民生・児童委員活動



施策の方向（目標）

地域の身近な相談役である民生・児童委員が、より活動しやすくなるよう支援するとともに、地区会長・関係機関等と情報共有を図り、次なる担い手の発掘も進めます。

また、重層的支援体制整備においては、地域での困りごとや、相談支援につながっていない方を把握した際は、包括的相談や関係機関へつなぐ橋渡し役を担っていきます。

包括的相談 地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	<p>① 民生・児童委員に期待される役割は増加する一方で、平均経験年数※は減少しています。若い方のなり手が少なく、定年に近い高齢の方が多く委嘱されているのに加え、活動が継続せず、辞職する委員も増えています。</p> <p>※ 平均経験年数 平成27年:10年／令和5年:8年</p>	<p>① 身近な相談役や、住民と行政、専門機関の橋渡し役を担っていくため、より一層活動しやすい、活動が継続していく環境を整備していく必要があります。</p> <p>② 活動しやすい環境整備に向けて、民生・児童委員一人ひとりの声を聴き、何が活動の負担になっているかを的確に捉えていく必要があります。</p>
	<p>② 高齢者・障がい者世帯の訪問や、児童虐待や子どもの貧困世帯の見守りなど、多岐に渡る業務の多忙さや、慢性的な欠員による負担増が、なり手不足に拍車をかけています。</p>	<p>② 高齢・障がい・児童分野など、多様な民生・児童委員活動の魅力・重要性を知ってもらい、認知度を向上させていく必要があります。</p>
課題解決への主な取組	<p>取組1 より一層活動しやすい環境づくり</p> <p>取組2 地域でのネットワークづくり</p> <p>取組3 民生・児童委員活動の広報</p>	
関連事業	—	



東京都民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」



民生・児童委員協議会だより「さくら」

■課題解決への主な取組

取組1:より一層活動しやすい環境づくり

多岐に渡る民生・児童委員の活動が、より一層活動しやすく、かつ継続していくための環境整備を進めていきます。



(1)環境整備への課題の洗い出し(アンケートの実施)

地域づくり

全委員を対象としたアンケートの実施により、日頃の活動に対する負担や不安等を的確に把握し、より一層活動しやすい環境整備につなげていきます。

(2)情報等の提供やモバイルパソコン活用による活動支援

地域づくり

会議等を通じて、活動に必要な情報やマニュアル等を積極的に提供します。あわせて、全委員に配付されたモバイルパソコンを活用し、情報取得や各種報告をオンラインで可能にするとともに、区職員による操作研修を行うなど、環境整備に努めていきます。

取組2:地域でのネットワークづくり

以下の活動に役立ち、研鑽を深める場や、情報交換や交流の場、福祉事務所等の関係機関との懇談の場を設けることで、ネットワークづくりを推進し、地域での包括的な支援につなげていきます。

(1)ケースワーカー懇談会

地域づくり

福祉事務所職員との間で定期的に懇談の場を設け、生活保護受給世帯について情報共有しています。訪問・見守り活動に役立てるとともに、生活保護の適正な執行が行われているかの確認にもつなげていきます。

(2)課題研究部会及び学習部会の開催

包括的相談

地域づくり

民生・児童委員協議会として、活動に役立て、研鑽を深める場として、以下の会や各種研究部会を開催します(全員研修会、主任児童委員、広報委員会ほか)。

取組3:民生・児童委員活動の広報

広報誌やホームページ SNS 等のあらゆる広報媒体を通じて、民生・児童委員活動の魅力や重要性を区民に広報・周知します。

(1)民生・児童委員 PR 週間事業

包括的相談

アウトリーチ

民生・児童委員の日である“5月12日”に合わせて、毎年PR週間事業として、広く周知を図るとともに、区役所にて相談コーナーを設置し、民生・児童委員と区民が直接触れ合える機会を創出していきます。

(2)民生・児童委員協議会だより「さくら」の発行

地域づくり

民生・児童委員のほか、町会・自治会、学校や行政機関等に配付し、委員間のコミュニケーションや情報・問題共有の一助にするとともに、活動の啓発に役立てていきます。

担当 福祉管理課

施策⑤-2 更生保護活動の支援

重層的支援体制
×
更生保護活動の支援



施策の方向（目標）

犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護活動を支援していくため、関係機関の活動を充実させるとともに、広く活動の重要性を周知し、新たな担い手の発掘を促進していきます。

重層的支援体制整備においては、更生保護活動を通じて、犯罪や非行をした人の地域社会とのつながり作りや、個々の現状やニーズに応じた支援に取り組んでいきます。

参加支援 地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 足立区保護観察協会を通じて、保護司会等の更生保護団体への運営助成、更生保護事業の活動支援・充実を図っています。	① 更生保護活動が行いやすい環境を整えるとともに、足立区における再犯防止に関わる各団体との連携を築いていく必要があります。
	② 保護司等が自宅以外で面接できる場所の確保など、更生保護活動により一層取り組みやすい環境を整える必要があります。	
	③ 保護司の担い手は不足し、多くの欠員が生じています。 また、定年制の年齢制限の特例等を設けていますが、一方で、保護司の高齢化が顕著となっています。	② 新たな担い手の発掘につなげていくため、関係機関と協力して更生保護活動を広く周知し、地域ぐるみで理解を深めるとともに、活動への参加を促していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 地域でのネットワークづくり 取組2 保護司活動の周知・支援	
関連事業	足立区保護観察協会への支援	

法務省 更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」



課題解決への主な取組

取組1:地域でのネットワークづくり

これまで進めてきた更生保護活動や関係機関との連携を基盤として、重層的支援体制の構築においても、犯罪や非行をした本人や世帯に寄り添い、現状やニーズに応じた支援などを担っていきます。

(1)更生保護サポートセンターの運営支援

参加支援

アウトリーチ

保護司会が関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点である「更生保護サポートセンター(区役所別館)」の運営を支援することで、活動の基盤を築いていきます。



(2)再犯防止推進協議会の設立

地域づくり

区における再犯防止をより推進するため、保護司会をはじめとする再犯防止に関わる団体により、新たに「再犯防止推進協議会」を設置し、地域での強固な連携体制を築いていきます。

取組2:保護司活動の周知・支援

更生保護活動を広く周知し理解を深めるため、以下の全国的取組である「社会を明るくする運動」での広報活動のほか、イベントでの普及啓発や、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を通じた周知に取り組んでいきます。

(1)社会を明るくする運動

地域づくり

「足立区推進委員会」を設置し、毎年7月の社会を明るくする運動強調月間にあわせて、更生保護活動の駅頭広報活動や区民の集いを開催していきます。

(2)「明るい社会」の発行

地域づくり

更生保護活動を広く区民へ周知するため、保護観察協会及び保護司会が主体となり、冊子「明るい社会」を発行していきます(年1回発行)。

担当

福祉管理課

関連事業

保護観察協会への支援

犯罪の予防及び更生保護事業の充実・発展を目的として、保護司会、更生保護女性会等で構成される足立区保護観察協会に、財政支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	足立区保護観察協会への支援	福祉管理課

施策⑤-3 絆づくり事業

施策の方向（目標）

絆のあんしん協力員や協力機関などによる、地域における見守り活動を促進することで、高齢者の社会的孤立を防止し、誰もが地域とのつながりのなかで暮らせる社会を目指します。

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 絆のあんしん協力員・協力機関、ご近所づきあい等により、高齢者の社会的孤立に早期に気づき、地域包括支援センターにつなげています。	① コロナ禍で対面での活動が休止し、高齢者実態調査や見守り活動なども低位に留まっているため、早期にコロナ前の水準に回復させる必要があります。
	② アンケート結果や地域懇談会では、普段からのゆるやかなコミュニケーションが大切であり、高齢者の見守り支援を地域で行うことができるのではないかと、との意見もありました。	
	③ 絆のあんしん協力員数は、近年横ばいで推移しており、また、絆のあんしん協力機関数は、増加傾向にあります。	② 絆のあんしん協力員に若い世代が少ないため、効果的な周知を図って登録者を増やし、自分達に出来る範囲での見守り、寄り添い活動につなげていくことが求められています。
	④ 町会・自治会等を支援し、地域における声かけ、見守り活動や居場所づくりを促進しています。	
課題解決への主な取組	取組1 地域における絆づくり活動の推進 取組2 活動周知の推進	
関連事業	—	

絆のあんしん協力員・協力機関数の推移は第7章(P173)参照

課題解決への主な取組

取組1:地域における絆づくり活動の推進

孤立につながる恐れのある世帯への実態調査を実施するとともに、孤立死防止に向けた取組や庁内連携、地域のつながりや交流を広げる活動実施を支援します。

(1)高齢者実態調査の実施 アウトリーチ

介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身者及び75歳以上のみで構成する世帯を対象に、世間話をする頻度や困りごとの相談相手の有無等を調査し、孤立のおそれなどがある世帯に対して、必要な支援につなげています。

(2)わがまちの孤立ゼロプロジェクト 地域づくり

町会・自治会活動における自主的な声かけ等を通じて、地域のつながりや交流を広げていく「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」の登録勸奨を行い、活動の支援を行います。

(3)孤立死防止の啓発 地域づくり 多機関協働

区民や関係団体に、区内高齢者の孤立死の分析結果を周知し、一層の孤立死の防止を図り、誰もが地域とつながりながら暮らせる社会を目指します。

取組2:活動周知の推進

若年層を主なターゲットとして、様々な手法により絆づくり活動を紹介することで、地域全体での事業の広がりを推進します。

(1)事業の周知強化 参加支援 地域づくり

孤立ゼロプロジェクト事業のPR動画を作成し、デジタルサイネージなどで放映し、区民等へ広く周知を図ります。

(2)若年層へのアプローチ 参加支援 地域づくり

中学校・高等学校ボランティア部などへの出前講座による働きかけや、小学校・中学校PTAへの登録勸奨、若年層が参加するイベント等で孤立ゼロプロジェクト事業の周知により、若い世代のあんしん協力員の増につなげていきます。

担当	絆づくり担当課
----	---------



孤立ゼロプロジェクト推進活動
事業推進ロゴマーク

施策⑤-4 地域団体活動への支援

施策の方向（目標）

地域コミュニティの“核”である町会・自治会や、地域で活動する様々な分野の活動団体が、新たな活動への取り組み・活動を継続できるよう、運営や活動内容への支援を推進します。

誰もが生きがいを持てる“地域共生社会”を目指し、活動を通じて見えた地域での困りごとや課題を、包括的相談支援や地域づくりにつなげていきます。

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、町会・自治会への関心が低下し、町会・自治会加入率 [※] も減少傾向にあります。 ※ 45.92%(令和5年4月現在)	① コロナ禍の約3年間、ほとんどの町会・自治会で活動が自粛されていたため、活動の再開に向けた支援や、活動に対する関心を高め、新規加入へと結びつける必要があります。
	② 子どもに関連した地域活動は、コロナ禍により活動が縮小し、子どもたちの地域活動への参加や体験活動の場が減っており、家庭状況による機会提供に格差が生じています。	② 子どもに関連した地域活動については、子どもたちの中学卒業後の「孤立・漂流」を未然に防ぐためにも、体験機会などの充実を進める必要があります。
	③ 令和5年度の足立区政に関する世論調査から、町会・自治会に加入しない様々な理由が挙げられました。	③ 町会・自治会に加入しない理由を分析し、効果的な加入促進施策を展開する必要があります。
	④ NPO 活動支援センターへの登録団体数は年々増加し、過去最高 [※] となりました。コロナ禍以降は ICT 支援等、活動の多様化が見られます。 ※ 243 団体(令和5年12月末現在)	④ ボランティア団体・NPO 団体については、地域人材の確保や団体の情報発信方法、財政面から支援するための助成金の活用促進が課題となっています。
課題解決への主な取組	取組1 町会・自治会への加入促進 取組2 町会・自治会の運営・活動を支援 取組3 ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援	
関連事業	—	

町会・自治会加入世帯数・加入率の推移は第2章(P23)参照
ボランティア登録数は第7章(P173)参照

課題解決への主な取組

取組1: 町会・自治会への加入促進

地域コミュニティの“核”である町会・自治会への新規加入促進など様々な取組支援により、重層的支援体制構築における地域づくりを担っていきます。

(1) 町会・自治会への加入促進支援

参加支援

地域づくり

集合住宅・宅地開発事業者に町会・自治会への加入協力依頼や、小学校1年生を対象にリーフレットの配布を行い、属性や世代を超えて加入促進を支援します。

NEW

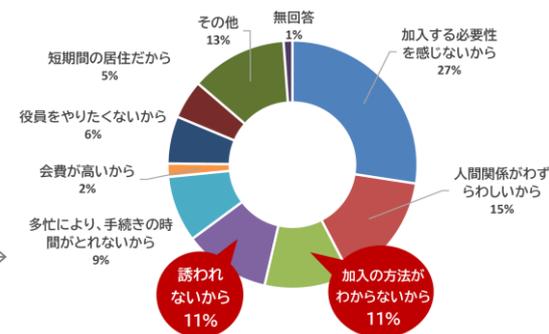
(2) 効果的な加入促進

参加支援

地域づくり

世論調査の結果明らかになった、町会・自治会に加入しない理由のうち、「加入の方法がわからない」「誘われない」方へのアプローチができるように、活動周知・未加入者への加入勧奨チラシの費用助成(令和5年度～)により加入促進の支援を図っていきます。

令和5年度足立区政に関する世論調査→



取組2: 町会・自治会の運営・活動を支援

加入促進策とともに、活性化策、負担軽減策を講じることで、多岐にわたる町会・自治会活動を支援し、参加支援や地域づくりを担っていきます。

(1) 町会・自治会への情報提供・活動支援

地域づくり

区民事務所において、町会・自治会への助成金等の情報提供や運営・活動等に対して支援を行い、地域における活動のさらなる活性化を図っていきます。

NEW

(2) 新たな活動支援

地域づくり

子ども向けイベントの開催費用助成(令和5年度～)や、デジタル掲示板へ対応する機器の購入費助成(令和6年度～)など、新たな活動支援により、負担軽減と地域コミュニティの活力アップを図っていきます。

担当

地域調整課

取組3: ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援

各種講座を通じて、ボランティア団体やNPO団体の活動を支援し、ひとりでも多くの方が地域福祉活動に関心を持ち、参加できる土壌を築きます。

(1) 団体活動支援講座

参加支援

地域づくり

NPO活動支援センター登録団体向けに、団体運営・組織管理・情報発信等に関する幅広い分野の講座を開催し、活動支援、参加者間のネットワーク作りにつなげます。

(2) ボランティア団体活動育成

地域づくり

誰もがいきいきと暮らせる豊かな社会を築くうえで、大切な役割を果たすボランティアグループ等へ活動資金の一部を助成し、活動のさらなる活性化を図っていきます。

担当

協働・協創推進課
足立区社会福祉協議会



施策⑤-5 居場所・交流の機会づくり

施策の方向（目標）

高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者、若者などの社会的孤立を防止し、地域とのつながりのなかで、誰もが生きがいをもって暮らせるよう、“交流し支え合える場”の創出と継続の両方を支援していきます。

参加支援 地域づくり 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 高齢者や子育て世帯・子どもや若者のなかには、地域社会や学校等のコミュニティになじめず、疎外感等を感じる人が一定程度存在し、属性ごとに支援や居場所づくりが行われています。	① 高齢者や子育て世帯、子ども、若者など、それぞれの属性にあった孤立の解消や生きがいづくり、悩みや情報の共有等を目的とした居場所、交流の場づくりの推進が課題となっています。
		② 重層的支援体制整備での地域づくりの観点から、属性や世代を超えて交流できる機会や場所を整備し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。
	② 「サロン」については、コロナ禍で長期間活動を自粛した影響で、約3割のサロンが休止しています。	③ サロン代表者・協力者が交流し合う「ふれあいサロン交流会」の開催と活動共有の機会の創出が課題となります。
課題解決への主な取組	取組1 高齢者の生きがいづくり〔再掲〕 取組2 子ども・若者への寄り添い支援〔再掲〕 取組3 ひとり親世帯の居場所づくり〔再掲〕 取組4 ふれあいサロンの創出と継続を支援	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組1：高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりや地域での交流につながっていく活動を支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

(1) 友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援

施策②-1再掲

取組2：子ども・若者への寄り添い支援

高校生以降の若者や若年者が抱える悩みに包括的に寄り添い、居場所や交流の機会づくりとともに、進学や就職に向けた希望の実現を支援します。

(1) 「予防的」若年者支援事業の実施

地域づくり

多機関協働

青少年対策地区委員会をはじめ各地域団体との協働・協創により、障がいや経済的困窮など、家庭環境にかかわらず子どもが「生き抜く力」を育める体験事業と、居場所づくりを軸とした事業を展開していきます。

担当

青少年課

(2) あだち若者サポートテラス(SODA)、伴走型コミュニケーション支援

施策③-5再掲

(3) 高校生世代の居場所型学習支援

施策③-5再掲

(4) 居場所を兼ねた学習支援事業

施策②-5再掲

取組3：ひとり親世帯の居場所づくり

相談支援型と企画型のサロン豆の木を開催し、ひとり親家庭同士の交流の場を設けていきます(相談支援型は月1回、企画型は月2回開催)。

(1) サロン豆の木

施策③-6再掲

取組4：ふれあいサロンの創出と継続を支援

サロンの運営者や運営希望者を対象とした、サロンの創出と継続を支援し、世代や属性など対象を問わず、誰でも交流できる地域づくりを推進します。

(1) サロン立ち上げ支援

参加支援

地域づくり

ふれあいサロン立ち上げを考えている方へ、活動の意義や立ち上げの手順、活動物品準備の助成金など、サロン活動の第一歩を後押ししていきます。

(2) サロン交流会の開催

地域づくり

サロン代表者・協力者の交流会を開催し、互いに活動内容や課題を共有することで、仲間同士のつながりや、活動継続のモチベーションアップを目指します。

担当

足立区社会福祉協議会



施策⑤-6 地域福祉の担い手の育成と連携強化

施策の方向（目標）

一人でも多くの方が、ボランティアなど地域福祉活動に関心を持ち、参画を促すことで区内地域活動総量の増加を図り、活力あふれる足立区の実現を目指します。

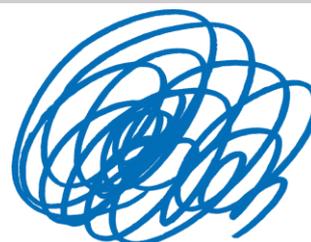
また、個人・団体を問わず、世代や分野を超えてつながることで、生きがいを生み出す役割も担っていきます。

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① NPO活動支援センターにて、地域課題の解決を目指すNPO法人及び任意団体等への支援や、新たに地域活動を始めたい方への支援も行っています。NPO活動支援センター登録団体数：234 団体(令和 5 年 9 月末現在)	① 地域活動に興味はあるが、参加に至らない層へのアプローチ方法が課題です。団体へのアンケート調査では、メンバーの人材確保が課題との回答が多く、区民を地域活動参加につなげるための事業の充実が必要となっています。
	③ 普段からの関わりが希薄化しているため、NPO や地域活動に触れる機会のない区民の方も多く存在しています。	③ NPO法人や地域活動に馴染みの薄い層へのアプローチ方法が課題となっています。より多くの区民へ興味を持ってもらい、行動変容につなげるための方策が必要です。
	④ 区内大学では、地域活動へ参加することで単位が付与される講義がある等、若年者を中心に新たな取組も進んでいます。	
課題解決への主な取組	取組1 地域福祉活動を支えるボランティアの育成 取組2 ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援〔再掲〕 取組3 個人の“やってみたい”を応援する場「あやセンター ぐるぐる」	
関連事業	—	

あやセンターぐるぐる
ロゴマーク



課題解決への主な取組

取組1:地域福祉活動を支えるボランティアの育成

地域活動参加につながる契機となる講座の開催や、ボランティア育成のための講座等の開催を通じて、参加支援や地域における活動の活性化を図ります。

(1)区民向け講座(あだち皆援隊講座)の開催

参加支援

地域づくり

地域活動参加につながる契機となる講座を毎月開催しています。「子ども食堂スタッフ体験」「地域を守る防災活動」等、多種多様な地域活動への参加を促すため、テーマを毎回替えることで、地域のなかに活動の選択肢がある土壌を築きます。

(2)あだち NPO フェスティバルの開催

参加支援

地域づくり

NPO 団体の活動発表の場・地域福祉活動に触れる機会の創出・団体同士のつながりの強化を目的として、「あだち NPO フェスティバル」を毎年開催していきます。

(3)ボランティア育成

参加支援

地域づくり

ボランティア初心者向けの「夏！ボランティアスクール体験」や「音訳、点訳、災害ボランティア養成研修」など行い、個人の自発的な意志から始まるボランティア活動を支援します。

担当

足立区社会福祉協議会
協働・協創推進課

取組2:ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援

区民等からの寄附と区の拠出金からなる協働・協創パートナー基金の活用や、活動団体向けの運営サポート講座の開催等を通じて、ボランティア団体やNPO団体の活動を支援します。

(1)公益活動げんき応援事業助成金

施策⑤-4再掲

(2)団体活動支援講座

施策⑤-4再掲

(3)ボランティア団体活動支援

施策⑤-4再掲

NEW

取組3:個人の“やってみたい”を応援する場「あやセンター ぐるぐる」

「やってみたいを、やってみる」をコンセプトに、何かを始めたい人、応援し合える人が集まる施設です。コミュニティビルダーが相談に乗りながら、「やってみたい」の実現に向けて伴走支援を行います。

担当

SDGs 未来都市推進担当課

施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開

(1) 健康の現在地（平均寿命）

令和2年度時点



厚生労働省から公表された「令和2年完全生命表^{※1}」では、**日本の平均寿命は、男女ともに現在世界トップクラス**です。平均寿命の年次推移では、昭和40年と比べると、男性では13.31歳、女性では14.17歳も上回っています。

※1 国勢調査をもとに5年ごとに作成し、ある期間における死亡状況(年齢別死亡率)が今後変化しないと仮定し、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きるかという期待値等を、死亡率や平均余命の指標(生命関数)によって表したもの

(2) 健康寿命

令和2年度時点



一方で、平均寿命の延伸だけではなく、自分らしく生きがいをもって暮らすことができ、かつ医療費等の社会的負担軽減の観点から、**健康寿命^{※2}の延伸**も重要です。その対策の柱となるのが、**健康づくりの推進**であり、区では、**糖尿病対策に重点を置いて**、具体的事業に取り組んでいます。

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命は、取組の効果もあり、男女ともに全国及び東京都との差の縮小につながっていますが、まだ**足立区の健康寿命は、平均を下回っています**。

※2 日常生活動作が自立している期間の平均(厚生労働科学研究の健康寿命算定プログラムから足立区で算定)

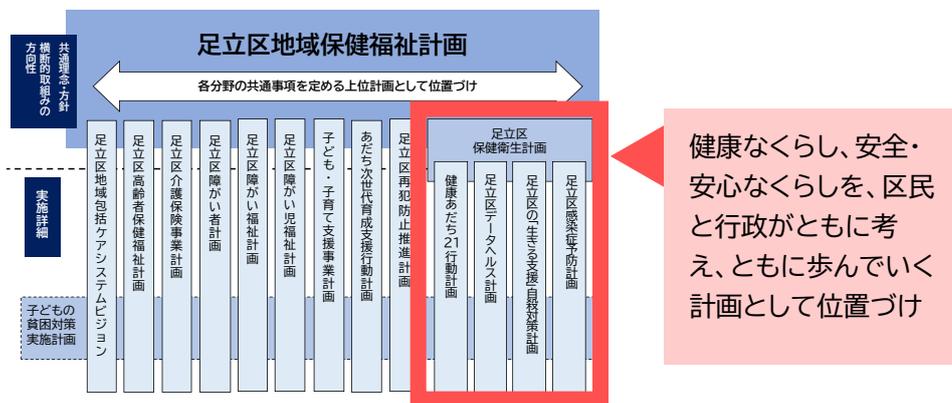


健康寿命の推移は
第7章(P171)参照

(3) 人生100年時代を見据えた健康づくり

平均寿命の延伸により、「**人生100年時代**」というキーワードは、これまで以上に身近なテーマとなり、「健康」への意識は、今後さらに高まっていきます。

そのため、「**施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開**」を、「**足立区保健衛生計画**」として**位置づけ**、保健衛生分野に係る個別計画を、より一層推進していきます。



(4) 健康づくりにおけるポピュレーションアプローチの推進

集団としての住民(ポピュレーション)に対して、健康増進や疾病予防に関する働きかけ(アプローチ)を行うことで、集団全体の健康リスクを減らそうとする方法のことを指し、地域での健康づくりには不可欠な考え方です。

足立区においても、ポピュレーションアプローチの考え方のもと、「人生100年時代」を見据え、戦略的な健康づくり施策を展開していきます。

(5) 保健衛生計画の基本理念

乳幼児から高齢者まで誰もが、**病気や障がいの有無にかかわらず、健康で、安全・安心に暮らせるまち 足立**を基本理念として掲げ、以下の保健衛生事業を一体的に展開することで、重層的支援体制整備の一翼を担っていきます。



施策⑥-1 健康づくりの推進

施策の方向（目標）

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目的として、健康に関心を持ちたくても持てない区民も含め、誰もが「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち あだち」を目指し、庁内や民間企業等との連携を深め、社会環境の整備を進めます。

また、「人生100年時代」を見据え、生涯の健康を経時的に捉えた健康増進と、地域活動や仲間づくりにつながる健康づくりを進めていくことにより、要介護状態を予防していきます。

包括的相談

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① 健康あだち21(第二次)行動計画に基づき、糖尿病対策に重点をおいた健康施策を推進してきました。	① 健康寿命は延伸しましたが、未だ都との差があるため、引き続き糖尿病対策に重点を置いた取り組みを進める必要があります。
	② 推進した結果、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小、特に女性の健康格差は、東京都との差が2.0歳から1.6歳に縮小するなど、一定以上の成果が得られました。	② 糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するには、子どもの頃から望ましい生活習慣を定着させることが重要です。
	③ 18～39歳対象の「40歳前の健康づくり健診」では、糖尿病の要指導者数が増加傾向にあります。また、生活習慣病の有病率は、年齢とともに増加する傾向がみられます(足立区国保加入者)。	③ 健康寿命の延伸のためには、働き世代から生活習慣病を予防することが重要になりますが、働き世代は家庭や仕事を優先させなければならない状況となりやすく、自身の健康行動を実践しにくい年代であると推測されています。
	④ 高齢化が進み、介護を必要とする人の割合が増加傾向です。また、定年の年齢引き上げも進んできています。	④ 「人生100年」時代を見据え、現役世代としてより長く活躍できるよう、自分の身体の状態を知り、区民が主体的に日々の生活の中で健康管理を行えるよう支援が必要です。
課題解決への主な取組	取組1 糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進 取組2 ライフステージに応じた健康づくりの推進 取組3 人生100年時代を見据えた健康づくりの推進	
関連事業	がん患者への支援	

課題解決への主な取組

取組1:糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進(糖尿病対策アクションプラン2)

「健康あだち21(第三次)行動計画」にて、引き続き糖尿病対策に重点を置き、「糖尿病対策アクションプラン2」における以下の基本方針に基づき、健康を経時的に捉えた早い段階からの予防や、個別の事情に合わせた支援の視点を強化し、対策に取り組んでいきます。

(1)基本方針Ⅰ:野菜を食べやすい環境づくり

参加支援

地域づくり

健康に関心を持ちたくても持てない区民も「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち」を目指して、庁内関係部署や民間企業・団体等と連携し「あだちベジタベライフ」事業の取り組みを進めていきます。

(2)基本方針Ⅱ:子ども・家庭の望ましい生活習慣の定着

参加支援

地域づくり

施策③-2再掲

「野菜から食べる」「毎日朝食を食べる」など食育の取組や良い生活習慣が習慣化され根づくよう、子どもと保護者世代を中心に、全世代に向けて啓発していきます。



(3)基本方針Ⅲ:働き世代の健康づくり

参加支援

地域づくり

新たな基本方針として「働き世代の健康づくり」を加え、これまでの「地域保健」「学校保健」に続く取り組みとして「産業保健との連携」を深め、さらに重層的に施策を進めていきます。

(4)基本方針Ⅳ:糖尿病の重症化予防

地域づくり

糖尿病を悪化させないため、区民への生活習慣の見直しと、定期的な健診や医療機関受診働きかけるとともに、引き続き医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、糖多機関での体制づくりを進めていきます。

担当

こころとからだの健康づくり課

取組2:ライフステージに応じた健康づくりの推進

定期的な健診受診による疾病の早期発見と、適切な治療の継続による重症化予防を図ります。また、病気の有無にかかわらず、誰もが自分らしく生活することで、地域共生社会の実現を目指します。

(1)医療機関への受診勧奨

参加支援

特定健診受診者のうち、血圧や血糖値が、医療機関受診の必要な数値にもかかわらず、未治療の方に対して受診勧奨を行うことで、重症化の予防に努めます。
また、令和5年度から新たに、糖尿病の治療中断者へ受診勧奨を実施します。

(2)健診(検診)を通じた生活習慣病予防

参加支援

地域づくり

生活習慣病やフレイルのリスクを早期に発見・予防していくために、ライフステージに応じた以下の健診(検診)を実施し、健康への礎を築いていきます。

- ① 40歳以上の国民健康保険被保険者:特定健康診査
- ② 後期高齢者医療制度加入者:後期高齢者医療制度健康診査
- ③ 18-39歳の区民:健康診査と健診結果に基づく保健・栄養指導

(3)各種がん検診

参加支援

地域づくり

30歳代から罹患率が上がる女性がん(子宮頸がん・乳がん)について、20歳代の若い年代をターゲットに、勧奨を強化し受診率向上を図るとともに、受診にいたっていない40歳から60歳の方のうち、国民健康保険加入者に対し再勧奨を行います。

担当

データヘルス推進課



取組3:人生100年時代を見据えた健康づくりの推進

令和7年に開設する「すこやかプラザ あだち」へ江北保健センターが移転することを機に、人生100年時代を見据えた健康寿命を支える施策を推進していきます。また、江北保健センターに、健康相談の専任職員「健康コンシェルジュ」を配置し、健康に関する包括的な相談支援を実施していきます。

(1)60歳からの健康リスタート事業

参加支援

地域づくり

加齢による体の変化が気になり始める60歳の区民を対象に体験型の健康教室を開催します。「健康チェック」のほか、「生活習慣教室」「口腔ケア教室」「栄養教室」により、生活習慣の行動変容の実践を目指します。

(2)ヘルスポランティアの育成支援

参加支援

地域づくり

60歳からの健康リスタート事業参加者のうち、さらなる学びや実践を希望する方向けに、各保健センターで健康講座等を開催し、自主グループ活動等へつなぎ、ヘルスポランティアとしての活動を支援します。

担当

足立保健所江北保健センター

■関連事業

がん患者への支援

がんになっても、自分らしく生きることができる社会を実現するため、ウィッグや胸部補整具の購入費用を助成し、がん患者の就労や社会参加を支援していきます。

	事業	所管課
1	がん患者ウィッグ購入費用等の助成	データヘルス推進課

紙面構成の都合により本ページは白紙です。

施策⑥-2 感染症対策

施策の方向（目標）

誰もが健康に生きることができる地域づくりの一環として、足立区医師会や医療機関等との連携を強化し、感染症発生時の体制を平時から整備します。

区民が感染症対策を実践できるよう啓発し、感染症の発生を未然に防止することを目指すとともに、発生した際にも、感染拡大防止及び再発防止のため調査・指導を実施します。

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 新型コロナウイルス感染症流行を契機として、手洗いなど、感染症予防策の実践に対する区民の意識は、高く維持されています。	① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止のため、一層の飛沫・接触感染防止実践の啓発を行う必要があります。
	② 足立区医師会主催の会議の場等を通じて情報共有を行い、区内の感染症発生状況や対応について、共通の認識のもと、連携して対応を行っています。	② 感染症発生時に効果的な対応をするためには、関係機関との連携が必要不可欠であることから、平時から緊密な連携体制を維持し、的確な感染症対応が実践できる体制整備が必要です。
	③ 結核などの感染症まん延を最小限に抑えるため、予防接種を適切に実施するとともに、高齢者や生活習慣病患者など、リスクの高い層に対する正しい知識の普及啓発を行っています。	③ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、結核の高まん延国を含めた海外渡航等の人流が活発化しており、区内でも結核の発生数増加が予想されます。 結核患者の早期発見及び早期治療の推進とともに、リスクの高い層への予防啓発がより一層必要です。
課題解決への主な取組	地域における感染症への対応	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組:地域における感染症への対応

区民や事業者等が、感染対策や感染症発生後の再発防止に向けて正しい行動がとれるよう、継続的な基礎知識の情報提供を行います。

また、区が感染症まん延時に機動的な対応が可能となるよう、平時から対策を進めていきます。

(1)感染症発生時の即応能力の強化

多機関協働

足立区感染症予防計画に基づき、感染症まん延時に機動的な対応が可能となるよう、人員等の組織体制、相談や医療・検査等の業務体制、関係機関との連携体制等について、平時から整備を進めていきます。

(2)基本的な感染対策の普及啓発

地域づくり

区民が感染対策を実践できるよう、広報媒体やパネル展示等を通じた継続的な情報発信を行い、地域が一体となって、感染症発生を未然に防止できるよう努めていきます。

また、施設等で感染症が発生した際にも、調査を通して再発防止にかかる指導を実施していきます。

(3)結核に対する正しい知識の普及啓発

地域づくり

多機関協働

結核予防週間(9月24日～30日)による区民への普及啓発活動や、医療従事者との連携会議を通じ、早期受診・早期発見・早期治療・感染拡大防止に努めていきます。

また、乳幼児健診等の機会を活用し、BCG接種による小児の重症結核予防の重要性も周知していきます。

担当

足立保健所感染症対策課

施策⑥-3 自殺対策

施策の方向（目標）

自殺対策を地域づくりと捉え、誰もが自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い足立区”を目指します。医療、福祉、教育、労働等の各分野の専門機関と連携し、生きることへの包括的な支援を推進していきます。

包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 区の自殺死亡率 [※] は、平成10年の30.8人をピークに、令和2年には17人にまで減少しました。その後、コロナ禍の影響等により、令和4年の自殺死亡率は18.8人となっています。 ※ 10万人あたりの自殺者数	① 悩みを抱えている方を地域全体で支えていくためには、自殺の兆候に「気づき」、問題解決に「つなげる」ゲートキーパーを増やすなど、自殺対策を支える人材育成を推進する必要があります。
	② 自殺の要因は、多重債務、いじめ、過労、健康問題、家庭問題など、平均して4つの要因があると言われていいます。	② 抱えている悩みが深刻化する前に、対象者を早期発見するための体制とそれぞれの問題に応じた専門機関による寄り添った支援が求められています。
	③ 自殺総合対策大綱では、「自殺は、その多くは追い込まれた死である」と定義され、地域における連携体制の確立と国民一人ひとりの気づきや見守りが求められています。	③ 自殺を個人の問題ではなく社会の問題と捉え、様々な自殺の要因に地域全体で取り組むためには、関係各課・機関のネットワークの強化と区民への普及・啓発が重要です。
課題解決への主な取組	取組1 自殺対策を支える人材育成 取組2 当事者への支援 取組3 地域でのネットワークの強化・区民への啓発	
関連事業	—	

自殺死亡率の推移は第7章(P173)参照



■課題解決への主な取組

取組1:自殺対策を支える人材育成

身近な人の自殺の兆候に気づき、問題解決につなげる「いのちの門番(ゲートキーパー)」や専門家の育成を推進します。

(1)区職員や民生・児童委員等へのゲートキーパー研修 包括的相談

区職員を「ゲートキーパー」と位置づけ、自殺の兆候を見つけ出し、問題解決につなげていきます(区職員 入区3年目:「初級」、係長昇任時:「中級」研修を受講)。

取組2:当事者への支援

悩みを抱える人たちを早期に発見し、安心して相談支援が受けられるよう、保健センターなど悩みを寄せられる窓口等と連携し、解決に向けた支援を行います。

(1)インターネット・ゲートキーパー事業 包括的相談

生きづらさを抱えた区民やその家族等が、自殺関連語句をネット検索した際に、検索連動広告を表示させ、メールを中心とした相談事業を実施していきます。

(2)足立区分かちあいの会「とまり木」 包括的相談 地域づくり

遺族支援として、大切な方を自死(自殺)で失った方々がつどい、それぞれの体験や気持ちを語り合い、聴き合う場を毎月1回開催していきます。

(3)雇用・生活・こころと法律の総合相談会 包括的相談

弁護士や保健師・福祉事務所・寄り添い支援員・ひきこもり相談員等によるワンストップ型の出張相談を実施していきます(年5回実施)。

(4)寄り添い支援事業 包括的相談 参加支援 アウトリーチ

複合・複雑化した諸課題を抱える相談者に寄り添いつつ、一つひとつ確実に解決に導き、生きるための自信や意欲を回復させるための支援を実施します。

取組③:地域でのネットワークの強化・区民への啓発

「自殺は個人の問題ではなく、社会の問題」として、相談支援につなげられるよう、地域と行政の連携強化を図るとともに、区民への啓発活動に取り組みます。

(1)足立区こころといのちの相談支援ネットワーク 多機関協働

警察署・消防署・ハローワークなどの官公署や、医療機関・駅・法律事務所・支援団体など様々な機関が参加する「ネットワーク会議」にて、区の現状を共有し、自殺対策に関する意見交換を行っていきます。

(2)自殺対策強化月間 地域づくり

区の自殺対策の取組みを広く区民に周知するため、国や都が定める9月と3月の強化月間を中心に、様々な啓発活動を実施します。

担当

こころとからだの健康づくり課
福祉まるごと相談課(令和6年度~)

施策⑥-4 食品衛生

施策の方向（目標）

食品関係の施設に対する監視指導や収去検査（抜き取り検査）、区民への情報提供を適切に行うことにより、食中毒など食品に起因する衛生上の危害発生を防止し、区民の健康を守ります。

また、ノロウイルスなど感染症の可能性が疑われる場合には、学校、施設等の関係部署と連携して原因究明に取り組み、感染拡大を防止することにより、安全・安心な地域づくりを推進していきます。

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 食品衛生法の改正により、令和3年6月から全ての食品関係事業者に対し、HACCP※(ハサップ)の考え方に沿った衛生管理を実施することが制度化されました。	① 食品関係営業施設の監視に際し、HACCPの考え方に沿った衛生管理の実施状況を確認し、施設状況に適した、より効果的な衛生管理について指導、助言を行う必要があります。
	② 施設や取り扱う食品により衛生管理方法は異なることから、講習会等における事業者への周知のみならず、個々の施設及び事業者の状況に応じた助言・指導を行っています。	② 状況に応じた衛生管理の適切な助言・指導を行うため、区職員一人ひとりがHACCPプランの妥当性確認や検証方法を理解し、高度な知識と実践力を身に付けることが必要です。
	③ 全国的に、加熱不十分な食肉に起因するカンピロバクター食中毒や、鮮魚介類の生食によるアニサキス食中毒、ノロウイルスによる集団食中毒の発生が後を絶ちません。	③ 食品関係事業者に対し、適切な衛生指導を行うとともに、食中毒発生要因となり得る食品の提供に係るリスクや食中毒事故防止対策の指導を徹底することが必要です。
	④ カンピロバクター食中毒やアニサキス食中毒への対策は、わが国特有の食文化が背景にあることから、事業者への指導及び区民への注意喚起を行うにとどまっています。	④ 事業者への注意喚起とともに、消費者である区民に対し、食中毒予防対策について積極的な周知を図り、自らの健康を守るための意識付けにつなげることも必要です。
課題解決への主な取組	取組1 食品衛生関係営業施設等への適切な指導 取組2 区民への食品衛生に関する知識の普及啓発	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

取組1:食品衛生関係営業施設等への適切な指導

飲食店やスーパー等の食品関係営業施設、区主催のイベント等で食品を取り扱う出店者等に対し、適切な食品の取扱いや衛生管理の指導、検査等を実施し、行政機関の責務として、食品の安全確保に努めていきます。

(1)食品関係営業施設の監視指導

アウトリーチ

食品関係営業施設等に立ち入り、適切な食品の取扱いや衛生管理の実施について監視・指導を行うほか、区内で調理・製造・販売される食品等を収去(抜き取り)し、食品衛生上適正なものであるかを検査し、生活・健康への安心を提供していきます。

(2)職員の HACCP に関する指導技術の習得

アウトリーチ

HACCP 指導者養成を目的とした研修の受講により、HACCP プランの適切な運用方法の理解や、監視指導技術の習得に努めます。

※ HACCP(ハサップ)とは

Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとった言葉で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の国際的な手法

厚生労働省ホームページより

(3)食品関係事業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

アウトリーチ

食品関係事業者に対し、施設監視や講習会等を通じ、食品衛生に関する最新情報や取扱食品に応じた、衛生管理に関する知識の普及啓発を行います。

取組2:区民への食品衛生に関する知識の普及啓発

アウトリーチ

食中毒予防対策について、広報、パネル展示やSNS等による情報発信を積極的に行い、区民へ食中毒予防対策の周知を図ります。

担当

生活衛生課

重層的支援体制
×
母子保健事業



施策⑥-5 母子保健事業

施策の方向（目標）

「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の推進事業」をベースに、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を行います。

出産や育児に関する各種相談事業を通じて、母子の健やかな成長も支援していくとともに、母子の健康づくりや疾病や障がい等の早期発見や治療、予防対策に取り組むことにより、福祉ニーズの削減に努めます。

包括的相談

地域づくり

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 面談や訪問、妊婦健康診査を実施することで、母子の健康を保ち、流産・早産・未熟児出生等の防止に努めています。	① 出産・育児不安の軽減に向けて、個人に合わせた適切なフォローを引き続き実施していく必要があります。
	② 母子に対する健康保持増進を促すとともに、乳幼児健康診査を実施することで、疾病や異常の予防及び早期発見、治療に努めています。	② 出産・子育てに対する専門的な悩みや疑問について、妊娠期から各種相談事業を通じて改善できるよう支援していく必要があります。
	③ 疾病や障がい等がある子に対して、育成・療育医療を行い、リハビリや回復の支援に努めています。	③ 疾病や障がいがある子の支援に加え、保護者への精神面でのサポートを行いながら、各所管課と連携し相談・助言を実施していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 保護者への寄り添い相談・支援(ASMAP 推進事業) 取組2 地域コミュニティの形成	
関連事業	関連1 妊婦健康診査事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業 関連2 育成医療・未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・療育医療	

課題解決への主な取組

取組1:保護者への寄り添い相談・支援(ASMAP 推進事業)

施策③-1再掲

全妊産婦に対して、出産・育児の相談に包括的に寄り添うことで、母子の健全な育成と虐待の発生防止を図ります。

(1)産後育児ストレス相談

包括的相談

アウトリーチ

乳幼児健康診査・家庭訪問(アウトリーチ)・育児相談等の母子保健活動の中で、強度の育児不安や精神医学的・心理学的に専門的な関わりが必要と思われる養育者を早期に発見し、支援につなげていきます。

(2)育児栄養相談

包括的相談

地域づくり

乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士等が子どもの発育・発達に関する相談に対応し、育児に自信が持てる支援とともに、来所者同士の交流の場を創出します。

(3)健やか親子相談

地域づくり

アウトリーチ

生後1歳未満児の保護者を対象に、保健師・助産師による個別相談・グループワーク等の機会を通じて保護者の育児不安を軽減し、子育てができるよう支援します。

取組2:地域コミュニティの形成

子育てに関する相談について、グループカウンセリングを実施することにより、参加者同士の交流を深め、育児不安軽減を図ります。

(1)育児学級

包括的相談

地域づくり

7~8か月児とその保護者を対象に、栄養指導や離乳食等の相談を行い、子育ての知識習得と、参加者同士の交流を深め、育児不安等の軽減を支援します。

(2)乳幼児療育指導

包括的相談

多機関協働

乳幼児健康診査等で、身体機能や発達に障がい疑いがあると判断された者に対し、神経発達専門医による療育相談を実施していきます。

担当 足立保健所各保健センター 等

関連事業

関連1:妊婦健康診査事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業

施策③-1再掲

関連2:育成医療・未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・療育医療

疾病や障がいがある子に対して、確実な効果のある治療を実施するため医療費助成を行い、リハビリや回復等の支援を行います。

	事業	所管課
1	育成医療	足立保健所各保健センター 等
2	未熟児養育医療、小児慢性特定疾病医療	保健予防課、足立保健所各保健センター 等
3	療育医療(児童発達支援)	障がい福祉課

施策⑥-6 動物との共生

施策の方向（目標）

動物を飼っている人、動物が苦手な人が、それぞれの立場に配慮し、お互いを思いやり、相互に理解を深めていくことにより、動物が「社会の一員」として地域で受け入れられるよう、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

また、動物も含めた共生社会の実現に向けて、福祉や介護など複合的な課題のある問題にも対処していくため、組織・分野を横断した取組を進めていきます。

包括的相談

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 不適正な飼育による近隣住民とのトラブルや、ふん尿被害など生活環境の悪化に関する苦情が、年間1,000件前後寄せられる状況が続いています。	① 動物に関する苦情・相談件数の減少のため、まずは飼い主の責務や適正飼育の普及啓発を進めていく必要があります。
	② 動物に関する相談・苦情に対処するため、令和4年度から「動物愛護相談支援窓口」「地域猫活動協力員」の2事業を開始しています。	
	③ 「動物愛護相談支援窓口」事業は、NPO 法人に業務委託して、飼い主のいる犬猫の飼育相談や、飼育継続が困難な場合等の一時保護・譲渡相談などを行っています。	② 地域における身近な相談支援体制として「動物愛護相談支援窓口」事業の充実を図るにあたり、受託事業者(NPO 法人)との協働による体制を構築していく必要があります。
	④ 「地域猫活動協力員」事業では、飼い主のいない猫への不妊去勢手術をはじめ、適切なえさやりやトイレ設置などの管理を、地域猫活動協力員が担っています。	③ 地域猫活動を強力に推進していくためには、担い手となる「地域猫活動協力員」を増やすとともに、地域住民の猫活動への理解を深めていくことが、今後の課題となっています。
課題解決への主な取組	取組1 地域における身近な相談支援体制の充実 取組2 飼い主の責務と飼育マナーの啓発 取組3 飼い主のいない猫対策の推進 取組4 「(仮称)ペット同行避難ガイドライン」の作成	
関連事業	—	

課題解決への主な取組

動物が「社会の一員」として地域で受け入れられ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物に関する包括的相談や、動物への理解が深まる地域づくりにつなげていきます。

取組1: 地域における身近な相談支援体制の充実

包括的相談

多機関協働

犬猫の飼育相談から、飼育の継続が困難となったケースの譲渡相談に至るまで、複雑・多様化する事例にも対応できるよう、受託事業者(NPO 法人)との協働により、身近かつ動物における包括的な相談支援体制の機能を高めていきます。

取組2: 飼い主の責務と飼育マナーの啓発

地域づくり

アウトリーチ

すでに飼い主の方だけでなく、将来飼い主となる方も含め、飼い主の責務とともに、飼育の正しい知識とマナーの普及啓発を行い、動物も地域を構成する「社会の一員」として受け入れられる共生社会を目指します。

取組3: 飼い主のいない猫対策の推進

地域づくり

アウトリーチ

地域猫活動の担い手となる「地域猫活動協力員」の増員こそが、飼い主のいない猫の増加を防ぐ決め手となることから、この増員に注力するとともに、地域猫活動に関する住民の理解を深める取組みを進めることにより、事業効果を高めていきます。

担当

生活衛生課

NEW

取組4: 「(仮称)ペット同行避難ガイドライン」の作成

地域づくり

災害時に、飼い主とペット動物と一緒に避難する“同行避難”を推奨し、避難所で生活における環境衛生を保つため、東京都獣医師会足立支部と連携し、令和6年度に新たに「ペット同行避難ガイドライン」を作成します。



地域猫活動協力員 募集ポスター

担当

災害対策課
生活衛生課



施策⑥-7 医薬衛生

施策の方向（目標）

医療関係施設等への監視指導と区民への的確な情報提供により、医薬衛生に関する安全・安心を守ります。

また、予防的観点を重視した適切な監視指導を行うことにより、区民の健康危害を未然に防ぎ、安全・安心な地域づくりを推進していきます。

地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 医療関係施設に対し、新規開設・変更時に立入り調査を実施しています。有床診療所、透析施設には立入り監視を実施し、安全管理や感染予防対策の体制整備等が適正かを確認しています。	① 医療関係施設すべてに毎年立入り調査を行うことは困難なため、自主管理の推進や医療安全に関する情報の普及啓発等により、施設の自主的な衛生管理能力の向上が求められています。
	② 薬事関係施設については、都区一体で薬事一斉監視事業を実施し、管理状況の監視指導・収去検査等を行い、適正化を図っています。	② オンラインでの診療や服薬指導といった新たな制度が開始されていることから、これらを踏まえた監視体制等の再構築が必要になっています。
	③ 毒物劇物取扱施設に対しては、毒物（シアン化合物）を取り扱う施設について、毎年全件立入りを実施しており、シアン廃水検査を行うことにより、健康危害の防止に努めています。	③ 検査結果が不適合の場合は、改善指導を行っています。また、流出事故等の防止のためには、事業者の自主管理能力の向上も求められます。
課題解決への主な取組	医療関係施設への監視指導	
関連事業	診療所、薬局等の許可及び相談事業	

課題解決への主な取組

取組：医療関係施設への監視指導

医療関係施設への立ち入り監視調査を実施し、施設の衛生状況・管理状況を確認することで、区民にとって安全・安心な地域づくりにつなげています。

(1)不適施設への監視指導・健康危害の防止 地域づくり アウトリーチ

過去の監視歴が不適な施設は、優先的に立ち入り指導を行っています。安心・安全に直結することから、不適な事項は、繰り返し指導し改善結果を確認していきます。

(2)自主管理の推進 地域づくり アウトリーチ

管理良好な施設については、自主管理の推進のため、自主管理点検表等の活用について指導していきます。

(3)健康危害の防止 地域づくり アウトリーチ

調剤過誤等の事故が発生した場合は、被害拡大防止の観点からも、速やかに現場立ち入りを実施し、再発防止を指導していきます。

(4)新たな制度への対応 アウトリーチ

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」「オンライン服薬指導の実施要領」等の新たな制度の周知徹底を図るとともに、これらを踏まえた適切な監視指導を行います。

担当

生活衛生課

関連事業

診療所、薬局等の許可及び相談事業

誰もが安全に、安心して医療を受けられる環境を整備し、区民の健康を守っていきます。

	事業	所管課
1	診療所、薬局等の許可及び相談事業	生活衛生課

施策⑥-8 環境衛生



施策の方向（目標）

環境衛生関係施設等への監視指導と区民への的確な情報提供により、区民の安全・安心な暮らしを守ります。

また、予防的観点を重視した適切な監視指導を行うことにより、区民の健康危害を未然に防ぎ、安全、安心な地域づくりを推進していきます。

地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 環境衛生関係施設(理美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール、興行場、旅館業等)に対し、定期的に立ち入り監視を実施し、自主管理状況について確認しています。	① 検査結果が不適合の場合は、改善指導を行っています。
	② 公衆浴場やプールに関しては、毎年水質検査を実施し、水質の衛生状態を確認しています。	② 特に、レジオネラ症の原因となる菌が検出された場合等は、健康被害の発生を未然に防ぐため、すみやかに改善措置をとる必要があります。そのため、適切に改善指導し、安全確認を行える体制整備が不可欠です。
	③ 旅館業や住宅宿泊事業における事前相談が急増しています。	③ 旅館業等の構造設備基準をはじめ、制度全般について、適切に事業者の説明するとともに、適正な運営について監視指導していく必要があります。
	④ 特に、旅館業では従業員を常駐させず、フロント代替設備での体制を希望する施設が増えており、その体制の事前相談に多くの時間を要しています。	
課題解決への主な取組	環境衛生関係施設への監視指導	
関連事業	—	

■課題解決への主な取組

取組:環境衛生関係施設への監視指導

地域づくり

アウトリーチ

多くの区民が利用する施設の飲料水や浴槽水等の検査と、空気環境測定の実施・衛生指導により、区民の安全・安心な暮らしを確保していきます。

また、監視業務については、施設の衛生面における特徴を踏まえて事業計画を作成し、以下のとおり実施していきます。

(1)利用時間に合わせた銭湯の夜間一斉監視・水質検査

(2)夏季の屋外プールの一斉監視・水質検査

(3)夏季冬季の空調等稼働時の特定建築物の一斉監視・空気検査 他

担当

足立保健所生活衛生課

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 計画の周知

本計画は、地域福祉に携わる事業者や様々な活動団体とともに推進していくことが重要であることから、あらゆる機会を捉えて計画の周知を図ります。

また、本計画策定の一環で実施した地域懇談会は、日頃なかなか結びつきがない様々な分野の方々が、地域での課題や困りごと等について意見交換を行う有意義な場となりました。

今後は、計画の周知をあわせて、規模・内容ともに充実させながら、引き続き実施していきます。

(2) 足立区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業で一体的に実施するとされる「地域づくり」には、社会福祉協議会がこれまで築いてきたネットワークや、区民と行政とをつなぐ役割がより一層重要になってきます。

区としても、足立区社会福祉協議会の「足立区地域福祉活動計画」と理念・施策を共有しながら、地域保健福祉の推進にむけた施策を進めます。

足立区地域福祉活動計画〔第3次〕
足立区社会福祉協議会（令和4年3月策定）



(3) 情勢の変化や法改正への対応

日本を取り巻く社会経済情勢の変化や、地域福祉に関する関連法令や制度等に大きな改正があった場合には、柔軟に検討し必要な見直しを行います。

第 7 章

資料編

第7章 資料編

1 地域保健福祉を取り巻く国、都の動向

(1) 国の動向

近年、国は地域福祉を推進していくための新しい理念として「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法の改正を行ってきました。

福祉・保健などの各分野において、課題や支援ニーズを抱える人・家族への包括的な支援、住民参加のもとでの地域づくりを進めるため、「地域共生社会」の考え方が示されました。

年	動向	内容
平成12年	社会福祉事業法が社会福祉法に改正	「地域福祉の推進」が明確に位置付け 「地域福祉計画」が新たに規定(策定は任意)
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定	地域共生社会の実現が盛り込まれた。
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域共生社会の実現に向けた検討を加速化
平成29年	社会福祉法の一部改正	地域福祉計画策定が市町村の努力義務に規定 福祉各分野での共通事項を定め上位計画として位置づけ
	地域福祉計画策定ガイドラインを公表	計画策定時に留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的支援体制構築を推進するため市町村で取組むべき事業(※)が提案 ※ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業を創設

【地域共生社会イメージ】



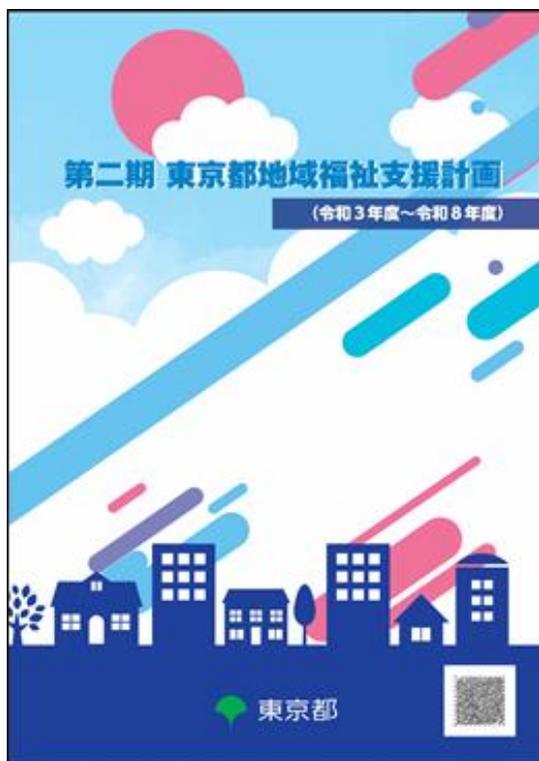
↑ 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトから掲載

(2) 都の動向

東京都においても、従来から高齢者、障がい者、子ども等の各分野においてそれぞれ計画を策定し、福祉施策を推進してきましたが、国の動向を受け、平成30年3月に法に規定する都道府県地域福祉支援計画として、東京都地域福祉支援計画を策定しました。

第二期計画では、都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会を実現することを目標としています。

また、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」という3つの施策テーマを掲げ、それぞれに関する課題と、計画期間中に東京都が取り組む方向性を明らかにしています。



↑ 第二期 東京都地域福祉支援計画

2 社会福祉法（抄）

昭和26年3月29日法律第45号
（平成29年6月2日改正）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画策定の経過・検討体制

(1) 計画策定の経過

計画策定部会

庁内作業部会

年度	月日	専門部会等	主な検討内容等
令和4年度	6月30日(木)	第1回庁内作業部会	地域保健福祉に係る事業棚卸し
	8月1日(月)	第1回足立区地域保健福祉推進協議会 (書面開催)	計画策定部会設置審議→承認
	8月30日(火)	第1回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	計画策定の経緯 部会長講和:地域福祉計画とは
	12月23日(金)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	2月28日(火)	第2回庁内作業部会	アンケート内容検討 掲載する区基礎データ選定
	3月27日(月)	第2回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	地域福祉に係るアンケート内容 及び実施先の検討
令和5年度	5月19日(金)~ 6月23日(金)	地域福祉に係るアンケート調査	
	6月30日(金)	第3回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	アンケート結果速報報告 計画構成案・地域懇談会検討
	6月30日(金)	第3回庁内作業部会	基本理念・方針・計画構成検討 地域懇談会スキーム検討
	7月24日(月)	第4回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	アンケート実施結果詳細 地域懇談会実施詳細検討
	7月26日(水)	第1回地域保健福祉計画策定部会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	7月28日(金)	第4回庁内作業部会	計画素案検討①
	8月29日(火)	第5回庁内作業部会	計画素案検討②
	8月29日(火)	計画策定に係る地域懇談会①	千住柳町住区センターで開催
	8月31日(木)	計画策定に係る地域懇談会②	竹の塚障がい福祉館で開催

年度	月日	専門部会等	主な検討内容等
令和5年度	9月4日(月)	第5回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	地域懇談会実施中間報告 計画素案検討①
	9月5日(火)	計画策定に係る地域懇談会③	興本地域学習センターで開催
	9月9日(土)	計画策定に係る地域懇談会④	東和住区センターで開催
	9月10日(日)	計画策定に係る地域懇談会⑤	鹿浜地域学習センターで開催
	9月28日(木)	第6回庁内作業部会	計画素案検討③
	10月23日(月)	第6回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	地域懇談会実施結果報告 計画素案検討②
	10月24日(火)	第7回庁内作業部会	計画素案検討④
	11月7日(火)	第7回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	計画素案検討③ パブリックコメント実施詳細
	11月16日(木)	第8回庁内作業部会	計画素案検討⑤
	12月22日(金)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	12月26日(火)	第9回庁内作業部会	計画素案検討⑥
	1月26日(金)	第10回庁内作業部会	計画素案検討⑦
	2月27日(火)	第8回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	パブリックコメント実施結果報告 計画素案検討⑤
	2月28日(水)	第11回庁内作業部会	計画素案検討⑧
	3月●日(●)~	パブリックコメント	3月●日(●)~●日(●)
	3月26日(火)	第4回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画案報告→承認(計画策定)
	●月●●日(●)	第9回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	パブリックコメント実施結果報告 計画案最終調整
●月●●日(●)	足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画案報告→承認(計画策定)	

(2) 地域保健福祉計画策定部会名簿 (足立区地域保健福祉推進協議会の専門部会)

	選出団体・役職等	氏名 ※敬称略
1	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科 教授【学識:地域福祉】	菱沼 幹男(部会長)
2	日本体育大学児童スポーツ教育学部 教授【学識:保育学】	齊藤 多江子
3	和洋女子大学看護学部 教授【学識:公衆衛生学】	豊川 智之
4	足立区議会議員	白石 正輝
5	足立区議会議員	さの 智恵子
6	足立区議会議員	浅子 けい子(令和4年度) 横田 ゆう(令和5年度)
7	足立区議会議員	長澤 こうすけ(令和4年度) しばや 竜一(令和5年度)
8	足立区議会議員	銀川 ゆい子
9	足立区医師会 副会長	山下 俊樹
10	東京都足立区歯科医師会 会長	佐藤 和義
11	足立区薬剤師会 理事	吉岡 加織
12	足立区町会・自治会連合会 青少年部長	笠原 清子
13	足立区民生・児童委員協議会 第1合同5地区会長 第1合同合同会長	北島 小夜子(令和4年度) 小林 尚子(令和5年度)
14	足立区女性団体連合会 会長	片野 和恵
15	足立区友愛クラブ連合会 ねんりん編集委員会委員長	中村 輝夫
16	足立区介護サービス事業者連絡協議会 会長	鶴沢 隆
17	特別養護老人ホーム ハピネスあだち施設長	橋本 飛鳥
18	足立区健康づくり推進員会議 会長	爲田 登志子(令和4年度) 長田 幸子(令和5年度)
19	足立区手をつなぐ親の会 会長	佐藤 奈緒
20	足立区肢体不自由児者父母の会 会長	蔵津 あけみ
21	足立区民間保育園連合会 会長	川下 勝利(令和4年度) 馬場 新太郎(令和5年度)
22	足立区私立幼稚園協会 会長	古庄 宏吉
23	足立区立小学校PTA連合会 副会長	大西 洋平
24	足立区立中学校PTA連合会 副会長	田中 孝子(令和4年度) 宮本 明彦(令和5年度)
25	足立区社会福祉協議会常務理事	吉田 厚子(令和4年度) 久米 浩一(令和5年度)
26	足立区福祉部長	中村 明慶
27	足立区衛生部長	馬場 優子
28	足立区子ども家庭部長	上遠野 葉子

令和5年6月30日現在

(3) 庁内作業部会構成（事務局：福祉管理課）

所属	役職
政策経営部	政策経営課長、政策経営担当係長
	あだち未来支援室長
	子どもの貧困対策・若年者支援課長、子どもの貧困対策係長
地域のちから 推進部	絆づくり担当部長
	絆づくり担当課長、事業調整担当係長
福祉部	福祉部長
	福祉管理課長、管理係長、調整担当係長、地域保健福祉計画・重層的支援体制整備担当係長
	高齢福祉課長、高齢調整係長
	地域包括ケア推進課長、事業調整係長、計画推進担当係長
	介護保険課長、介護保険係長、介護保険調整担当係長
	障がい福祉課長、障がい福祉係長、障がい施策推進担当係長
	足立福祉事務所長、生活保護指導課適正推進係長
	くらしとしごとの相談センター長、生活相談係長
衛生部	衛生部長
	衛生管理課長、大学病院調整担当係長
	保健予防課保健予防係主査
	足立保健所生活衛生課庶務係長
建築室	住宅課長、住宅管理係長、住宅計画係長
子ども家庭部	子ども家庭部長
	子ども政策課長、子ども・子育て支援制度担当係長
	教育相談課長、登校支援係長
	こども家庭支援課事業係長
足立区 社会福祉協議会	常務理事
	福祉事業部長
	地域福祉部長、包括支援課長

令和5年7月7日現在

4 足立区地域保健福祉推進協議会条例/条例施行規則

(1) 足立区地域保健福祉推進協議会条例

平成12年3月31日条例第37号

(設置)

第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 高齢者保健福祉の推進に関すること。
- (2) 地域保健医療の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業の推進に関すること。
- (4) 児童福祉の推進に関すること。
- (5) 障がい者福祉の推進に関すること。
- (6) 健康づくりの推進に関すること。
- (7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。
- (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項

2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員52名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条** 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。
東京都足立区地域保健福祉推進協議会
日額 7,000円

付 則(令和4年7月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年10月23日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

平成12年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区地域保健福祉推進協議会条例(平成12年足立区条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条の規定に基づき委嘱又は任命する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 8名以内
- (2) 区議会議員 5名以内
- (3) 区内関係団体の構成員 31名以内
- (4) 区職員 8名以内

(職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定める。

(部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長は、協議会の委員のうちから部会の委員(以下「部会員」という。)及び部会長を指名する。
2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(公開)

第5条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年10月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年12月1日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年6月22日規則第53号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則(令和4年7月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 パブリックコメント（区民意見募集制度）実施結果

（1）実施概要

① 募集期間

令和6年●月●日(●)～令和6年●月●日(●)

② 公表方法・公表場所

ア 足立区ホームページへの掲載

イ あだち広報(令和6年●月●日号)への掲載

ウ 福祉部福祉管理課(区役所本庁舎北館1階)での閲覧及び配布

エ 区民事務所、中央図書館、区政情報課(区役所本庁舎中央館2階)、政策経営課(区役所本庁舎南館9階)での配布

（2）実施結果

① 意見総数

●●人●●件

② 意見提出方法

郵送：●人●件、FAX：●人●件、ホームページの意見フォーム：●人●件

持参：●人●件

③ 意見内訳

分類	件数
	件
	件
	件
	件
	件
	件
	件
	件
合計	件

6 その他資料（足立区の現状）

（1）人口

【年齢別人口の推移】

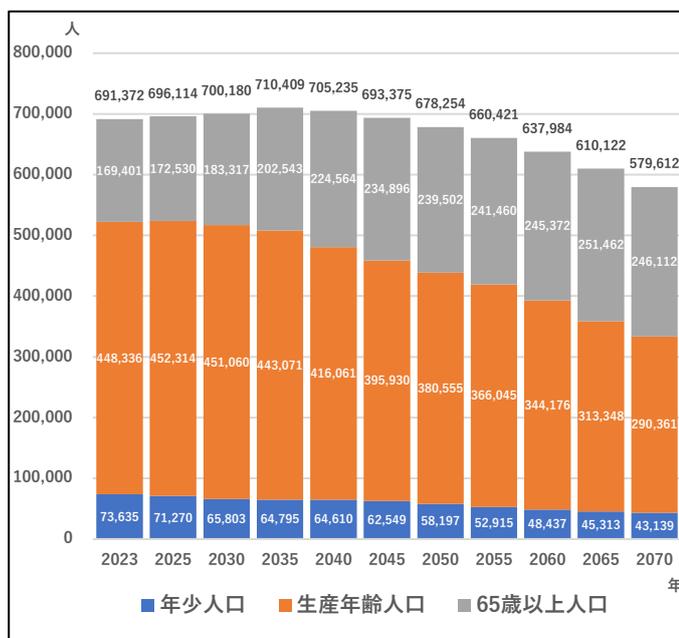
人口は微増傾向が続いており、平成26年度からの10年間で約6%増加しています。

年齢別にみると、年少人口は減少傾向にあり、生産年齢人口は横ばい、老年人口は増加傾向にあります。



【人口の将来推計】

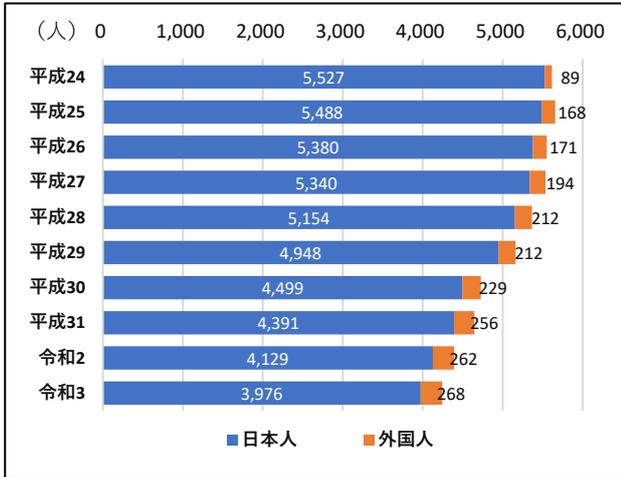
総人口は、2036年(令和18年)の710,759人をピークに減少に転じ、2070年(令和52年)には579,612人まで減少し、高齢者人口(65歳以上)は2023年(令和5)と比較して大幅に増加すると推計しています。



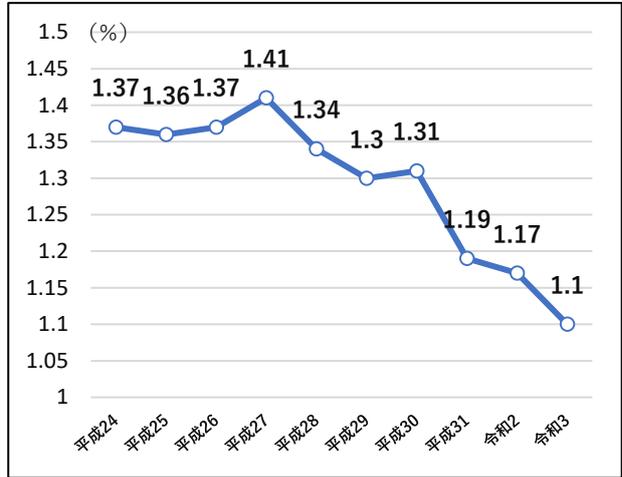
図：足立区人口推計(令和6年2月)

【出生数・合計特殊出生率の推移】

日本人の出生数は減少傾向にあり、平成24年からの10年間で約3割減少しています。外国人の出生数は増加傾向にあります。また、合計特殊出生率は、平成27年の1.41をピークとして減少傾向にあります。



図：国籍別出生数の推移



図：合計特殊出生率の推移

(2) 分野別世帯数

【世帯数の推移】

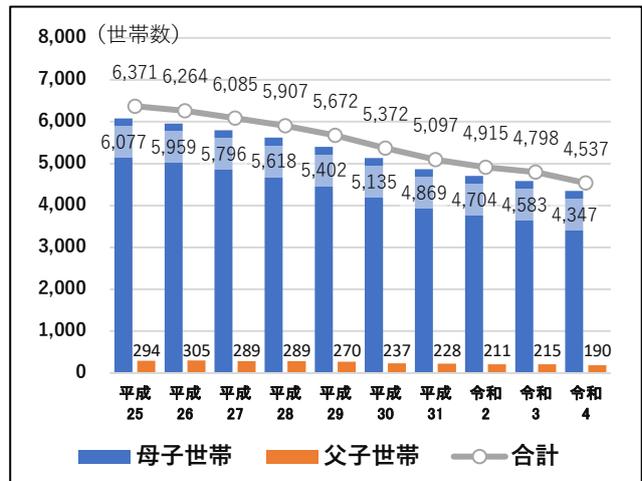
日本人のみの世帯、外国人のみの世帯、日本人と外国人の複数国籍世帯のいずれも増加傾向にあります。



【母子世帯・父子世帯数の推移】

母子世帯・父子世帯数は、ともに年々減少傾向にあり、平成25年からの10年間でおよそ3割減少しています。

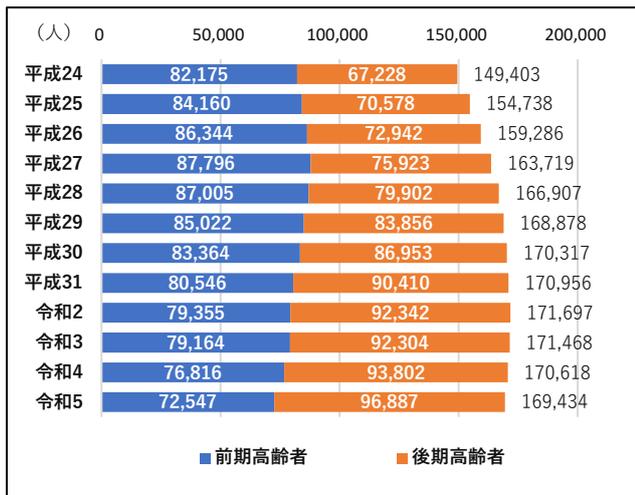
母子世帯・父子世帯数は、その96%が母子世帯となっています。



(3) 高齢

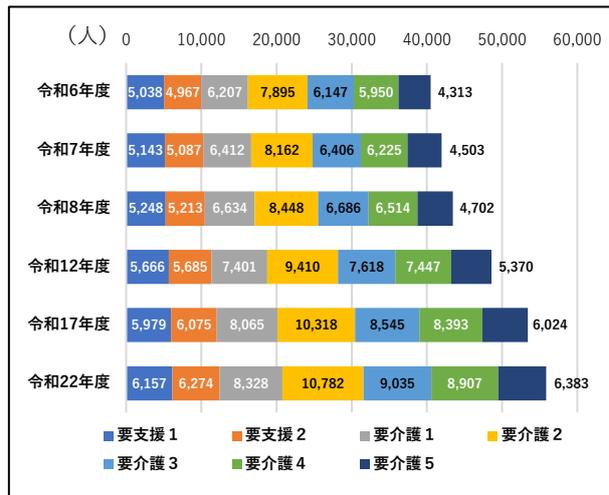
【高齢人口の推移】

高齢人口は、令和2年をピークに減少傾向にあります。年齢別にみると、74歳までの前期高齢者は平成27年をピークに減少傾向、75歳以上の後期高齢者は年々増加傾向にあります。



【要介護（要支援）認定者数の推計】

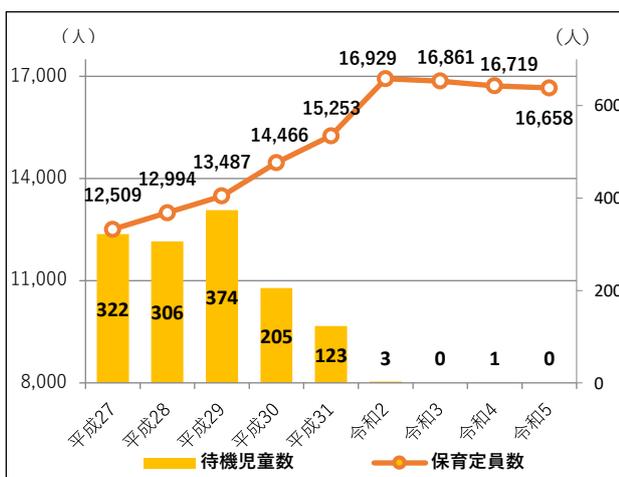
要介護・要支援認定者数の将来推移は、後期高齢者数の増加に伴い、要支援、要介護それぞれ増加する見込みとなっています。



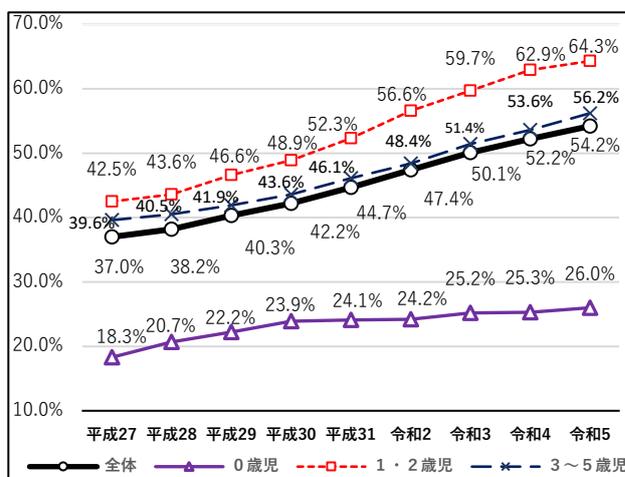
(4) 子ども

【保育需要の推移】

保育定員は、令和2年度まで増加傾向にあり、令和2年度以降、待機児童はほぼ解消しました。子どもの保育需要を年齢別にみると、需要は年々増加傾向にあり、令和3年度以降は5割を超えています。また、1・2歳児の需要が最も多くなっています。



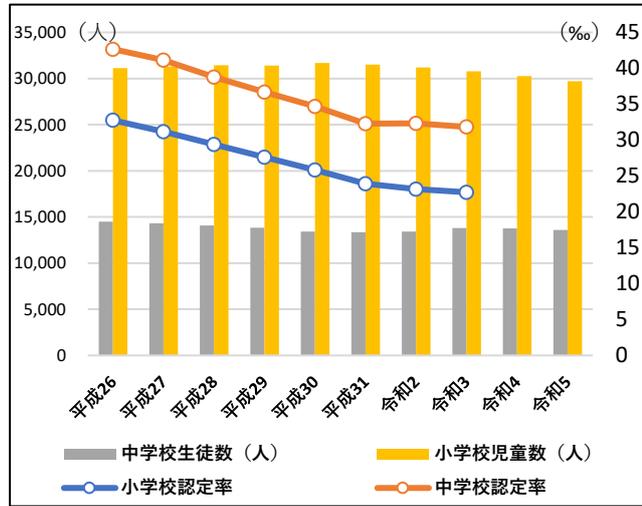
図：保育定員と待機児童数の推移



図：子どもの年齢別保育需要の推移

【児童人口・就学援助率の推移】

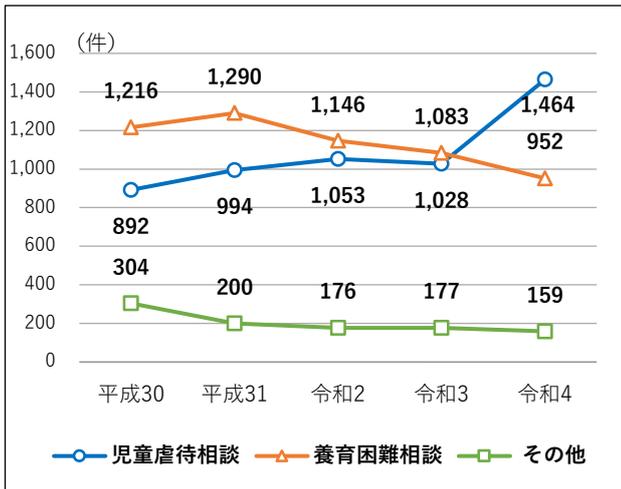
児童生徒数は横ばい傾向ですが、就学援助率は減少傾向にあります。



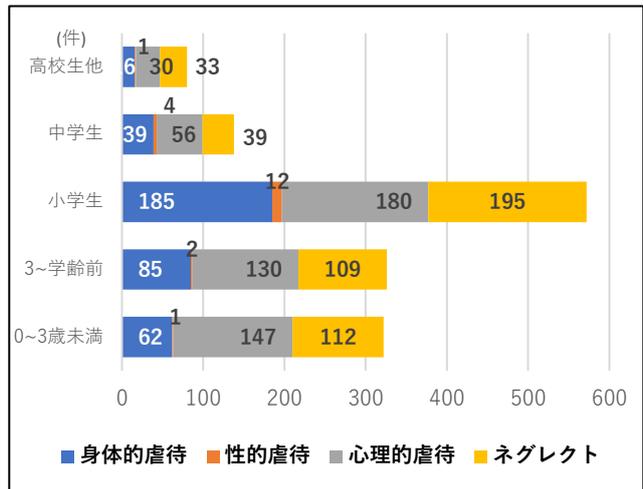
【児童虐待関連】

子どもの年齢別に虐待の種類を見ると、就学前は心理的虐待が最も多く、次いでネグレクト、身体的虐待の順となっています。

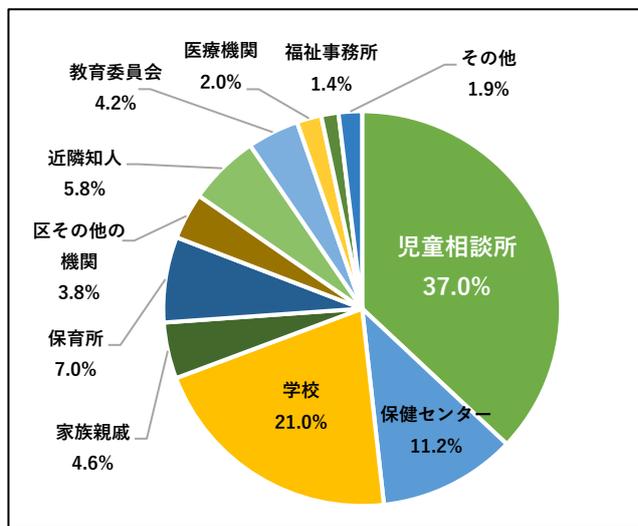
就学後は、心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待の差は少なくなっています。児童虐待の通報元を見ると、児童相談所が最も多く、次いで学校、保健センターの順となっています。



図：児童虐待相談件数



図：年齢別虐待の種類

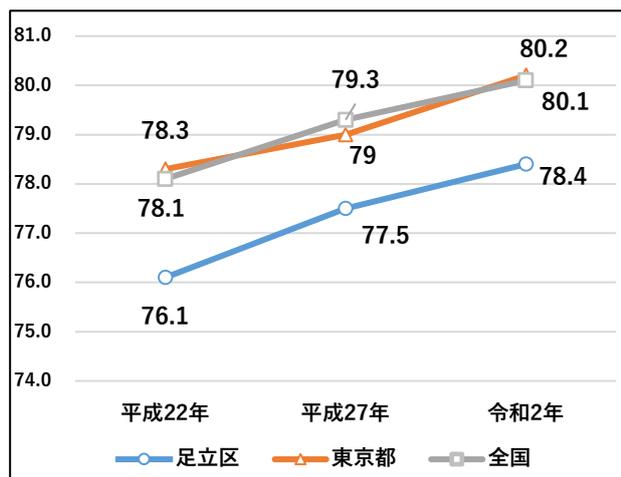


図：通報元別虐待件数の割合

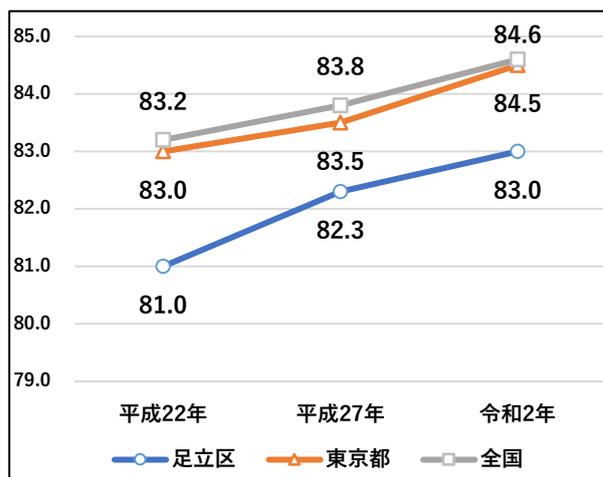
(5) 保健

【健康寿命の推移】

健康寿命は、令和2年度で男性 78.4 歳、女性 83.0 歳で、男女とも年々高くなっていますが、全国及び都平均と比較すると、低い数値となっていますが差は縮小傾向にあります。



図：健康寿命の推移(男性)



図：健康寿命の推移(女性)

【自殺死亡率の推移】

自殺率は、40歳以上の男性と、60歳以上の女性を中心に減少傾向にあります。

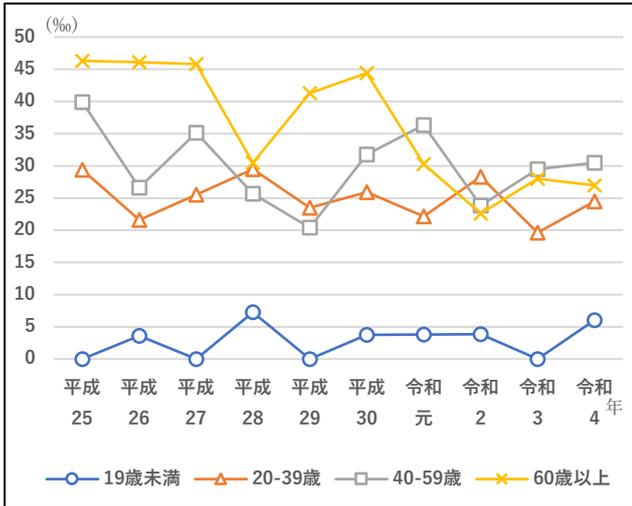


図:足立区での年齢別自殺率の推移(男性)

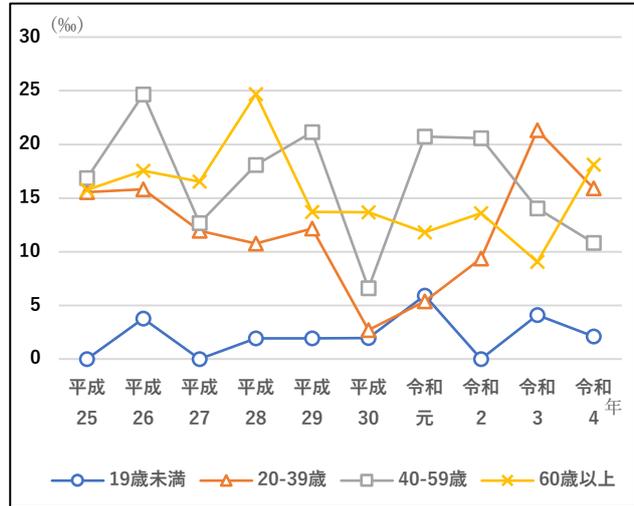
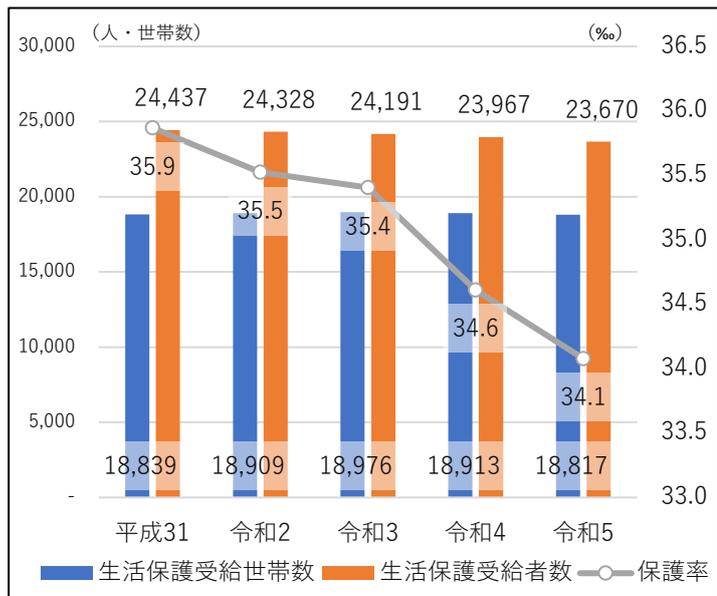


図:足立区での年齢別自殺率の推移(女性)

(6) 貧困(生活困窮)

【生活保護被保護人員(受給世帯数・受給者数)・保護率の推移】

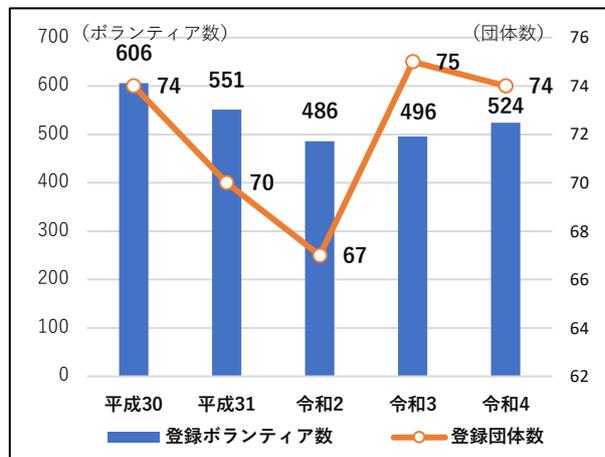
生活保護世帯数及び受給者数は、ともに横ばい傾向にあります。一方で、保護率は減少傾向にあり、これは総人口・世帯数が増加傾向にあることから、相対的に減少したと考えられます。



(7) ボランティア

【ボランティア登録数】

ボランティア登録数は、ボランティアの人数・登録団体数ともに、令和2年を底に増加に転じています。



【絆のあんしん協力員・協力機関数の推移】

絆のあんしん協力員数は、近年横ばいで推移しており、また、絆のあんしん協力機関数は、増加傾向にあります。

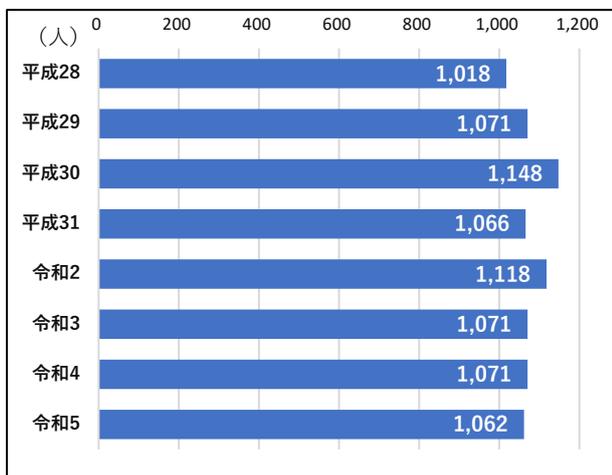


図:絆のあんしん協力員数の推移

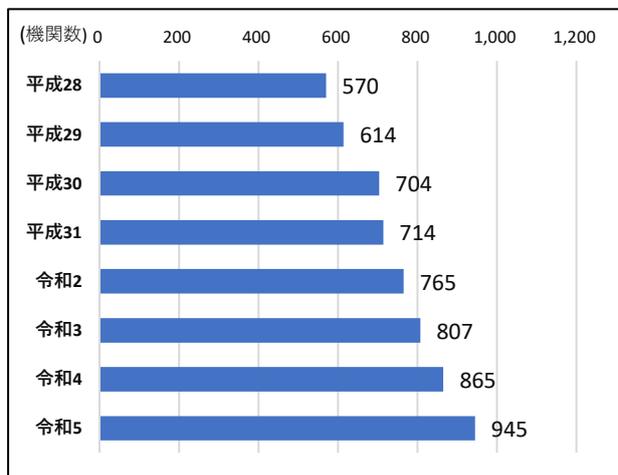


図:絆のあんしん協力機関数の推移

7 用語説明

アルファベット

■DV(でいー・びい)

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■ICT(あい・しー・ていー)

Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、日本でも定着しつつある。

■LGBT(える・じー・びー・ていー)

レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったもの。前述の4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的である。

また、「SOGI」(ソジ)は、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称であり、この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

■NPO(えぬ・ぴー・おー)・NGO(えぬ・じー・おー)

NPO(Nonprofit Organization)は非営利組織、NGO(Non-governmental Organization)は非政府組織の略称。どちらも市民が主体で営利を目的とせずに、課題解決やよりよい社会をつくる活動を行う団体のことを指す。日本では、国内の課題に対して活動する団体をNPO、海外の課題に取り組む活動を行う団体をNGOと呼ぶ傾向にある。

■PDCA(ぴー・でいー・しー・えー)

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを繰り返し行うことで、業務効率を改善するための枠組みのこと。最後のステップ(Action)が終了したら、最初(Plan)に戻り、プロセスを循環させることから、PDCAサイクルとも呼ばれる。

■SDGs(えす・でいー・じー・ず)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。2015年9月の国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、日本としても積極的に取り組んでいる。

■SNS(えす・えぬ・えす)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

あ行

■アウトリーチ(Outreach)

「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを意味する。

■アクセシビリティ(Accessibility)

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳され、一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われる。高齢者や障がいの有

無等にかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報アクセシビリティ」が求められている。

■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人(推計)とされている。

■エンディングノート

万が一のときに備え、「家族や親しい方に覚えておいてほしいこと」や「自分自身の希望」を書きとめておき、遺された人に届けるための覚え書きノート。足立区では、もっと元気に、もっとポジティブに生きるために役立てられるよう、独自に「じぶんノート」としてリニューアルした。

か行

■カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚を持つ様々な利用者に配慮して、なるべくすべての人に情報が伝わるものづくりをすること。

■グリーフケア

「grief(グリーフ)」は、「悲嘆」や「深い悲しみ」を意味し、身近な人との死別を経験し、悲嘆に暮れる人を悲しみから立ち直れるよう、寄り添い支援すること。遺族に寄り添う姿勢が大切であるとされている。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる。

■圏域

限られた一定の範囲・作用などの及ぶ範囲のこと。福祉分野でいう圏域は、地域福祉を推進するために必要な取組みや、仕組みづくりを

効率的・効果的に展開するための地域の範囲のこと。

■権利擁護

知的障がいや精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい人のために、代理人が権利の主張や自己決定をサポート、代弁して権利を擁護・表明する活動のこと。

■合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

■合理的配慮

障がいのある方の人権が、障がいのない方と同じように保障されるとともに、教育や就業・その他社会生活において平等に参加できるよう、障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められている。

■子どもの貧困

「相対的貧困」のことを指し、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯のことをいう。子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。日本の子どもの貧困率は、OECD加盟国の中で最悪の水準にあり、7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされている。

■個別避難計画

高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。令和3年5月に改正された

災害対策基本法において、作成が区市町村の努力義務と位置付けられた。

■コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなぐほか、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。社会福祉協議会に属していることが多いが、属している組織や団体によっては、地域福祉コーディネーターとも呼ばれる。

さ行

■ジェンダー(gender)

生物学的な性(sex)とは違い、社会的・文化的につくられている性のことを指す言葉であり、男性と女性の役割の違いにより形成された社会的性別のこと。「社会的性別」はそれ自体に善悪の価値を含むものではなく、国際的にも使われているが、「料理は女性がするもの」「仕事は男性がするもの」といった「女らしさ」「男らしさ」という文化的に作られた意識を指す。こうした先入観から、ジェンダーの不平等は生まれる。

■社会福祉協議会

昭和26年(1951年)制定の社会福祉事業法(現「社会福祉法」)に基づき設置された、民間の社会福祉活動の推進を目的とする営利を目的としない民間組織のこと。各都道府県、市区町村で、地域住民のほか、社会福祉関係者や保健・医療関係機関等の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行っている。

■重層的支援体制

人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された制度。本支援体制では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。

■住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯と定められている。また、国土交通省令において、外国人等が定められているほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、追加することができる(例:新婚世帯など)。

■情報リテラシー

世の中に溢れる様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。リテラシー(literacy)は、英語で文字の読み書き能力を表す「識字」を指し、情報を組み合わせて「情報を正しく読み解き、発信できる」との意味になった。

■スクールカウンセラー(SC)

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど業務は多岐にわたり、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

■スクールソーシャルワーカー(SSW)

教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人のこと。

■生活保護制度

資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度のこと。

■成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人

が、色々な契約や手続をする際にお手伝いする制度。認知能力があるうちに自分で成年後見人を選ぶことができる任意後見制度と、すでに判断能力の全部または一部が不十分である状態で手続を開始する法定後見制度に分かれる。

た行

■多機関協働

重層的支援体制整備の一つである、相談者の属性や世代・内容に関わらず相談を受けとめ、自らだけでは解決できない場合に、多機関がお互いに持つ支援のノウハウを共有し、協働で支援の道筋を調整すること。

■ダブルケア

「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態のこと。晩婚化や出産時期の遅れ、少子化による家族構成の変化が主な要因とされており、ダブルケアを行う人の身体的・精神的負担が大きくなることから、大きな社会問題となっている。

■地域福祉

住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、問題を抱えた人が地域社会とつながりを持ち、地域社会を構成する多様な人々と一緒にお互いに支え合いながら、行政機関や福祉の専門家等と協力しあい課題に取り組む考え方のこと。

■地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域包括ケアシステム

人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門

職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で対応していくというシステム。

■地域包括支援センター

区市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。足立区には25か所ある。

な行

■認認介護(にんにんかいご)

認知症の高齢者が、認知症の高齢者を介護している状態を指す。認認介護は後述の老々介護が更に深刻化した状況であり、問題視されている。

■認知症

脳の変性疾患や脳血管障がいにより、記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、6か月以上にわたり日常生活に支障をきたしている状態のこと。

■ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護や世話・養育・介護などを怠り、放任する行為のこと。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつであり、日本では特に子どもへの「育児放棄」を指すことが多い。

は行

■8050(はち・まる・ごー・まる)

高齢の親と、働いていない独身の中年の子が同居している世帯のこと。ひきこもりの長期高年齢化と親の高齢化につれて、社会的孤立と深刻な生活困窮に陥る可能性がある(例：80代の親と50代の子)。

■発達障がい

「発達障害者支援法」では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習

障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害」と定義される。「見えにくい障がい」と言われ、本人や周囲が気づいていないこともあるほか、得意な部分と苦手な部分がアンバランスなため「理解されにくい障がい」とされる。

■バリアフリー

高齢者・障がい者等が生活していく上での障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方を指す。

■ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(就学・就労・家庭外での交遊など)を回避し、概ね6ヵ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念のこと。

■避難行動要支援者

要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・児童・傷病者・外国人など特に配慮を要する者)のうち、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

■フレイル

医学用語「frailty(フレイルティー)」の日本語訳で、健常な状態と要介護状態(日常生活でサポートが必要な状態)の中間状態の概念。多くの高齢者は健常な状態から、筋力が衰える「サルコペニア」という状態を経て、さらに生活機能全般が衰える「フレイル」となり、要介護状態に至ると考えられている。

■保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。法務大臣から委嘱を受け、保護観察(犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導し、生活上の助言や就労援助等を行い、その立ち直りを助けるもの)や、生活環境調整・犯罪予防活動を行う。全国で約4万7000

人が活動している。

ま行

■民生・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく、ボランティアとして活動する(任期は3年で再任可)。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねるとされている。人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人などの要件を満たす人が委嘱され、市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等を経て推薦、委嘱される。全国で約23万人が活動している。

や行

■やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語(日常的な場面や身近な話題で使われる日本語を「ある程度」理解できる人が使うレベル)のこと。外国人への情報伝達を目的に考案された言葉であるが、普通の日本語より簡単で、分かりやすい言葉に変換されていることから、小さな子どもや高齢者、障がいを持った人などにも有効な情報伝達手段とされる。

■ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を、日常的に行っている子どものこと。家族の世話等が常態化しており、問題として認識できておらず、家庭内で発生していることから、外部から気づきにくい背景がある。

ら行

■ライフステージ

生活課題を検討しやすくするため、人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考えるそれぞれの段階のこと。分け方は様々であり、人の誕生から成長発展の過程について、乳幼児期・学童期・青年期・成人・壮年期、高齢期などとしたり、その段階

が持つ意味から、準備期、順応期、蓄積期、両親期、再発見期、引退期と分けることもある。

■老老介護(ろうろうかいご)

高齢者の介護を高齢者が行うことを言い、主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

わ行

■我が事・丸ごと

地域で起こっている問題・課題を「他人事」ではなく「我が事」と捉える社会づくりと、対象・分野などで縦割りになっている社会保障の仕組みや複合的な問題を「丸ごと」受け止め、誰もがあるときは支え手になり、困ったときには支えてもらいながら共に生きる考え方。

足立区地域保健福祉計画(令和6年度～令和11年度)

発行 足立区
発行月 令和6年3月
編集・発行 足立区福祉部福祉管理課
東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電話:03-3880-5111(代表)

印刷 株式会社
所在
電話:

